

2021 年度申請

# 点検・評価報告書



金城学院大学

## 目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	28
第4章 教育課程・学習成果	34
第5章 学生の受け入れ	61
第6章 教員・教員組織	74
第7章 学生支援	83
第8章 教育研究等環境	94
第9章 社会連携・社会貢献	106
第10章 大学運営・財務	
(1) 大学運営	112
(2) 財務	121
終章	124

## 序章

### 1. 金城学院大学の設立の目的とその歴史

本学は、福音主義のキリスト教に基づき、学校教育法にのっとり、女性に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界の平和と人類の福祉に貢献する人物を養成することを目的としている。こうした目的を掲げる本学の基礎には、130年余にわたる金城学院の歴史がある。

金城学院は、1889年、米国南長老派教会の女性宣教師アニー・ランドルフが私費をもって設けた「女学専門冀望館」に始まる。翌年、校名を「私立金城女学校」に改めた同校は、その体制を整え、1915年には文部省令に基づく高等女学校となり、名古屋の地でキリスト教女子教育を精力的に展開していった。そして敗戦後の学制改革のなか、1947年に「金城学園中学校」が認可され、翌年には「金城学院中学校」に改称するとともに、金城学院高等学校を設立する。こうした流れの上に、1949年、本学が設立されるに至ったのである。それは奇しくも学院創立60周年の節目のときでもあった。以来、英文学部英文学科の単科大学から始まった本学は、次第にその規模を拡充し、今日では5学部12学科・2研究科6専攻を擁する総合大学へと成長を遂げている。

こうした歴史を背景とする本学は、聖書の教えに基づいて、豊かな人間性と深い専門的学識をバランスよく兼ね備えた女性を送り出すことをその使命としている。金城学院のスクールモットーである「主を畏れることは知恵の初め。」(箴言1章7節)や本学の教育スローガン「強く、優しく。」は、全人的な教育のもとに集う学生・教職員のあるべき態度をよく表現している。本学は、今後もこうした歴史と使命をもって、さらなる教育研究活動を進めていこうとするものである。

### 2. 前回の認証評価を踏まえた改善・向上の取り組み

本学は、公益財団法人大学基準協会により実施された大学評価(第2期認証評価、2014年度)の結果、大学基準に適合している旨の認定を得た。その際、キャリア形成に関する学生支援や「特別研究期間制度」運用による若手教員の人材育成が実施されている点などを本学の特色として評価された。その一方で、①一部の学部・学科の卒業年次学生におけるCAP制の設定、②人間科学部現代子ども学科の編入定員に対する編入学生数比率の改善、③学長等の役職者における権限と責任の明確化、④事務組織における組織変更にあわせた規程の整備といった4項目が努力課題として指摘された。

## 序章

こうした指摘を受けて本学では、副学長および評価担当学長補佐が、所管する部署とともに改善に向けた検討を通して、規程等の整備や対応策の実進を進め、2018年7月に改善報告書を大学基準協会に提出している。そののち2019年5月に同協会より、「改善報告書検討結果」が送付され、「貴大学が、これらの努力課題を真摯に受けとめ、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」との評価を得ることができた。

ただし、努力課題の①については、CAP制に例外規定があるため「単位数の上限設定制度が形骸化しないよう十分注意」すべきことが、また同じく②については、「やや改善が見られる」に留まっており、「編入定員の在り方を含め、適切な定員管理に向けて、改善に努められたい。」と指摘された。これに対し本学では、①に関しては、大学教務委員会をはじめとした各部署において、CAP制の趣旨をふまえ、形骸化に注意を払いつつ運用するよう努めてきたところであり、また②に関しては、2019年度に、幼稚園教諭・保育士・小学校教諭などの教育現場での人材を育成するという教育研究上の目的をより反映した名称として「現代子ども教育学科」へと変更するなどの取り組みを行っているが、引き続き編入定員のあり方を含めた検討を進める必要があるだろう。

### 3. 内部質保証を推進する体制の整備とその展望

これまで本学では、金城学院大学自己評価委員会（以下、「大学自己評価委員会」）を中心に質保証を展開してきたが、その活動がしばしば単年度評価に終わり、中長期的な展望に基づいたものとなっていない点に問題があった。そのため2017年度以降、金城学院中期計画における大学関連項目に基づいて、各部門の活動目標を策定することとした。これにより、「学院の基本方針—自己点検・評価活動—活動計画の策定」という三者の関係を明確化させ、全学的なPDCAサイクルを機能させることを目指したのである。

しかしながら、従来の大学自己評価委員会は、各部門における自己点検・評価の実施をマネジメントすることにとどまっており、全学的な質保証を推進するところには及んでいなかった。こうした反省をふまえ、2019年12月に大学自己評価委員会を内部質保証推進会議に改組し、全学的な質保証の取り組みを担う組織として設定した。またこれと同時に、質保証の対象から教学マネジメントを独立させ、もっぱらこれを取り扱う組織として、その機能を拡充した教育課程編成会議を据えることとした。

## 序章

これら二つの会議による新たな体制によって、本学の質保証を推進することとなったが、その本格的な運用は2020年度に始まったばかりであり、PDCAサイクルの一巡を通して、さらなる改善・向上を目指していきたいと考えている。

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

金城学院の歴史は、米国人女性宣教師であるアニー・ランドルフにより、1889年に創設された女学専門冀望館に始まる。以来、本学院は、130年の長きにわたり、福音主義のキリスト教に基づいた全人的な女子教育を展開してきた。そしてその建学の精神は、1970年に、近藤武一副学院長（翌年、理事長兼学院長就任）によってまとめられた「学院教育の三本柱」——「①福音主義キリスト教にもとづく女子教育」「②全人的な一貫教育」そして「③国際理解の教育」——においてもっともよく表現されている（資料1-1、32頁）（資料1-2【ウェブ】）。

金城学院大学は、こうした建学の精神を高等教育の分野において実現するために、1949年に英文学部の単科大学として設立された。現在では5学部・2研究科を擁し、優秀な卒業生・修了生が輩出する総合大学として、東海地区における代表的な女子大学へと成長している。

この「学院教育の三本柱」に象徴される建学の精神を受けて、本学学則第1条には、「本学は、福音主義のキリスト教に基づき、学校教育法にのっとり、女性に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界の平和と人類の福祉に貢献する人物を養成することを目的とする。」と、その目的が明記されている（資料1-3【ウェブ】）。こうした目的のもと、各学部・学科においては、「教育研究上の目的」を定め、おのおのの専門性に基づき、現代社会において活躍できる女性を育成する教育を展開してきた。

具体的には、文学部では、「日本語あるいは外国語または音楽演奏」を通じた「言語運用能力や自己表出力、芸術的表現力」を有した人材を、生活環境学部では、「人間と環境をめぐる生活の諸課題」を「学際的、総合的」に究明・解決する実践的な能力を有した人材を、国際情報学部では、「国際化、情報化に関する専門的な知識と技能」を有し、現代社会における諸問題の解決に取り組める人材を、人間科学部では、「発達する存在」「心理

## 第1章 理念・目的

的存在」「支えあう存在」の3つを人間理解の中核に置き、現代社会のなかで自律的に生きていける人材を、薬学部では、「高いコミュニケーション能力」を有した「専門性の高い薬学ジェネラリスト」として、地域社会並びに医療現場で信頼される人材を育成することをその目的としている（資料1-4【ウェブ】）。

また博士課程（前期課程・後期課程）においても、この「学院教育の三本柱」を踏まえつつ、高度な職業専門人や教育研究者を養成すべく、「金城学院大学大学院学則」（第1条）には、その目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与すること」（資料1-5【ウェブ】）と明記している。そしてこの目的を実現すべく、文学研究科では、「言語、文化、社会」の領域を対象とした教育研究を通し、現代社会の諸問題に対応できる「広い視野と高度な専門性」を、また人間生活学研究科では、「人間生活を物質的、精神的、社会的に充実発展させるための研究、実践」を担う能力を修得することをその「教育研究上の目的」として定めている（資料1-5【ウェブ】、別表I）。

以上のように、本学では、大学をはじめ学部・研究科における理念・目的を適切に設定していると判断するものである。

**点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学および大学院の理念・目的については、「金城学院大学学則」（資料1-3【ウェブ】）および「金城学院大学大学院学則」（資料1-5【ウェブ】）の第1条にいずれも明示されており、また各学部・研究科における教育研究上の目的は、おのおのの学則「別表I」に明示されている。またこれらは、本学ウェブサイト（資料1-6【ウェブ】）や学生ハンドブック『プランタン』（資料1-7【ウェブ】、41頁）等に掲載し、学生・教職員および学外に対してその周知を図っている。

こうした理念・目的に対する理解を、学内外において深めるための取り組みは、種々の機会を通して実施している。学生に対しては、共通教育科目に建学の精神を学ぶ「金城アイ

## 第1章 理念・目的

デンティティ科目」(資料 1-8【ウェブ】)を設け、とりわけ必修科目として「キリスト教学(1)」(資料 1-9【ウェブ】)・「キリスト教学(2)」(資料 1-10【ウェブ】)を開講している。また日々の礼拝(資料 1-11【ウェブ】)をはじめキリスト聖誕祭(資料 1-12【ウェブ】)などを通して、大学の理念・目的を学ぶ機会を設けている。これに加え、2019年度には必修科目として「女性みらい」を設け、現代社会における女性の自己実現・キャリアモデルを知ることを通して、本学の理念・目的を理解する場を設けている。

各学部においては学科ごとに初年次教育として「入門」「概論」や「基礎」を冠した講義・演習が設けられ、これらを通して各学科の目指すところや特色を学ぶことができるようになっている。たとえば、国際情報学部国際情報学科では、入門的な講義科目である「国際情報概論」(資料 1-13【ウェブ】)と協調的な学修を行う演習科目としての「WLI A」(資料 1-14【ウェブ】)・「WLI B」(資料 1-15【ウェブ】)を組み合わせることで、学科 DP に掲げられている「協調的リーダーシップ」の育成という課題を学生に理解させている。

教職員に対しては、毎年度「大学教員キリスト教セミナー」を実施し、「福音主義」を初めとする建学の精神についての学びを深める機会を設けている(資料 1-16【ウェブ】)。また、新任教職員に対しては、新任者オリエンテーションを開催し、学院宗教総主事から建学の精神や理念・目的等を周知している。

社会に対しては、本学ウェブサイトにおいて建学の精神(資料 1-17【ウェブ】)やその実践活動(資料 1-18【ウェブ】)について広報し、また学院創立 130 周年・大学設立 70 周年を迎えた 2019 年度に、『金城学院 創立 130 周年史』(資料 1-1)を作成し、これを頒布するなどその情報発信を展開している。このほか 2009 年度より、『「車内の金城学院大学」シリーズ』(資料 1-19【ウェブ】)と題する電車内広告を通して、本学の教育・研究活動の内容を広く一般の方々へと伝えてもいる。また受験生に対しては「金城学院大学 受験生応援サイト Lily Navi」(資料 1-20【ウェブ】)を開設し、受験情報にとどまらない情報提供を進めている。

このように、本学では、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を適切に明示し、教職員および学生に周知するとともに、社会に対して公表していると判断するものである。



点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は設立70周年を控えた前年の2018年度に、「金城学院大学 VISION 2030 —10年後、さらに輝く大学になるために—」（資料1-21）を策定し、「福音主義キリスト教にもとづく女子教育」「全人教育」「国際理解の教育」という「学院教育の三本柱」に基づき、変化の著しい時代における社会の要請に応えうる大学としてあり続けるために、教育・研究・地域共生および環境整備に関して、2030年までに目指すべき大学像を提示した。さらに2019年度には、学院創立130周年にあわせ『金城学院中期計画（2020年度～2024年度）』（資料1-22【ウェブ】）が策定され、これに基づいて本学では「教育研究の推進と学習支援」「地域社会との共生」「環境整備」の三分野におけるアクションプランが設定され、2020年度より実施されている。

こうした現状を踏まえ、本学は、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断するものである。

## （2）長所・特色

金城学院は「主を畏れることは知恵の初め。」（『旧約聖書』「箴言」1章7節）をスクールモットーとしている（資料1-23【ウェブ】）。「知恵」すなわち学術を探究する究極的な目的は、キリスト教的な世界観・価値観に立脚した精神の涵養にこそあると考え、本学は、「強く、優しく。」（資料1-24【ウェブ】）を教育スローガンとして掲げて、その教育・研究活動を展開している。これまでも、こうした理念に基づき、「全人教育」を強化し、「女性教育」を推進し、またそして「国際理解」を充実させてきたところである（資料1-1、52～56頁）。

本学では、単に学術のみを授けるのではなく、人間存在全体に対する本源的な在り方を——とりわけ女性というジェンダーを自覚したうえで——探究することを目指している。それは学生各人が、いのちの源である神と人への愛をもち、多様化する世界や社会に積極的に関わることのできる人材を養成することにほかならない。こうした建学の精神・理念に立脚し、教育・研究を推進している点が本学における長所・特色であると言える。

## 第1章 理念・目的

### (3) 問題点

本学の公式ウェブサイトにおいては「建学の精神」や「教育研究上の目的」を公表しているものの、受験生向けの大学案内（資料 1-25）や入試情報ウェブサイト（資料 1-20【ウェブ】）においては、必ずしも十分に提示されていない。ただし、教育スローガンである「強く。優しく。」やスクールモットー「主を畏れることは知恵の初め。」については、大学案内において詳説している（資料 1-25、162 頁）。今後は、こうした基本情報へのアクセスがより容易になるよう、これら案内・要項の構成を検討すべきであろう。

### (4) 全体のまとめ

本学は、「学校法人金城学院寄附行為」（資料 1-26【ウェブ】）に記された学院の目的に基づき、福音主義キリスト教の精神に基づいた全人的教育を通して、真理と正義を愛し、世界の平和と人類の福祉に貢献する女性の育成に努めてきた。それは、本学のルーツであるアメリカ人宣教師アニー・ランドルフが、1889 年に金城学院を創立して以来の理念に基づくものでもあり、キリスト教精神に基づく女性解放の営みでもあった。今日の日本社会における女性の地位は、学院創立あるいは、本学設立（1949 年）の当時に比すれば、相応に向上したと言うこともできるが、しかしなおその道半ばと言わざるをえない。こうした現状に対し、本学は、今後も女子高等教育機関としての社会的役割をしっかりと自覚し、建学の精神や理念を堅持しつつ、掲げられた「教育研究上の目的」を実現すべく努めているところである。

以上のことから本学は、建学の精神や理念に基づき、「教育研究上の目的」を適切に設定・公表するとともに、その実現のための中・長期の計画や諸施策を策定・実施していると判断するものである。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

### 現体制以前（2019年度まで）の状況

本学における質保証のための全学的な方針および手続については、2019年12月に、抜本的に改められ、2020年度よりこれが本格的に運用されるに至った。もとよりこれ以前においても、第2期認証評価（2014年度）において確認されたように（資料2-1【ウェブ】、18頁）、こうした方針および手続は定められていた。具体的に言えば、学部・学科、研究科・専攻および各委員会等（以下、「各部門」）において策定された活動計画と活動報告とを大学自己評価委員会において審議・承認し（資料2-2）、またその結果を毎年度ごとに「自己点検・評価報告書」としてまとめるかたちで、本学の質保証を展開していた（資料2-3【ウェブ】）（資料2-4）。

このように策定された活動計画によって、各部門は年次目標を意識した活動を行い、その実現に取り組むという効果をみせたが、その一方で、それが年度ごとのものであるため、ときに単年度評価に終わってしまうことがあった。こうした課題を踏まえ、2017年度からは、主に『金城学院中期計画（2015年度～2020年度）』（資料2-5【ウェブ】）における大学関連項目に基づいて、各部門の活動目標を策定・実施することとした（資料2-6【ウェブ】、3頁）。これにより、「学院の基本方針—自己点検・評価活動—活動計画の策定」という三者の関係を明確化させ、中長期的な視野による全学的なPDCAサイクルの展開を目指したのである。

### 現体制（2020年度以降）への転換

こうした質保証体制の運用を通していくつかの課題も現れてきた。とくに大学自己評価委員会は、学部・学科や研究科・専攻および委員会等（以下、「各部門」）における自己点検・

## 第2章 内部質保証

評価の実施をマネジメントすることにとどまっており、その改善・向上を含めた全学的な質保証を推進するところには及んでいなかった。こうした反省をふまえ、本学では、2019年11月に、「金城学院大学内部質保証の方針」を定め、あらたな体制を構築することを示した（資料2-7）（資料2-8【ウェブ】）。この方針は、ウェブにおいて公開するとともに、自己点検・評価の実施が指示される際に、毎年度確認されている（資料2-9）（資料2-10）。

### 金城学院大学内部質保証の方針

2019年11月6日制定

金城学院大学（以下、「本学」という。）は本学の掲げる目標を実現するため、以下の通り、内部質保証の方針を定める。

#### 1 基本的な考え方

- （1）本学は福音主義のキリスト教に基づき、学校教育法にのっとり、女性に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界の平和と人類の福祉に貢献する人物を養成することを目的としている。本学が自ら掲げるこれらの目標の実現に向けて、教育研究活動をはじめとする諸活動は、本学の中期計画に基づき行われ、諸活動に携わる組織自らが、自己点検・評価を行い、質の保証とその改善・向上に向けた恒常的な取組みを推進する。

#### 2 組織

- （1）本学における全学的な内部質保証の取組みは、金城学院大学内部質保証推進会議（以下、「推進会議」という。）が統括・推進し、責任を負う。
- （2）内部質保証の内、本学における教学マネジメントに関わる事項は、金城学院大学教育課程編成会議（以下、「編成会議」という。）が統括・推進し、責任を負う。

#### 3 活動指針

##### （全学的な内部質保証）

- （1）推進会議は、本学における内部質保証推進のため、金城学院大学内部質保証推進会議規程に定める活動を行う。
- （2）学科・専攻及び委員会（以下、「各部門」という。）は、推進会議の定める基本方針に基づき、毎年度、自己点検・評価を行う。また、各部門は当年度点検・評価の結果及び次年度の計画をまとめ、推進会議に報告・提案し、改善指示に基づき

改善に取組み、その結果を推進会議に報告する。推進会議は、各部門による改善結果の報告を受けてこれを確認する。

### (教学マネジメント)

(3) 編成会議は、本学における教育の内部質保証推進のため、金城学院大学教育課程編成会議規程に定める活動を行う。

(4) 学科・専攻及び教育の内部質保証に関係する委員会（以下、「教育の内部質保証に関係する各部門」）は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、教育活動等を実施し、編成会議の定める方針に基づき、毎年度、自己点検・評価を行う。また、教育の内部質保証に関係する各部門は当年度点検・評価の結果及び次年度の計画をまとめ、編成会議に報告・提案し、改善指示に基づき改善に取組み、その結果を編成会議に報告する。編成会議は、教育の内部質保証に関係する各部門による改善結果の報告を受けてこれを確認する。

(5) 編成会議は、教学マネジメントに関する自己点検・評価を取りまとめて推進会議に報告する。

## 4 情報公開

(1) 本学の社会に対する説明責任を果たすために、毎年度の自己点検・評価報告書等の内部質保証の取組みに関する情報を適切に公表する。

こうした方針に基づき 2019 年 12 月には、大学自己評価委員会を内部質保証推進会議（以下、「推進会議」）に改組し、全学的な質保証の取り組みを統括・推進する組織として設定した（資料 2-11）。またこれと同時に、全学的な質保証の対象から教育に関する全学的な内部質保証の取り組み（以下、「教学マネジメント」）を分立させ、もっぱらこれを統括・推進する組織として、既存の組織である教育課程編成会議（以下、「編成会議」）の機能を拡充させ、これにあてることとした（資料 2-12）。

こうした推進会議の権限や役割および学部・研究科その他の組織との役割分担については、「金城学大学内部質保証推進会議規程」（資料 2-13）に規定されている。また本学における全学的な教学マネジメントについては、推進会議から編成会議に付託され、推進会議はその報告をうけるものとなっている（資料 2-13、第 6 条第 2 項）。こうした編成会議の権限や各部門との役割分担については、「金城学院大学教育課程編成会議規程」（資料 2-14）に規定されている。

## 第2章 内部質保証

このように、本学では内部質保証に関する基本的な考え方を定め、推進会議を中心とする内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、そして学内各部門との関係や手続を適切に設定し、これを明示し、学内で共有している。

### 点検・評価項目②： 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

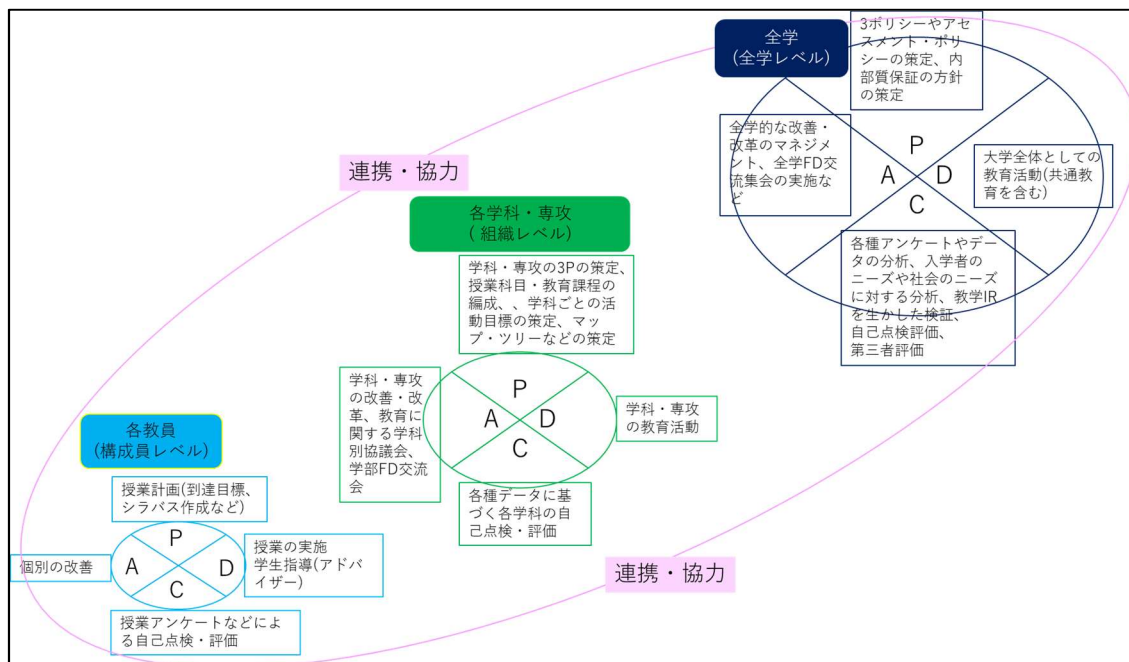
評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、以下のような3つのレベルにおけるPDCAサイクルを通して、全学的な内部質保証を運用する体制を整えている。

- ①全学レベル 大学全体における改善・改革の取り組み
- ②組織レベル 各学科・専攻等における改善の取り組み
- ③構成員レベル 各教員における授業等での改善の取り組み

内部質保証の推進には、こうした3つのレベルでのPDCAが連携・協力して展開されるようになっている。

図2-1 PDCAサイクルの3つのレベル

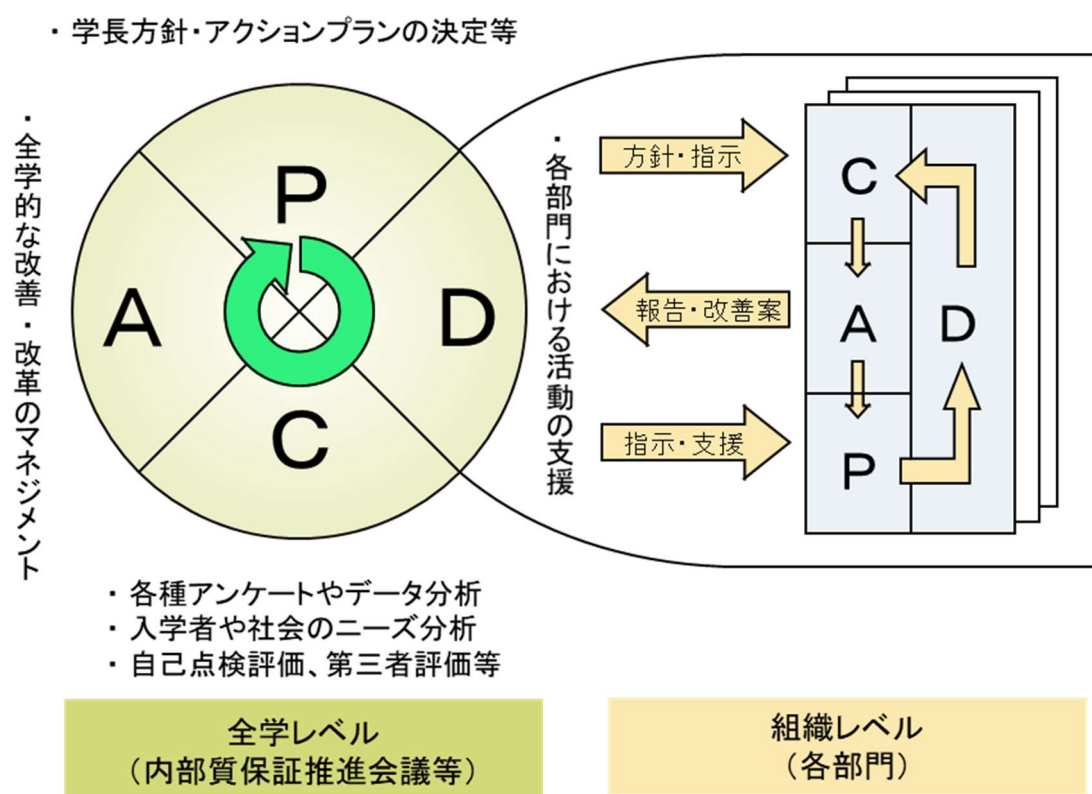


こうした全学レベルにおけるPDCAサイクルの運営は、推進会議が主に担っている。すなわち推進会議は、内部質保証のための全学的な目標・計画を策定し、またこれを各部門に対し実施するよう指示する。各部門は、その指示を受けて活動計画を策定し、これに基づき

実施した内容を活動報告として自己点検・評価し、推進会議に提出する。推進会議はその内容を審議・承認するとともに、必要に応じて各部門に対する改善・向上を指示する（資料2-13、第6条）。各部門は、こうした指示について、できる限り速やかにその改善に努め、改善の結果を本会議に適宜報告することとなっている（資料2-13、第9条）。

この推進会議から本学における全学的な教学マネジメントについて付託されているのが編成会議である。すなわち編成会議は、全学的な教学マネジメントにおける方針を策定し、また関係する各部門に対し、その方針に基づいた活動計画の策定およびその実施を指示する。各部門は、実施した内容を活動報告として自己点検・評価し、編成会議に提出する。編成会議はその内容を審議・承認するとともに、必要に応じて各部門に対する改善・向上を指示し、その結果について確認することとなっている（資料2-13、第5条）。

図 2-2 全学レベルと組織レベルの PDCA サイクル



なお組織レベルの PDCA サイクルの運営については、2019 年度までは各学部・研究科や委員会単位に設置された自己評価委員会において、もっぱらこれを行っていた。しかし複数の学科が所属している学部・研究科もあることを鑑み、よりきめ細かな運営ができるよう、2020 年度以降、教学マネジメントに関する内容については、編成会議の下で、学位プログラム（学科・専攻）単位で行うように変更されている。

## 第2章 内部質保証

また本学では、2019年度に設置されたIR室が、教育研究活動にかかるデータや情報を収集・分析し、各部門における活動を支援するとともに、全学でのFD・SD交流集会などの場において、その分析結果を学内で共有し、これを通じた改善・向上の提案を行っている（資料2-15）。また、構成員レベルにおいても、IR室を中心に、授業評価アンケートや受講者数などのデータを提供することで、各教員がみずからの教育活動の改善・向上を図ることができるようになっている。本学では、このように各レベルにおけるPDCAサイクルの展開を支援する体制となっている。

なお組織レベルの自己点検・評価に関しては、推進会議または編成会議において、その指示を受ける部門を異にしており、具体的には以下のようにになっている（資料2-9）（資料2-10）。

表 2-1 推進会議および編成会議所管の自己点検・評価を行う各部門

推進会議	編成会議
学長室 大学FD委員会 大学教務委員会 入学センター委員会 大学学生生活委員会 図書館委員会 キリスト教センター委員会 国際交流センター委員会 マルチメディアセンター委員会 言語センター委員会 学部自己評価委員会（5学部） 研究科自己評価委員会（2研究科）	学長室 学科・専攻（12学科・6専攻） 大学教務委員会 大学FD委員会

推進会議が、教育・研究、組織・運営、施設・設備など全学的な内部質保証に関係する各部門における自己点検・評価を所掌するのに対し、編成会議は、教育の質保証に関係する委員会に加え、各学位プログラムを運営する学科・専攻の自己点検・評価を所掌する。これにより編成会議は、本学における教学マネジメントを適切かつ効率的に運営することができるようになっている。本学では、このように自己点検・評価の範囲を弁別することで、その内容を適切に把握し、改善・向上へと結びつける体制を整えている。

本学における全学的な内部質保証を推進する組織である推進会議およびこれを補完する編成会議は、いずれも学長を議長として大学執行部ならびに各センター長等や大学事務部の部長（部次長）が構成員となることで、大学全体の内部質保証に責任を負える体制となっている。具体的には以下のような役職者によって構成されている。



表 2-2 推進会議および編成会議構成員

推進会議	編成会議
学長 副学長 学部長 大学院研究科長 教務部長 学生部長 学長補佐 図書館長 大学宗教主事 国際交流センター長 マルチメディアセンター長 言語センター長 IR 室長 大学事務部の部長（部次長）	学長 副学長 学部長 大学院研究科長 教務部長 学長補佐 IR 室長 大学事務部長 学生支援部長 総務部 IR 担当課長 学生支援部履修支援センター担当課長

推進会議は、教育・研究、組織・運営、施設・設備など全学的な質保証の取り組みを推進することを目的としているため、広く多様な部門の長などから構成されている。編成会議は、教学マネジメントに特化した質保証の取り組みを担うため、その目的の実現に必要なとなる部門の長などによって構成されている。

このように本学では、内部質保証の推進に責任を負う組織として推進会議を据え、またこれを補完する編成会議を設け、そして各々に適切な構成員を配置し、その学内体制を整備している。

**点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。**

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（以下、「3つのポリシー」）は、教学マネジメントを担う編成会議において、最終的にこれを策定することとなっている（資料2-14、第5条第2号）。策定にあたっての基本的な考え方については、「3つのポリシーの変更手引き」においてこれを定めている（資料2-16）。策定に関する大きな流れについて言えば、まず編成会議において、建学の精神やこれまでの3つのポリシーを中心とした自己点検・評価の結果を踏まえ、全学における3つのポリシーが策定される。各学科・専攻は、この全学の3つのポリシーに基づき、みずからの学科・専攻における教育研究上の目的や3つのポリシーを中心とした自己点検・評価の結果を踏まえ、みずからの3つのポリシー案を作成する。これら各学科・専攻によって作成された案は編成会議における審議を経て、これが承認されることで、策定されることとなっている。

すでに述べたように、本学では、「金城学院大学内部質保証の方針」に基づき、推進会議を中心に内部質保証活動を実施している。こうした内部質保証に関する取り組みには、「①教育研究組織」「②教育課程・学修成果」「③学生の受け入れ」「④教員・教員組織」「⑤学生支援」「⑥教育研究等環境」「⑦社会連携・社会貢献」の7つの観点を含むものとされている（資料2-13、第3条第2号）。これらは推進会議における点検・評価の対象となっているが、このうち「②教育課程・学修成果」については、教学マネジメントを統括・推進する編成会議に審議を付託し、その報告を受けるものとなっている（資料2-13、第6条第2号）。このように、教学をもっぱら取り扱う内部質保証推進組織である編成会議を設けることで、本学における教学マネジメントの取り組みをより適切に展開できるようになっている。

本学における全学的な教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上は、主として推進会議がこれを担っており、そのPDCAサイクルの運用プロセスは以下のように実施されている。

表 2-3 内部質保証推進会議を中心とする PDCA サイクルの運用プロセス

推進会議	各部門	プロセス
P		① 学長は学長室会（資料 2-17）における協議を経て、学長方針や「金城学院中期計画」（資料 1-22【ウェブ】）におけるアクションプランに基づく方針等を決定する（資料 2-18）。
		② 学長は、これらの方針を推進会議に提示する。
PDCA	P	③ 推進会議における協議を経て、各部門に対し、アクションプランに基づく「中期計画到達目標」とその期間およびこれに基づく「当年度活動目標」の策定を指示する（資料 2-18）。なお、このうち教学マネジメントにかかる事項については編成会議にその実施を付託する。
	P	④ 各部門は、「中期計画到達目標」および「当年度活動目標」を記した次年度の活動計画を作成し、推進会議に提出する。
		⑤ 推進会議は、推進会議内に設けられた小委員会（資料 2-13、第 10 条）における検討を踏まえ、各部門が提出した活動計画の適切性を検討・審議し、必要に応じてその修正を求める（資料 2-19）。
	D	⑥ 各部門は、その活動計画について、推進会議からの承認を得た上で、これを実施する。
	D	⑦ 各部門は、年度半ばに、活動計画の中間報告を推進会議に提出する。
	D	⑧ 推進会議は、小委員会における検討を踏まえ、中間報告を審議し、必要に応じてその修正を求める（資料 2-20）。
	C	⑨ 年度末に推進会議は、「自己点検・評価ガイドライン」を確認し、各部門に対して、「到達目標進捗状況、当年度活動目標達成度の自己評価及び活動報告、改善策等」を記した当年度活動報告とともに、これを踏まえた次年度の活動計画の作成を指示する。同時に「教学マネジメントにおける自己点検・評価ガイドライン」を確認し、編成会議にその実施を指示する（資料 2-21）。
	A	⑩ 各部門は、当年度の活動報告（資料 2-22）および次年度の活動計画（資料 2-23）を、推進会議に提出する。

## 第2章 内部質保証

		⑪ 推進会議は、その内部に置かれた小委員会（資料 2-24）（資料 2-25）での検討を踏まえ、これら活動報告および活動計画について、その適切性を検討・審議し、必要に応じて改善を指示する（資料 2-26）。
	P	⑫ 各部門は、活動計画について推進会議からの承認を得た上で、これを実施する。なお改善の指示を受けた各部門は、その改善の取り組みについて報告しなければならない。推進会議はその報告について、その適切性を検討・審議し、必要に応じてさらなる改善を指示する。
C		⑬ 各部門における自己点検・評価を踏まえた検証を推進会議に報告する。また IR 室（資料 2-27）において実施した各種アンケートやデータの分析などを生かした検証を実施する。
A		⑭ 検証を踏まえた全学的な計画の見直しなど、検証に基づいた改善・改革のマネジメントの実施。
P		⑮ 質保証に関する方針を策定し、学長に提案する。学長はこれを学長室会において協議し、方針を決定する。

このように推進会議は、組織レベルの PDCA サイクルが適切に運営されるようにマネジメントする全学レベルの PDCA サイクルを展開している。

教学マネジメントを担う編成会議においても、こうした年次の活動計画・活動報告を通じた自己点検・評価のプロセスは同様に適切に実施されている。すなわち、上記③に記したように、推進会議から大学アクションプランに基づく方針を示された編成会議は、これに基づく「中期計画到達目標」および「当年度活動目標」を記した活動計画の策定を各部門に指示し（資料 2-28）、提出された活動計画について、編成会議内に設けられた小委員会（資料 2-14、第 8 条）において検討し、各部門は編成会議の承認をもってその計画を実施する（資料 2-29）。また年度半ばに活動計画中間報告を提出し、その承認を経て、活動を継続する（資料 2-30）。そして年度末には、上記⑨における推進会議の指示を受けて、編成会議は、各部門に対し、「到達目標進捗状況、当年度活動目標達成度の自己評価及び活動報告、改善策等」を記した当年度活動報告とともに次年度の活動計画の策定を指示する。編成会議は、これら活動報告・活動計画を審議し、各部門はその承認または改善・向上の指示を受けて、次年度の活動を実施することとなっている。このように編成会議は、推進会議同様、組織レベルの PDCA サイクルの適切な運営をマネジメントする全学レベルの PDCA サイクルを展開している。

## 第2章 内部質保証

なお、こうした単年度のPDCAサイクルとともに、3つのポリシーにかかる中期的なPDCAサイクルを展開する取り組みも設定されている。すなわち編成会議は、各学科・専攻における3つのポリシーの内容を検討・承認し（P）、各学科・専攻はこれに基づいてカリキュラムを編成し、その専門教育を展開する（D）。完成年度を迎えたのちに、その3つのポリシーの適切性を自己点検・評価し（C）、これに基づいた改善・向上を通して（A）、新たなカリキュラムや3つのポリシーを策定（P）していくこととなる。

ただし、こうした体制は、その本格的な運用が始まって1年を経過おらず、いまだ全学レベルのPDCAサイクルを一巡させることができていない状況にある。今後、第2年度および各学位プログラムにおける完成年度を迎えて、適切な自己点検・評価を行うとともに、これに基づいた改善・向上を図っていきたい。

もとより本学でも、これまで自己点検・評価が実施されてこなかったわけではない。すでに述べたように2019年度までは、各部門における点検・評価の定期的な実施については、大学自己評価委員会のもとでこれを実施してきた。こうした自己点検・評価の内容については、年度ごとの「自己点検・評価報告書」（資料2-3【ウェブ】）としてまとめられ、また公開されている。しかしながら、そこでは活動内容に関する自己点検・評価にとどまり、全学的な視点からの改善・向上を指示するところまでに至っていなかった。こうした反省を踏まえ、2019年12月に推進会議・編成会議を設置し、その下で自己点検・評価を行う部門を拡充し、点検・評価を定期的な実施する体制を整えるに至り、2020年度より本格的な運用が始まったところである。

しかしながら、2020年初頭より始まるCOVID-19の感染拡大という状況のなかで、推進会議所管の活動報告・活動計画については、その審議・承認を経ることができたが（資料2-19）、2020年3月末に提出を予定していた編成会議所管の各部門における「活動計画（教学関係）」については、1ヶ月先送りし、あわせてこれに関する小委員会での検討等についても同様に日程を調整し実施せざるをえなかった（資料2-31）。また、COVID-19への対応を優先したことにより、推進会議が担当する第3期認証評価にかかる学内手続（資料2-13、第6条第6号）がおおむね2ヶ月ほど遅滞することとなった。

11月（例年10月に実施）に確認された各部門の中間報告においても、活動計画の延期や中止が余儀なくされたものが多く報告された。具体的には、推進会議所管では4部門で延期5件・中止が3件（資料2-20）、また編成会議所管では3部門で延期6件であった（資料2-30）。

## 第2章 内部質保証

現体制においては、PDCA サイクルがいまだ一巡しておらず、また COVID-19 の感染拡大にともなう計画変更・中断のために、計画的な改善・向上については、十分な成果が挙げられていない。しかしながら、そうしたなかにあっても、各部門ではできうる限り計画の実現に努めた。たとえば、留学生の受入・送出を担当する国際交流センターでは、2020年度に留学・海外教育系のフォーラムへの参加を通して、複数の大学と協定締結に向けた折衝を進めることを活動目標として掲げていたが、COVID-19 の感染拡大の影響によりフォーラムへの参加こそかなわなかったものの、イギリス・ノーザンプトン大学とベルギー・ゲント大学と協定締結に向けた折衝を開始するなど、中期計画における到達目標の達成に向けて順調に活動している（資料 2-26、15 頁）。

他方、COVID-19 の感染拡大の結果、計画そのものの実施ができなかったものについても、その改善策をもって、次年度に実施できるようにしている。たとえば、受入留学生の協力のもと、学内の多言語化を中心とした環境整備の推進を計画していた学長室では、留学生の受入中止のため、今年度の計画を断念せざるを得なかった（資料 2-26、4 頁）。2021年度も留学生の受入状況については、いまだ見通しが立たないところがあるため、留学生にとどまらない調査を踏まえた学内環境の多言語化計画の立案といった改善策が提示され、これに基づきその計画が実施されることとなっている（資料 2-26、22 頁）。

なお現体制以前（2019 年度以前）においても、本学では、毎年度、各部門における活動計画の策定および自己点検・評価としての活動報告を実施し、改善・向上を計画的に実施してきた。また、教学マネジメントに関する事項として、学位プログラム（学科・専攻）ごとに「教育効果数値目標」を設定し、その結果を点検・評価してきたところである（資料 2-32）。

たとえば共通教育における外国語教育を担当する言語センターでは、2017 年度に始まった「副専攻（実践ビジネス英語）プログラム」について、その諸問題および今後の運用をより効果的にするための改善策をまとめるなどの、点検・評価を行っている（資料 2-33）。こうした取り組みを踏まえ翌年度にはプログラム参加者の選抜方法を変更するなど改善を通して、効果的・効率的な運営へと向上させることができている（資料 2-6【ウェブ】、19 頁）（資料 2-34【ウェブ】、18 頁）。

あるいは国際交流センターでは、2017 年度に「金城学院大学の国際交流に関する方針と将来構想について」（資料 2-35）を作成し、国際交流センターの中長期計画を定め、これに沿った自己点検・評価を行っている。こうした取り組みを通して、海外協定校の新規開

## 第2章 内部質保証

拓や受入留学生向け教育プログラムの拡充、受入環境・設備の充実、全学的な危機管理体制の構築など、国際交流事業の運営に関する改善・向上を進めている（資料 2-34【ウェブ】、14 頁）。

なお 2020 年度は、COVID-19 の感染拡大にともなう影響のため、本学における諸活動計画におおきな遅滞をもたらした。とりわけ、大学 FD 委員会が実施を計画していた授業評価アンケートの延期は、教学マネジメントの運営に大きく関わるものであった。しかし遠隔授業というこれまでにない授業形態の導入という状況に臨み、形式的にこれを進めるのではなく、これに代えて、学生・教員の状況を把握するために、IR 室を中心に「コロナ禍におけるアンケート」（2020 年 12 月）を実施し、その分析から見えてきた課題や改善点を推進会議や編成会議を通し全学的に共有し、改善・向上につなげられるよう取り組んだ（資料 2-36）（資料 2-37）。たとえば、教員対象のアンケートでは、「教員の負担、教員へのサポート」に関し、「研究活動への支障や遅滞があったとする意見と研究費の次年度繰越希望する意見」が多く認められた（12 件）。このことについては、学長室において検討し、個人研究費の次年度繰り越しを認めている。このように、本学では COVID-19 の影響についても、その現状把握を通じた改善・向上を進めている（資料 2-38）。

なお本学では、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、従来より以下のようなプロセスで対応している。すなわち、まず担当事務部署において、指摘事項の内容を把握し、これを学長室および当該部署に伝達する。そして当該部署は学長室との連携のもと、改善への取り組みを実施し、その結果は学長室を中心に関係する部署・委員会等を変え、全学的な視点から確認され、行政機関、認証評価機関等へと回答するというプロセスである。

たとえば、2020 年度に、人間科学部現代子ども教育学科における教職課程上の教員数の充足に関して文部科学省から指摘された事項については、まずその指摘の内容を履修支援センターが把握し、当該学科および学長室・教務部長・履修支援センター等の関係する部署において共有し、対応した。その内容については、履修支援センターより文部科学省に報告したが、これについて再度報告を求められることはなかった（資料 2-39）。

また、2014 年度に受審した大学基準協会による大学評価においては、4 つの努力課題が示された。これらに関しては、まずその内容を総務部総務担当において確認し、これを学長室において検討した。この検討を経て学長が関係部署に対して改善の指示を行い、その結果は学長室において確認されている。この改善報告書については、2018 年 7 月に、総務

担当より大学基準協会に提出したが、これについて再度報告を求められることはなかった（資料 2-40）。

また薬学部薬学科では、7年ごとに薬学教育評価機構による審査を受審している。2018年度受審時の指摘事項に対しては、学長室の承認のもと、同学科が履修支援センター等の担当事務部署とともに2019年度にその改善を実施し、2020年度に、「指摘に対する改善がなされたものと判断する」との評価を薬学教育評価機構から受けている（資料 2-41）（資料 2-42）。

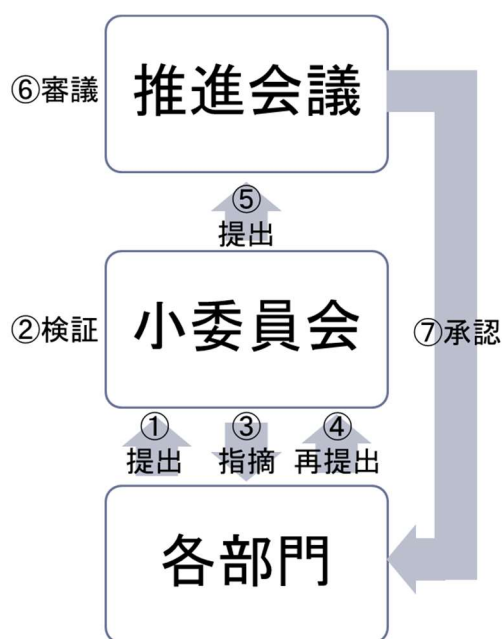
本学における点検・評価における客観性や妥当性を確保する体制としては、全学的な内部質保証が大学自己評価委員会によって担われていた2019年度までは、各部門から年度ごとに提出される自己点検・評価としての「活動報告」について、その内容を同委員会構成員相互でクロスレビューすることによって、客観性・妥当性を確保することとなっていた（資料 2-34【ウェブ】）（資料 2-4）。しかしこれは、もっぱらレビュアー個人の視点に依拠する点に問題があった。

そのため2020年度に本格的な運用が始まった推進会議を中心とする内部質保証推進体制においては、各部門から提出された活動報告・活動計画の取扱いを、集団的かつ段階的に行うことでその客観性、妥当性を確保する体制を整えている。

具体的には、まず①各部門から活動報告・活動計画が提出され、②これを推進会議内に設

けられた小委員会（資料 2-13、第10条）において、検証し、その内容に関し③修正や改善・向上に向けての指摘を行う。各部門はその提案に従って、④修正版を再提出し、小委員会はその内容を確認のうえ、⑤推進会議に提出する。⑥推進会議では、提出された活動報告・活動計画について審議し、⑦これを承認する（資料 2-9、6頁）。このような複数の段階や視点を通して、点検・評価の客観性、妥当性を確保できるような体制となっており、編成会議において

図 2-3 活動報告・活動計画策定のプロセス





## 第2章 内部質保証

も、そのなかに小委員会（資料 2-14、第 8 条）が設けられ、推進会議と同様のプロセスで執り行われることとなっている（資料 2-10、5 頁）。

また本学では、こうした自己点検・評価について、本学が所在する名古屋市守山区に対し、毎年度、外部評価を依頼しており、2019 年度については「各学部・研究科において、それぞれの教育研究上の目的及び新しいポリシーに対応した取り組みが行われていると評価します」（資料 2-43）との評価を得た。また、こうした結果については、推進会議において共有され、今後の改善・向上に繋げられるようになっている（資料 2-44）。

このように本学では、内部質保証活動の方針や手続などに基づき、定期的実施された点検・評価における客観性・妥当性を確保する体制を整え、現在その第 1 回目の PDCA サイクルを適切に展開させているところである。

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、社会に対する説明責任を果たすために、諸活動の状況に関する情報についてウェブサイトを通じて公表している。しかしながらこれらは、本学の各部署が所管するサーバ等で公開されているため、必ずしも全体像を把握し易くはなっていない。そのため、「基本情報・データ」（資料 2-45【ウェブ】）というポータルサイトを設けることで、簡便にアクセスできるようになっており、具体的には以下のような情報を公開している。

**教育活動：**「履修要覧」（資料 2-46【ウェブ】）、「シラバス」（資料 2-47【ウェブ】）、「実務経験のある教員による授業科目一覧表」（資料 2-48【ウェブ】）

**研究活動：**「研究実績」（資料 2-49【ウェブ】）、「学術研究データベース」（資料 2-50【ウェブ】）、「研究の適切な推進について」（資料 2-51【ウェブ】）、「金城学院大学リポジトリ」（資料 2-52【ウェブ】）

**自己点検・評価結果：**「内部質保証の方針」（資料 2-53【ウェブ】）、「自己点検・評価報告書」（資料 2-3【ウェブ】）、「認証評価」（資料 2-54【ウェブ】）、「教育研究の質向上の取り組みについて」（資料 2-55【ウェブ】）

## 第2章 内部質保証

**財務：**「財務状況概要」、「財産目録」、「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「監査報告書」（資料 2-56【ウェブ】）

こうした本学および法人である金城学院に関する情報の公表については、「金城学院情報公開規程」（資料 2-57）に基づき、適切に行われることが定められている（第2条）。また、その内容に疑義がある場合、あるいはその情報が不十分であると考えられる場合、開示請求を行うことができる（同、第3条）。このように、本学および学院において公表されている情報については、外部からのチェックを受けられるようになっている。なお、過去5年間において、公表事項について学外からの照会・意見等はなかった。

いずれの情報も、その内容が改められる時期は各々異なるにせよ、変更に際して、随時更新されることとなっている。たとえば、教育研究活動についてはおおむね新年度に際して更新され、また年次の「自己点検・評価報告書」は推進会議・編成会議における承認を経た6月ごろに更新され、財務については7月ごろに更新されている。とくに財務については、毎年度の決算報告を、金城学院の広報誌である『with Dignity』（7月発刊号）に掲載し（資料 2-58【ウェブ】、16頁）、これを学生の保護者や関係する個人・団体等に配布するなど、積極的な情報公開を進めている。

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価については、もっぱら大学基準協会による認証評価の受審に際しての取り組みを通して行われている。前回の第2期認証評価によって、本学における内部質保証体制には、さらなる整備の必要性があることが明らかになった。こうした課題を解決するために、本学では、2017年度以降、大学自己評価委員会のもと、「金城学院中期計画」の大学関連項目に基づき、各部門の活動計画を策定し、これに基づき自己点検・評価としての活動報告を実施することとした。これにより、「学院の基本方針—自己点検・評価活動—活動計画の策定」という三者の関係を明確化させ、全学的なPDCAサイクルを機能させることを目指した。

## 第2章 内部質保証

しかしながら2018年以降に進められた第3期認証評価への対応を通して、従来の大学自己評価委員会は、各部門における自己点検・評価の実施をマネジメントすることにとどまっておられ、全学的な内部質保証の推進にまでは及んでおらず、その点でPDCAサイクルが必ずしも十分に機能していなかったことが明らかになった(資料2-11)。そこで大学自己評価委員会を、教育・研究、組織・運営、施設・設備など全学的な質保証の取り組みを担う組織に改め、「内部質保証推進会議」と称することとした。また同時に、これまで教育課程の編成に関わる全学的な方針の策定を行う組織として位置づけられていた編成会議を、本学における教育の内部質保証の推進(教学マネジメント)について責任を負うことを目的とする組織へと改組した(資料2-12)。そして、こうした内部質保証の取り組みを推進するために、各種学内データの収集・分析に基づいた客観的な根拠を提供し、意思決定や点検・評価を行う学長や各部署を支援する組織としてIR室を設置した(資料2-59)。本学では、以上の体制を2020年度以降、本格的に運用しており、現在、第1年目のPDCAサイクルを終えようとしているところであり、その一巡を経て、現体制のさらなる改善・向上を進めたい。

本学では、現在の体制となる以前より「教育効果数値目標」を設定し、点検・評価における適切な根拠として使用してきた。これは各学科・専攻において、その専門性に基づき毎年度、資格取得や就職状況、あるいは学会発表・論文掲載数などについて、目標を定め、その到達状況について点検・評価するための指標として設定されたものである(資料2-32)。しかしながら、こうした点検・評価においては、各学科・専攻が独自に有するデータを基礎とすることがもっぱらであり、ときに関係部門に情報提供を求めた場合も、そのデータの多くは、いまだ整序されず、また十分な分析を経たものではなかった。

このような反省に立って、点検・評価における適切な根拠(資料、情報)を提供する組織として、2019年度にIR室が設置されたのである。同室は、データの収集・分析、そして情報の共有・提供などを行っており、たとえば、2019年度より始まったアセスメント・ポリシー(資料2-60【ウェブ】、2頁)に定められた評価の指標を収集・分析し、その結果を各部門に伝達し、または全学的に共有している。直近の例では、2020年度に実施したアセスメント・テスト(PROGテスト)の結果を中心にした、学生のコンピテンシー等に関する分析結果を、FD・SD交流集会において共有するなどの活動を行っている(資料2-15)。2020年度より本格的に運用が始まった現在の内部質保証推進体制においては、IR室が中心となって、本学の点検・評価における適切な根拠が提供されていくこととなっている。

## 第2章 内部質保証

本学における点検・評価結果に基づいた改善・向上としては、第2期認証評価の際に指摘された問題や自己点検・評価において確認された課題に関して、全学的に検討・対応した取り組みを挙げることができる（資料2-1【ウェブ】）（資料2-40）。こうした取り組みのなかで、本学のDPに基づいた共通教育の在り方に関する学内での検討と答申（資料2-61）に基づき、ルーブリックを用いた学生の自己評価による学修成果の具体的な把握・評価の導入（資料2-60【ウェブ】、3頁）や、カリキュラム改定による高い教育効果を得ることができるような科目群の設定や効果的なコマの配置を行うなど、その改善・向上に取り組んでいる。

現在の体制では、各部門における活動計画の達成度について、中間報告により、年度途中の経過を点検し、年度内の活動についても、一定の改善・向上を可視化できるようになっている（資料2-20）（資料2-30）。また自己点検・評価としての活動報告では、当年度の活動目標の達成度をだけでなく、中期計画に基づく「到達目標」の進捗状況を把握し、その改善策を示すようになっており、その内容については、推進会議およびこれを補完する編成会議の審議を経て、次年度に向けて改善・向上を行うことができる体制を整えている。

### （2）長所・特色

本学では、学院中期計画を踏まえつつ、大学自己評価委員会の下で、毎年度、自己点検・評価を行ってきた。しかしながら、その体制は、各部門における自己点検・評価を主としており、改善・向上という視点が必ずしも明確ではなかった。また、学院中期計画の実現についても、各部門において、適宜選択し、その年度内において実施するという、いわば単発的な活動に留まっていた。

こうした反省を踏まえ、2020年度以降は、推進会議が、学院中期計画を踏まえたアクションプランを、あらかじめ各部門に割り振り、各部門ではその実現に必要とする期間を定め、年度ごとに達成状況を点検・評価することで、改善・向上の取り組みを進めていくこととした。こうした取り組みを通して、「金城学院大学 VISION 2030」（資料1-21）において示した、「10年後、さらに輝く大学になる」という目標を達成していこうとするものである。

また、名古屋市守山区による本学の活動に対する外部評価は、体制が改められた2020年以降も引き続き実施していく予定である。こうした文字通り第三者からの視点を通して、さらなる改善・向上の機会を得ていきたい。

### (3) 問題点

本学における自己点検・評価とこれに基づく改善・向上の体制は、2020年度から本格的に始まったばかりであり、その問題点はいまだ十分に把握できていない。しかしながら、すでにいくつかの課題は現れている。たとえば、学院中期計画において、具体的なアクションプランが記されていない部門では、独自の活動計画となり、その策定が難しいといった問題が指摘されている。こうした課題を踏まえつつ、今後の取り組みのあり方を考えていかなければならないだろう。

### (4) 全体のまとめ

前述のとおり、本学における新たな内部質保証推進体制は始まったばかりであり、今後、体制の見直しを含め、検証を進めて行かなければならない。しかし、この体制が本格的に始まった2020年度は、COVID-19の感染拡大とこれへの対応という、未知の状況に直面した年であった。このことは、この新たな体制を運営すること自体への大きな阻害要因となり、様々な取り組みへの検証にも十分な体力をもって臨むことができなかったことは、極めて残念な事態であった。しかしながら、学院中期計画を基礎として各部門がみずからの策定した活動計画を実施し、推進会議を中心にこれをマネジメントするという体制は間違いなく機能し始めている。今後は、全学および各部門におけるPDCAサイクルを通して、恒常的・継続的な改善・向上をめざす体制をさらに整備していく必要がある。こうした積み重ねにより、本学における教育の質保証へとつながるよう努めていきたい。

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

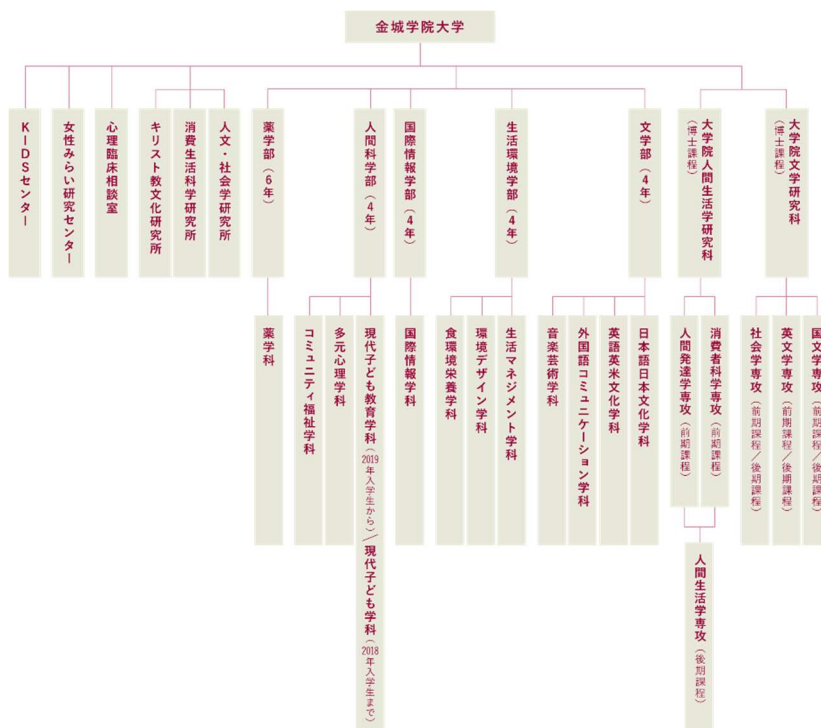
評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

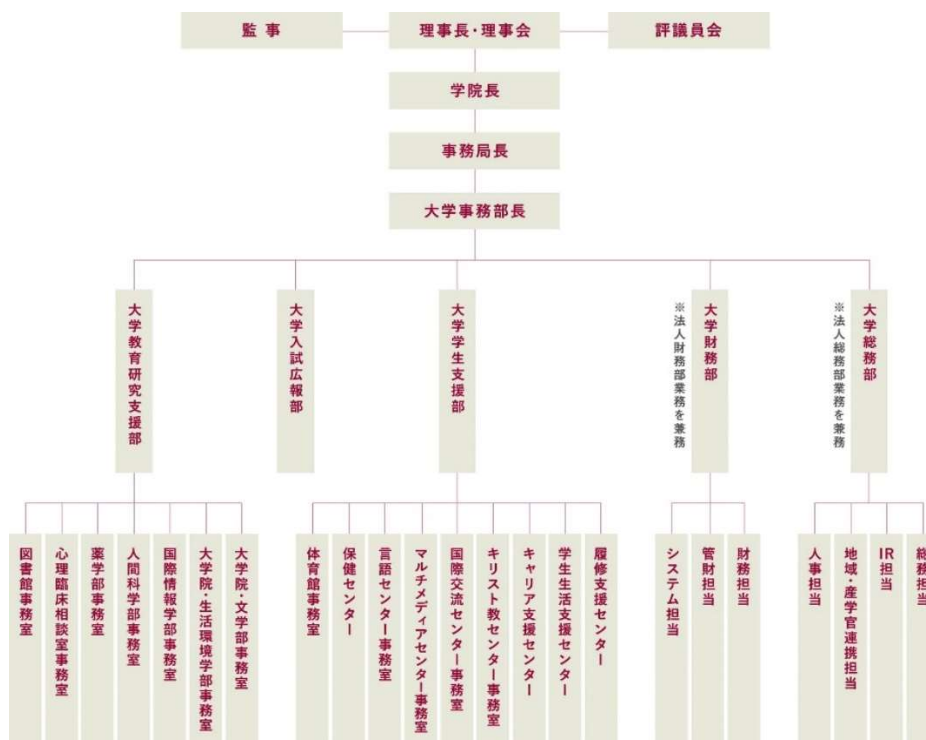
本学は、「金城学院大学学則」第1条に記された「福音主義のキリスト教に基づき、学校教育法にのっとり、女性に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界の平和と人類の福祉に貢献する人物を養成すること」という目的を実現すべく、以下の学部・学科および研究科・専攻、または研究所・センター等を設置している。

図 3-1 金城学院大学教育研究組織（資料 3-1【ウェブ】）



またこうした教育研究組織を支える事務組織は、以下のようなかたちで構成されている。

図 3-2 金城学院大学事務組織（資料 3-2【ウェブ】）



この5学部12学科、2研究科6専攻という体制は、文学部に音楽芸術学科が設けられた2013年以来変更はなく、大学の理念・目的に合致した学部・研究科の構成が維持されていると言える。

ただし、人間科学部現代子ども教育学科については2019年度に学科名を「現代子ども学科」から名称変更している。これは、幼稚園教諭教職課程と保育士課程から出発した同学科が、小学校教諭教職課程（2006年度）や中学校教諭教職課程（2009年度）を開設したことにとともに、その教育内容の実態が変化したことを、より明確に示すことを目的としたものである（資料3-3）。

また、2020年度より、薬学部薬学科において、「金城学院大学学則」における「教育研究上の目的」を変更している。これは、2018年度に実施された薬学教育評価機構による薬学教育評価において、「大学設立の目的を勘案すると、「教育研究上の目的」に、“世界”や“人類”などグローバルな福祉への貢献に関わる内容が盛り込まれることが望ましい」（資料2-41、5頁）という指摘があったことを受けたものである。具体的には、薬剤師として活躍する場を、それまでの「地域社会並びに医療現場」から「地域社会並びに国内・国外の医療現場」とその範囲を拡大し、また修得できる能力を、これまでの「医薬品開発研究」に加え、「人類の健康と福祉に貢献できる」ことを要件として挙げ、「国際理解の教

### 第3章 教育研究組織

育」という建学の精神を反映した広く高度な人材の育成を謳っている（資料3-4）。このことは、また同時に大学を取り巻く国際的環境等への配慮とも言えよう。

附置研究所やセンター等に関しては、本学における教育研究の専門性を踏まえ設置された人文・社会科学研究所および消費生活科学研究所、キリスト教の宣教および文化に関する学術研究・調査を行うキリスト教文化研究所、そして臨床心理実習の場を提供するとともに、一般来談者を対象とする心理臨床相談室の3研究所・1相談室の体制が長らく続いてきた（資料3-5）（資料3-6）（資料3-7）（資料3-8）。

こうしたなかで、本学における子育てや女性の社会活動を中心とした地域社会への貢献を推進すべく、2015年度にKIDSセンターが、そして2018年度に女性みらい研究センターが開設された。KIDSセンターは、キリスト教精神に基づき、子どもたちの成長のための豊かな環境を整え、本学の教育研究資源を活用しつつ、地域社会における子育てをサポートすることを目的としたものである（資料3-9）（資料3-10【ウェブ】）。また女性みらい研究センターは、本学における女子教育の実績を基礎として、現代社会における女性の多面的な役割と課題を主題に研究を進めるとともに、その成果を学習プログラム、キャリア相談や交流イベントなどとして実践的に展開している（資料3-11）（資料3-12【ウェブ】）。このように、新たに設けられたセンターにおいても、その活動は福音主義キリスト教に基づいた全人的女子教育という本学の建学の精神に立脚したものとなっている。

以上のように本学においては、その教育研究組織を、建学の精神に則り、また学問の動向や社会的要請に対応しつつ、整備・運営している。

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における教育研究組織の構成の点検・評価は、もっぱら毎年度の入学者状況に即して、学科・専攻または学長室において行われる。志願者・入学者数の変動は、受験生におけるニーズに対応してるものと考えられるからである。こうした例として挙げられるのが、人間科学部現代子ども教育学科への名称変更（2019年度）である。2010年代以降、志願者が減少する傾向にあるなか、2017年度入試において定員割れとなった同学科に対



### 第3章 教育研究組織

し、学長室はその対応を求めた。学科と学長室との種々の協議の結果、幼稚園教諭・保育士・小学校教諭そして中学校教諭（英語）と幅広い教育職資格課程を擁している同学科の教育内容に対し、旧名称である「現代子ども学科」は、受験生に対する十分な理解とアピールとなり得ないと判断され、名称変更へと繋がった。この結果として、変更初年度の志願者は、前年度に比べ1.08倍と持ち直している（2018年度728名／2019年度788名）（資料3-13【ウェブ】）（資料3-14【ウェブ】）。こうした傾向を維持していくためにも、受験生のニーズを踏まえつつ、カリキュラムの構成全体を含めたさらなる検討を進めていく必要があるだろう（資料3-15【ウェブ】）。

このほかKIDSセンター（2015年度）や女性みらい研究センター（2018年度）といった教学に直接関わらない全学的な附置機関の設置もまた、本学における地域貢献の可能性に関しての点検・評価の結果である。たとえば、KIDSセンターの設置については、①本学の教育研究上の成果を組織的に社会に還元する体制が十分に整備されていないという反省から、人間科学部より地域貢献を組織的に行うためのセンターの設置が提案され、②この提案が本学の将来構想に関する事項を協議する総合戦略協議会（資料3-16）で全学的に検討され、③これを踏まえ学長がその設置を承認し、作業部会が置かれ、④この作業部会においてKIDSセンター開設に向けた取り組みが進められ、設置へと至ったのである（資料3-17）。

しかしながら総合戦略協議会は、必要に応じて学長が招集するものであるため、定期的な点検・評価とこれに基づく改善・向上とはなっていない。こうした点を鑑み、2019年度に教育研究組織における自己点検・評価を定期的かつ効率的に実施するためのデータ収集と分析を行うIR室を設置した（資料2-27）（資料2-60【ウェブ】、3頁）。この体制は2020年度より本格的に運用したものであり、現在、2019年度に開始したアセスメント・ポリシーが適応される入学生の卒業年次（2022年度、薬学部は2024年度）までのデータ収集に努めているところである。そのため経年変化等の分析結果を基にした教育研究組織の自己点検・評価は2022年度以降になると考えられる。

以上のように、本学では、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行う体制を整えているが、いまだ十分な成果を挙げられていない状態にあると判断するものである。

#### (2) 長所・特色

本学における教育研究組織は、いずれも「学院教育の三本柱」を踏まえて構成されている。2010年代後半に相次いで設置された KIDS センターや女性みらい研究センターは、現代社会における女性が直面する諸課題の解決をめざすことを目指したものであり、まさに福音主義キリスト教の精神に基づいた全人的な女子教育を展開する本学を象徴すべき社会貢献施設であると言える。

また現在、学部・学科といった既存の教育研究組織を横断する学びの在り方についての新たな試みも進められている。すなわち 2017 年度より始まった「副専攻（実践ビジネス英語）プログラム」がそれである（資料 3-18）。これは、学生が在籍学科の学位取得とともに、現代社会のグローバルビジネスの場で活躍できる英語能力を修得することを目的としたものである（資料 3-19【ウェブ】）（資料 3-20）。こうした試みは、まさに「国際理解の教育」という「学院教育の三本柱」の一つを象徴するものであると言えるだろう。

#### (3) 問題点

学部・学科、または研究科・専攻においては、毎年度、活動計画や活動報告を通して、自己点検・評価を行っている。しかしながら、学長のリーダーシップのもとで新たに設置された KIDS センターや女性みらい研究センターについては、2020 年度以降、学長室（資料 2-17）のなかで、定期的な自己点検・評価の機会を得ているが（資料 3-21、(5)・(9)・(10)）、それ以外の研究所等については、定期的にこれを行っているわけではない。今後は、これらの組織における定期的な自己点検・評価の体制について検討すべきであろう。

#### (4) 全体のまとめ

本学は、福音主義キリスト教の精神に基づいた全人的な女子教育という建学の精神に基づき、その教育研究の目的を実現すべく、大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、学部・学科や研究科・専攻、ならびに附置研究所やセンター等の教育研究組織を設置・編制してきた。そして、現代社会がつねに流動的である以上、環境変化への対応もまた終わりはない。今後も引き続き、学生のみならず地域社会におけるニーズを的確に把握し、これに即応した教育研究組織の在り方を模索していく必要がある。2020 年度より本格的に始まった IR 室を中心とするデータ収集・分析の体制を活用し、今後の改革につなげていくべきであろう。

### 第3章 教育研究組織

このように、本学における教育研究組織は、学部・学科および研究科・専攻に関しては、定期的な点検・評価の実施とこれに基づく改善・向上を行う体制を整えているが、附置研究所やセンター等については、これが十分になされておらず、さらなる改善が必要であると判断するものである。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、「福音主義のキリスト教に基づき、学校教育法にのっとり、女性に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界の平和と人類の福祉に貢献する人物を養成すること」（学則第1条）をその目的としている。また、教育スローガンである「強く、優しく。」は、主体性を持ってものごとを成し遂げ、学んだ広い知識を人生の場で生かせる「強さ」、まわりの人々の気持ちを理解し、協働していく「優しさ」を兼ね備えることを意味している。こうした建学の精神を踏まえた教育目標の実現を目指し、本学における全学的な学位授与方針（ディプロマ・ポリシー、以下「DP」）を以下の通り設定している（資料4-1【ウェブ】）。

#### 1. 知識・理解

- (1) 多様な文化を理解するとともに、豊かな人間性を支える教養と深い専門的知識を身につけている。

#### 2. 汎用的技能

- (2) 情報を適正に収集・分析し、色々な角度から論理的に考えることで問題を発見し、解決を図ることができる。
- (3) 日本語をはじめ外国語や種々の表現方法を修得し、多様な人々とコミュニケーションをとることができる。

#### 3. 態度・志向性

- (4) 自らを律し、他者と協働して目標の実現のために行動できるとともに、向上心を持って学び続けることができる。
- (5) 福音主義キリスト教に基づいた倫理観により、隣人のため社会のために主体的に行動し、貢献することができる。

#### 4. 統合的な学修経験と創造的思考力

- (6) これまでに修得した知識・技能・態度等を総合的に活用して、新たな課題に取り組むことができる。

各学科では、この全学的な DP に基づき、みずからの分野における専門性を踏まえ、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」の4項目に分け、その具体的内容を適切に設定している。また博士課程（前期課程・後期課程）の各専攻においては、各々の属する研究科の教育研究上の目的（資料4-2【ウェブ】）（資料4-3【ウェブ】）に基づき、「知識・技能」「思考力・実践力」「コミュニケーション力」の3項目について、身につけるべき資質・能力を身に付け、総合的に活用できることが、DPにおいて求められている。これらの DP については、本学ウェブサイト（資料4-4【ウェブ】）（資料4-5【ウェブ】）および各学部・研究科における『履修要覧』において公表している（資料4-6【ウェブ】、2頁）（資料4-7【ウェブ】、2頁）（資料4-8【ウェブ】、2頁）（資料4-9【ウェブ】、2頁）（資料4-10【ウェブ】、2頁）（資料4-11【ウェブ】、41頁）（資料4-11【ウェブ】、79頁）。

このように本学では、授与する学位ごとに、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した DP を定め、公表している。

**点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。**

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、建学の精神を踏まえた教育目標の実現を目指し、学生が DP に掲げる資質・能力を獲得できるように、全学・学科・専攻のおのおので教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー、以下「CP」）を設定し、いかなる教育課程を編成し、またいかなる教育内容・方法を実施し、そしていかに学習成果を評価するかを明示している。これら CP は、本学ウェブサイト（資料4-12【ウェブ】）（資料4-13-1【ウェブ】）（資料4-13-2【ウェブ】）（資料4-13-3【ウェブ】）（資料4-13-4【ウェブ】）（資料4-13-5【ウェブ】）（資料4-13-

6【ウェブ】）（資料4-13-7【ウェブ】）（資料4-13-8【ウェブ】）（資料4-13-9【ウェブ】）（資料4-13-10【ウェブ】）（資料4-13-11【ウェブ】）（資料4-13-12【ウェブ】）（資料4-14-1【ウェブ】）（資料4-14-2【ウェブ】）（資料4-14-3【ウェブ】）（資料4-14-4【ウェブ】）（資料4-14-5【ウェブ】）（資料4-14-6【ウェブ】）ならびに『履修要覧』において公表している（資料4-6【ウェブ】、5頁）（資料4-7【ウェブ】、4頁）（資料4-8【ウェブ】、3頁）（資料4-9【ウェブ】、4頁）（資料4-10【ウェブ】、3頁）（資料4-11【ウェブ】、43頁）（資料4-11【ウェブ】、80頁）。

具体的には、学士課程の全学および学科のCPにおいては、「共通教育科目」「専門教育科目」および「その他必要とする科目」について順次性を考慮して体系的に配置し、「講義」「演習」「実験」「実習」および「実技」を適切に組み合わせたカリキュラムを編成することが定められ、またその実施にあたっては、アクティブラーニング等を取り入れた教育方法を用いることが謳われている。このように実施されたカリキュラムを通して、学生がDPに掲げられた資質・能力およびこれらの総合的な活用力を確実に身につけられるように、学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）（資料2-60【ウェブ】、2頁）に基づいた評価を実施することとなっている。

文学研究科博士課程（前期課程・後期課程）のCPにおいては、DPで設定した目標を実現するため、各領域で不可欠な専門教育科目を体系的に配置し、「講義」と「演習」の二つの方式によりカリキュラムを編成するとともに、その領域における専門性を踏まえた研究指導を行うことが定められている。そして、このように実施されたカリキュラムにおいて定められた在学年数と修得単位数をもって、学位論文等を提出し、これが認められた学生にその学位が授けられることとなっている（資料4-11【ウェブ】、39頁、第4条および第7条）

また、人間生活学研究科博士課程（前期課程・後期課程）のCPにおいても同様に、DPで設定した目標を実現するため、各領域で不可欠な専門教育科目を、前期課程では「授業科目」「研究演習」「特別研究」をもって、後期課程では「講義科目」「研究演習」をもって体系的に配置することとなっている。そして、このように実施されたカリキュラムにおいて定められた在学年数と修得単位数をもって、学位論文等を提出し、これが認められた学生にその学位が授けられることとなっている（資料4-11【ウェブ】、77頁、第4条および第7条）

## 第4章 教育課程・学習成果

このように本学では、授与する学位ごとに定められた CP において、教育課程の体系や教育内容および教育課程を構成する授業科目区分や授業形態等を設定しており、これを公表している。またこの CP に基づいたカリキュラムが、DP といかなる関連性にあるかについて明示している。

**点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2）学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学学士課程では、全学・学科の各 CP に掲げられた方針を実現すべく、授業科目として、①学生が福音主義のキリスト教に基づき、豊かな人間性を支える知識・技能、汎用的技能・能力、態度・志向性の基礎を身につけることを目的とする「共通教育科目」、②学生が専門分野の知識・技能を身につけることを通じて、DP に掲げる資質・能力を獲得するための「専門教育科目」、そして、③教職課程や受け入れ留学生に対する日本語・日本事情に関する科目などの「その他必要とする科目」の3つの区分を設け、共通教育ならびに専門教育における科目群を設定し、そのカリキュラムを構成している。これらのうち、①および③は共通教育として全学的に、また②は専門教育として各学科において編成・実施されている。

【共通教育】

○共通教育科目

- ・ 金城アイデンティティ科目：キリスト教、女性、国際理解
- ・ 金城コア科目：英語教育科目、外国語教育科目、キャリア開発教育科目
- ・ 金城展開科目：教養科目、情報教育科目、S&E〔スポーツ・アンド・エクササイズ〕教育科目、学生プロジェクト科目、海外研修科目、実践ビジネス英語科目

○その他必要とする科目

- ・ 各教科の指導法・教育の基礎的理解に関する科目等
- ・ 日本語科目・日本事情に関する科目

【専門教育】(表 4-1)

学部	学科	科目群等
文学部	日本語日本文化学科	基礎科目、基幹科目、展開科目、演習科目、卒業論文
	英語英米文化学科	基礎科目、基幹科目、展開科目、英語スペシャリスト養成プログラム演習科目、演習科目・卒業研究
	外国語コミュニケーション学科	基礎科目、基幹科目、展開科目、演習科目・卒業研究プロジェクト
	音楽芸術学科	基礎科目、基幹科目、演習科目、展開科目、卒業演奏・卒業作品・卒業論文
生活環境学部	生活マネジメント学科	学科基礎科目、展開科目、研究演習科目、卒業研究
	環境デザイン学科	学科基礎科目、展開科目、研究演習科目、卒業論文・卒業制作、研修科目
	食環境栄養学科	学科基礎科目、展開科目、研究演習系科目群、卒業論文
国際情報学部	国際情報学科	基幹科目、展開科目、演習、卒業論文・卒業制作
人間科学部	現代子ども教育学科	学部共通科目、学科基礎科目、学科展開科目・資格関連科目、演習、卒業論文
	多元心理学科	学部共通科目、学科基礎科目、学科展開科目、演習、卒業論文、資格関連科目
	コミュニティ福祉学科	学部共通科目、学科基礎科目、学科展開科目、卒業論文・ソーシャルワーカー関連科目、演習
薬学部	薬学科	基礎科目、基幹科目、展開科目、実習科目、演習科目、卒業研究、資格関連科目



## 第4章 教育課程・学習成果

なお博士課程（前期課程・後期課程）においても同様に、そのCPに掲げられた方針を実現すべく、各領域で不可欠な専門教育科目を体系的に配置し、文学研究科では「講義」と「演習」により（資料4-11【ウェブ】、23頁）、また人間生活学研究科では、「授業科目」「研究演習」「特別研究」（前期課程）あるいは「講義科目」「研究演習」（後期課程）（資料4-11【ウェブ】、53頁）をもって体系的にカリキュラムが配置されている。

表4-1に掲げたように学士課程の専門教育では、各学科における専門性を踏まえた科目群構成となっているが、基本的には、その専門分野の基礎となる科目を第一に設定し、これを受けて根幹となる科目が配置され、その上に展開科目や卒業研究等が展開されている点では軌を一にしている。

たとえば、文学部英語英米文化学科では、学生が英米文化学・英米文学、英語学・言語学に関する基本的知識の修得のために「基礎科目」を初年次に設置し、また英語の高度な運用能力の修得のために各年次に「基幹科目」を設けることで、読む・聞く・書く・話すの英語4技能を学べるようになっていく。さらに「英米文化研究コース」や「英語研究コース」をはじめとする各コース等における発展的な内容を学ぶための「展開科目」とともに、学生が他者の立場や見解を理解しつつ、自らの意見を発信する力を養うための「演習科目」が設けられている。そして、こうした学びの成果を論文にまとめる力を身につけるように、卒業年次に「卒業研究」が設置されている。なおこうした順次性や体系性は学科のカリキュラム・ツリー（資料4-6【ウェブ】、24頁）やカリキュラム・マップ（資料4-15【ウェブ】）において明示されている。

なお、博士課程においては、カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップのような教育課程の編成を可視化したものは作成されていないが、教育課程については、それぞれの学問領域の内容に則して体系的に整備されている（資料4-11【ウェブ】、23頁）（資料4-11【ウェブ】、53頁）。

本学の学士課程における単位の設定は、その授業の形態、教育効果および予習・復習の時間を踏まえこれを行っている。具体的には、「講義」・「演習」については15時間から30時間までの授業をもって、また「実験」・「実習」・「実技」については30時間から45時間までの授業をもって、おのおの1単位としている。ただし、文学部音楽芸術学科の個人指導による実技の授業については、5時間から8時間の授業をもって1単位としている。なお、本学においては、90分の授業をもって2時間と計算している。このほかにも、「卒業論文」・「卒業研究」・「卒業制作」等の授業科目など、学修の成果を評価して単位を授与す

## 第4章 教育課程・学習成果

ることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て、単位数を定めることとなっている（資料1-3【ウェブ】、第18条）。こうした単位の設定については、履修要覧にも掲載し、学生に周知している（資料3-19【ウェブ】、4頁）。

博士課程における単位の設定については、「講義科目」および「演習科目」においておのおの定められている（資料4-11【ウェブ】、3頁）。講義または演習の時間に対し、その準備のために必要とされる教室外での学習時間数によって、その単位を設定している。

また、学士課程では学生が1年間に履修登録できる単位数の上限の基本を49単位と定めており（「CAP制」）、これによって大学全体で学生の負担に配慮した適正な単位制度を運営できている（資料3-19【ウェブ】、6頁）。また、CAP制の運用を形式的に厳格化するのではなく、夏期休業日や学年末休業日に実施されるプログラムや再履修科目など、履修のための時間が確保できるものと認められるものについては対象外と設定するなど、柔軟に対応している。なお博士課程においては、CAP制の定めはない。

なお授業時間外の学修に関しては、学士課程・博士課程ともに、シラバスに「授業時間外学修（予習・復習）の内容・時間」の欄を設け、これを明示している（資料1-9【ウェブ】）（資料4-16【ウェブ】）。

個々の授業科目における内容および方法については、共通教育科目については共通教育委員会において（資料4-17）、専門教育科目については各学科・専攻において、シラバスの点検時に確認している（資料4-18）。また学士課程のシラバスには、当該授業とDPとの関連性について、以下の三段階に分けて明示する欄（「学位授与方針」）が設けられている（資料1-9【ウェブ】）。

- ◎ DPに示された内容の達成に向けて学修成果が高い
- DPに示された内容の達成に向けて学修成果がある程度ある
- 空欄 DPの内容にほとんど関連がない

シラバスの点検時には、こうした記入や、到達目標や授業概要、授業計画などが明確にされているかなどについて、もっぱら授業担当者以外の専任教員が点検を行っている。

科目における必修と選択との別については、各学科がみずからのCPに基づいてこれを設けており、おおむねカリキュラムの完成年度に併せて行われるカリキュラムの点検・評価を踏まえた変更の際に、その区分が見直される。

必修と選択の区分については、その所属する学部の『履修要覧』に記されている（資料4-6【ウェブ】、27頁）（資料4-7【ウェブ】、24頁）（資料4-8【ウェブ】、19頁）（資料4-9

## 第4章 教育課程・学習成果

【ウェブ】、24頁）（資料4-10【ウェブ】、24頁）。また、必修・選択両者の関連については、各学科のカリキュラム・ツリーにおいてこれを明示している（資料4-6【ウェブ】、23頁）（資料4-7【ウェブ】、21頁）（資料4-8【ウェブ】、18頁）（資料4-9【ウェブ】、21頁）（資料4-10【ウェブ】、23頁）。

なお研究科においては、必修・選択必修という区分の設けがない専攻も存在する（資料4-11【ウェブ】、23頁）（資料4-11【ウェブ】、53頁）。これは学生の専門や在籍状況に柔軟に対応できるようにするための措置である。

各学位課程における教育内容は、おのおのそのDPを実現することを目的として設定されている。それゆえ、教育内容の適切性は、カリキュラム・マップにおいて、DPの実現へと教育課程が適切に徹底されているかを確認することによってなされる。また個々の授業において設定された教育内容の適切性は、共通教育委員会および各学科・専攻ごとにおいて行われる到達目標を中心としたシラバスの点検を通してなされる。こうした毎年度実施される点検や、2019年度に始まった全学のDPに設定された資質・能力について学生がどの程度修得したかを自己評価する「学生自己評価各期ごとのDP対応ルーブリック」（資料2-60【ウェブ】、3頁）などの結果をもとに、おおむねカリキュラムの完成年度（直近では2022年度）に併せて、その教育内容が見直されることとなっている。

また、各専攻においては、そのDPに基づき、前期課程では各専門における「関連科目」（文学研究科）ないしは「分野」が、また後期課程では、「研究」（文学研究科）ないしは「領域」がおのおの設けられ、高度な専門的知識・技能を修得し、総合的に活用できるよう教育課程を編成している（資料4-11【ウェブ】、23頁）（資料4-11【ウェブ】、53頁）。

本学の学士課程では、2019年度から、共通教育の初年次教育として「情報リテラシー」を全学共通の必修科目に設定している（資料4-19【ウェブ】）。これは、コンピュータスキルや情報処理技術を修得する科目であり、学生が効果的に大学で学修し順調な学生生活を送り、同時に高校から大学の学びへの円滑な移行を図るために必要となる学びとして位置づけられている。

またすべての学科において、初年次教育として、「基礎科目」ないしはこれに準ずる科目群を設け、入門的・概論的な講義や演習を配置している。たとえば生活環境学部環境デザイン学科では、初年次教育として、社会と大学での学びの関係を意識させる「入門演習」を配置している（資料4-20【ウェブ】）。この「入門演習」では、企業から講師を招

## 第4章 教育課程・学習成果

き、企業の一員としてチームで課題に取り組むことで、初年次より大学での積極的な学びを意識させるような取り組みを行っている。こうした初年次教育を踏まえて、さらに高度な専門教育が施されるのであり、その順次性・体系性はカリキュラム・ツリーにおいて明示している（資料4-6【ウェブ】、23頁）（資料4-7【ウェブ】、21頁）（資料4-8【ウェブ】、18頁）（資料4-9【ウェブ】、21頁）（資料4-10【ウェブ】、23頁）。

高大接続への配慮としては、毎年度、オープンキャンパスを行い、女子大学としての本学における教育の特質や入試の概要、また学科・専攻ごとのブースにおける専門的な教育研究の内容などを説明し、本学における教育への理解と関心を深める取り組みを行っている。また、オープンキャンパスを本学単独で行うだけではなく、市内の女子大学（相山女学園大学）と日程を合わせ、両キャンパス間にシャトルバスを運行することで、女子高等教育に関心をもつ高校生が来訪しやすくなるような体制を整えている（資料4-21【ウェブ】）。

このほか、本学の教員が高等学校で授業を行う「出前授業」を実施している。これにより、本学で実際に行われている教育研究の内容を、高校生にも伝えることを目指している（資料4-22【ウェブ】）。

同じ学校法人のもとにある金城学院高等学校（中高一貫制）との連携に関しては、毎年6月に、本学キャンパス内で、金城学院高等学校1年生とその保護者を対象とした本学における教育の内容や、各学部・学科の概要についての説明会を実施している。また、毎年度末には、1・2年生の希望者を対象とした相談会や金城学院高等学校・中学校の教員への大学説明会を開催し、高校生のみならず教員が本学における教育研究を理解できるよう努めている。（資料4-23）。

このほか、学科ごとに金城学院高等学校3年生に向けた高大接続授業「大学での学び」を実施している（資料4-24）。これは、学科に所属の専任教員が、その学科で行われる専門教育を幅広く紹介する授業である。こうした受講を通して、高校生は、入学後の当該学科での学びをよりはっきりとイメージすることができるようになっている。

以上のような初年次教育および高大接続への配慮とともに、本学では教養教育と専門教育の適切な配置についても配慮している。すなわち本学では、CPに基づき、知識・技能、汎用的技能・能力、態度・志向性の基礎を身につけるための共通教育とともに、専門分野の知識・技能を身につけることを通じて、DPに掲げる資質・能力を獲得するための専門教育について、その順次性・体系性を考慮して適切に配置しているところである。

## 第4章 教育課程・学習成果

たとえば、文学部の英語英米文化学科や外国語コミュニケーション学科のように、外国語を専門とする学科については、共通教育科目における「外国語教育科目」の履修に制限を設けている（資料4-6【ウェブ】、10頁）。また、キャリア開発科目についても、食環境栄養学科は資格課程に基づくキャリア教育を行うため、「キャリア開発A」は履修できない（資料4-7【ウェブ】、8頁）。このように専門教育科目の教育内容に合わせて、一部の共通教育科目に履修制限を設定することにより、学生がバランス良く様々な分野を学ぶことができるよう配慮している。

このように学士課程において共通教育・専門教育の配置に関する配慮がなされているのと同様に、本学では、博士課程においても、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育についても配慮している。すなわち各専攻においては、講義や演習などを通し、高度な専門的知識を修得するコースワークとともに、学位論文作成や演習・実験・実習などを通し、学術的水準の高い研究を主体的に進めるリサーチワークを適切に組み合わせた教育を行っている。

たとえば、文学研究科社会学専攻（前期課程）では、概論科目および特殊講義科目がコースワークとして、演習科目がリサーチワークとして適切に配置されている（資料4-11【ウェブ】、29頁）（資料4-25【ウェブ】）（資料4-26【ウェブ】）。また人間生活学研究科人間生活学専攻（後期課程）では、1年次には、コースワークとして「特殊講義」が設けられ、さらに在学期間中においてリサーチワークである「研究演習」が各領域において開講されており、博士論文を執筆するために必要な授業科目・研究指導が適切に配置されている（資料4-11【ウェブ】、61頁）（資料4-27【ウェブ】）（資料4-28【ウェブ】）。

このほか、「修士論文中間発表会」（人間生活学研究科）（資料4-29）や「学位論文・特定課題発表会」（文学研究科）（資料4-30【ウェブ】）（資料4-31【ウェブ】）などにおいて、研究成果を発表させることで、学生がリサーチワークを実践する場を設けている。

以上のようなカリキュラムの編成においてもっぱら関与する全学的な内部質保証推進組織として設置されているのが、本学における教学マネジメントを担う教育課程編成会議（以下「編成会議」）である。とくにCPの策定については、他のAPやDPと同様、教育課程編成会議において審議している（資料2-14、第5条第2項）。具体的には学科主任・専攻主任が学部長・研究科長を通じて、あらかじめ学長にその可否を確認した上で編成会議に提案し、その議決を経て当該学部教授会または当該研究科委員会に提案し、その承認

## 第4章 教育課程・学習成果

を得ることとなっている（資料 2-16）。なお、大学全体の CP に関する変更は、学長が編成会議に提案する。

この CP に基づいたカリキュラムの策定についても、全学的な検討のプロセスを経てこれを行っている。具体的には、共通教育科目については、これを担当する共通教育委員会から発議され、大学教務委員会（資料 4-32）の審議を経て編成会議に提案され、その承認を得ることとなっている。

また、専門教育科目については、たとえば文学部日本語日本文化学科を例に挙げれば、①当該学科において策定されたカリキュラム改定案が文学部長を経て、編成会議に提案される。②編成会議では、当該学科の教育研究上の目的や CP に照らし、そのカリキュラムが適切なものであることの確認を経てこれを承認し、文学部教務委員会（資料 4-33）に提案される。③文学部教務委員会では、文学部の他学科との乗入科目や学部共通科目である「リベラルアーツ科目群」において問題が無いかなどを検討し、その承認を経て文学部教授会にカリキュラムが提案される。④文学部教授会は、提案されたカリキュラムを審議・承認する。また博士課程における各専攻のカリキュラムの策定に関しては、専攻主任から発議され、研究科長から編成会議に提案され、編成会議はこれを承認したのち、研究科長を通して研究科委員会に提案し、研究科委員会はこれを審議・承認するという流れとなっている。

なおカリキュラムは学則に記載されるものであるため、その変更が確定した段階で、各学部・研究科ならびに各部局の代表者等によって構成される大学評議会において学則変更の承認を得る手続となっている（資料 4-34、第 7 条第 2 号）。

このほか本学では、学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育も適切に実施している。すなわち共通教育科目では、学生がキャリア開発に必要な基礎知識とスキルを修得できるよう、「キャリア開発教育科目」を設け（資料 3-19【ウェブ】、32 頁）、そのうち「キャリア開発 B」（資料 4-35【ウェブ】）・「キャリア開発 B」（資料 4-36【ウェブ】）および「女性みらい」（資料 4-37【ウェブ】）は必修科目（ただし薬学部薬学科では「女性みらい」のみ）として設定されている。とくに、「女性みらい」は女性のライフステージを踏まえ、卒業後の学生が社会や人生のなかで遭遇しうる心理的危機と身体的課題についてその対応を学んでいくものであり、女子に対する全人的教育という建学の精神に沿った内容となっている。また共通教育科目の「学生プロジェクト科目」で

## 第4章 教育課程・学習成果

は、「キャリアプロジェクト」（資料4-38【ウェブ】）を開講し、職場体験などを行うなど、キャリア開発に対する学生の関心を高めている。

なお各学科においても、その専門性や資格課程を踏まえたキャリア教育を展開している。たとえば、薬学部薬学科では、「キャリア開発A、B」に代えて「薬学概論（2）」（資料4-39【ウェブ】）を設け、企業・病院・薬局における早期体験学習を通して、学生が目指している薬剤師像について考えることができるようになっている。ほかにも人間科学部コミュニティ福祉学科では、1年次開講の必修科目として「ソーシャルウーマン総論」（資料4-40【ウェブ】）を設け、様々な社会現場で活躍する女性や同学科OGを招き、実際の現場での活動に早い段階から触れることで、キャリア・イメージを形成させている。同学科では、社会に積極的に参加し、多様な地域住民とともに、すべての人々が幸せに暮らすことができる社会をつくる女性としての「ソーシャルウーマン」の育成を目指しており、ソーシャルウーマン実践科目群や専門職である社会福祉士養成課程を設け、キャリア形成を支援している（資料4-9【ウェブ】、30頁）。

このように本学では、各学科・専攻において、そのCPに基づき、順次性および体系的に配慮したカリキュラムを適切に編成・実施しており、また学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施している。

**点検・評価項目④： 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。**

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）

・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、学士課程の全学科で49単位を基本とするCAP制により、履修上限を定めている（資料3-19【ウェブ】、6頁）。ただし、博士課程ではCAP制は設けていない。また学士課程・博士課程いずれのシラバスにも「授業時間外学修（予習・復習）の内容・時間」の欄を設け（資料1-9【ウェブ】）、授業時間外に学修すべき内容を明示することで、各科目において単位の実質化を図っている。

本学のシラバスは、その様式を全学的に統一しており、「授業の概要」「到達目標」「履修上の留意点」「学位授与方針」「授業計画」「授業時間外学修（予習・復習）の内容・時間」「課題／課題に対するフィードバックの方法」「テキスト・参考書」「評価方法」「授業時間外の学生からの質問への対応」の10項目が定められている。教員は、「シラバス作成上の注意事項」（資料4-41）を踏まえ、適切にシラバスを作成している。

作成されたシラバスについては、「シラバスの内容確認及び校正について」（資料4-18）に基づきその内容を確認している。専門教育においては各学科・専攻において、コースや資格課程担当の専任教員がチェックし、また共通教育においては、科目を所管する委員会に加え、共通教育委員会でのダブルチェックが行われている。

授業内容とシラバスとの整合性については、隔年で行っている学生を対象とした「授業評価アンケート」において、「この授業はシラバスに沿って進められた」という項目を設けることで確認している（資料4-42）。専任教員は、この「授業評価アンケート」をみずから検証し、改善・向上に役立てている。こうした内容は、『VOX POP』（人々の声）と題する冊子にまとめられたが、現在では学内のイントラネットにおいて公開・共有することで、授業計画の改善に役立てている（資料4-43）。なおシラバスは、ウェブ上で検索・閲覧できるようになっており、学生はシラバスを参照しつつ受講することができる（資料4-44-1）（資料4-44-2）。

また本学では、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容や授業方法としてアクティブラーニング型授業の導入を図っている。そのため、2014年度に初めてアクティブラーニング型授業の実施状況に関する詳細な調査を行い、これ以降、継続して実施している（資料4-45）。直近の2020年度調査では、57.1%（3,116科目中1,778科目）でアクティブラーニングの要素を含む授業があることが確認されている（資料4-46）。様々な授業形態があ



るなかで、多くの科目でアクティブラーニングを意識した授業を行って行っていると言えよう。

たとえば、薬学部薬学科においては、1～3年生合同の屋根瓦方式を導入した「薬学セミナー」（資料4-47【ウェブ】）や2年生がチューターとなる「薬学PBL」（資料4-48【ウェブ】）などが実施されている。とりわけ屋根瓦方式問題解決型学習である「薬学PBL」

（1、2年生対象）は、先駆的な取り組みとして、2013年日本高等教育開発協会から表彰されている（資料4-49）。

こうした多様な授業科目を学生が適切に履修できるよう、本学では履修指導も実施している。各学科では、新入生オリエンテーション（入学時）や在学生オリエンテーション（在学時・前後期）で全体的な履修指導が行われている。たとえば、文学部日本語日本文化学科においては、新入生オリエンテーションに際して、学生ごとの関心や取得を希望する資格に合わせたモデル時間割表を用意し、これに基づき履修指導を行っている（資料4-50）。このほか、本学ではアドバイザー制度を採用しており、必要に応じてオフィスアワーなどを活用して、アドバイザーが個別面談による履修指導を行っている（資料1-7【ウェブ】、16頁）（資料4-51）。

各専攻においても新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーションにおいて履修指導を実施している。また学生一人ひとりに指導教員・副指導教員を定め、オフィスアワーを通じた履修指導を行っている。文学研究科においては、指導教員は半期ごとに研究指導報告書（資料4-52-1）が提出され、また人間生活学研究科では、前期課程では「修士論文研究計画書」が、後期課程では「研究経過報告書」（資料4-52-2）が提出されており、研究科の学生全体の研究指導状況を把握できるようになっている。

こうした履修登録した授業を適切に受講できるよう、本学の学士課程では、授業形態に配慮した1授業あたりの学生数を定めている。具体的には、1授業あたりの学生数としては、講義科目では120名を、外国語科目では35名を履修上限の原則としている。なお入学者が多いなどの理由により、クラス増の対応が必要となる科目があるときは、専門教育科目については当該学部長が、共通教育科目については教務部長が学長に対し、所定のコマ数を超えての開講を求めることができるようになっている。これを本学では「臨時増コマ申請」と呼称しており、これにより適切な学生数での授業実施ができるよう配慮がなされている（資料4-53）。なお、120名を超えてクラスを分けられない場合は、「授業アシス

## 第4章 教育課程・学習成果

タント」を配置することで、適切な学習環境を維持できるようになっている（資料4-54、6頁）。

また、こうした従来からの授業定員に加え、2020年度はCOVID-19の感染拡大への対応・対策として、対面授業再開に向けて、ソーシャル・ディスタンスを設けた授業運営が行えるように、教室の配当を行うなど、適切な授業環境を整えている（資料4-55）。

博士課程では各研究科で「履修規程」を設け、前期課程または後期課程における研究計画に関する手続を明記している（資料4-11【ウェブ】、39頁、第5条および第8条）（資料4-11【ウェブ】、77頁、第5条および第8条）。またスケジュールについては「研究科行事予定」に明示するとともに、新年度当初のオリエンテーションにおいて学生に周知している。

各専攻では、学生の研究分野に応じて定められた指導教員および副指導教員が、スケジュールに基づいて研究指導を実施している（資料4-11【ウェブ】、39頁、第3条および第6条）（資料4-11【ウェブ】、77頁、第3条および第6条）。また前期課程では、学内での修士論文中間発表会や学位論文・特定課題発表会等で研究発表を行うこととなっている。後期課程に関しては、年に1回以上、もしくは在学期間内に3回以上の研究発表等を行うことが、「履修規程」に定められている（資料4-11【ウェブ】、39頁、第8条第3項）（資料4-11【ウェブ】、77頁、第8条第3項）。

こうした各学科・専攻における教育の実施に関しては、編成会議が全学な内部質保証推進組織として設置されている。本学では、各学科・専攻および教学に関わる委員会等において毎年度策定される「活動計画（教学関係）」を、教育課程編成会議において検討し、これを承認する体制を2019年度に確立し、2020年度から本格的に運用を始めている（資料4-56）。

「活動計画（教学関係）」には、「金城学院中期計画」におけるアクションプランを何年間で達成するかが掲げられるとともに、当年度における活動目標が記載されている（資料4-57）。たとえば、学修成果の把握と可視化のために「卒業に関わる科目のルーブリック評価」を用いた学位授与体制の確立」というアクションプランを実現すべく、各学科ではそのDPに対応したルーブリックの策定計画が2020年度から始められ、2022年度に完了することとなっている。こうした中期的な計画のほか、「DPにもとづく教育効果数値目標」（学科・専攻のみ）には、当年度における国家試験合格者や専門職への就職者などの目標数が記されており、学科・専攻の設定する目標を数値的に把握できるようになってい

## 第4章 教育課程・学習成果

る。またカリキュラムの策定に関しては、編成会議が関わっているが、その実施そのものについては、随時、大学教務委員会において検討し、その結果を各教授会等において報告するに留まり、全学的には関与していない。今後は、編成会議が関わる体制を整備していく必要があるだろう。

なお、2020年度は、COVID-19への対応・対策というこれまでにない状況の下で、遠隔授業の実施や対面授業における感染予防体制の整備など、新たな対応が求められた。こうした対応・対策は、学長を本部長とする新型コロナウイルス緊急対策本部（資料4-58）において、教学の運営については大学教務委員会および履修支援センターが、また遠隔授業の実施についてはマルチメディアセンターが中心となって対応した。

当初、2020年4月17日に、大学教務委員会より「5月11日以降の遠隔授業について」（資料4-59）が、新型コロナウイルス緊急対策本部の承認を経て発出され、5月中の遠隔授業全面実施とともに、6月以降の対面再開の方針が示された。この方針に基づき、6月からは、実験・実習や演習科目を中心に、順次、対面授業の再開を進めていった（資料4-60）。同年度前期については、こうした対面と遠隔との併用によって、すべての科目において大きな問題なく、成績評価を行うことができた。

遠隔授業の実施にあたっては、マルチメディアセンターが中心的な働きをした。4月には、新入生ならびに授業担当者に対して、「マルチメディア講習会」を実施し、Learning Management System（学習管理システム・LMS）である「manaba」やクラウド型ファイル共有システムである「K-ドライブ」（Google Driveを本学専用カスタマイズしたもの）の利用に支障が生じないように配慮した（資料4-61）。

また遠隔授業の運営に際しては、遠隔授業調整委員会を組織した。これは、各学科におけるICTに通じた教員を遠隔授業調整委員とし、各学部にとりまとめる教員を置き、学科—学部—全学のラインを構築したものである。この体制を通して、遠隔授業の準備と実施状況の確認や双方向性授業用回線の割当、また遠隔授業実施上の問題の共有と対応、そして各委員会・各学科で作成されたガイドラインの共有などを行った（資料4-62）。

このように本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じ、平時はもとより、COVID-19の感染拡大という緊急的な状況にも対応しうる質保証体制を整えている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学士課程における単位認定に関しては、「金城学院大学学則」（資料1-3【ウェブ】）において、授業の方法に応じた計算方法とともに（資料1-3【ウェブ】、第18条）、単位を認定するための試験にかかる成績評価について規定している（資料1-3【ウェブ】、第51条）。こうした内容は、『履修要覧』にも明記しており、学生に対して周知されている（資料3-19【ウェブ】、4頁）（資料3-19【ウェブ】、18頁）。

博士課程における単位認定に関しては、「金城学院大学大学院学則」（資料1-5【ウェブ】）において、授業の方法に応じた計算方法とともに（第13条）、単位を認定するための試験にかかる成績評価について規定している（第17条）。こうした内容は、『大学院履修要覧』にも明記しており、学生に対して周知されている（資料4-11【ウェブ】、3頁）（資料4-11【ウェブ】、11頁）。

また既修得単位の認定に関しては、学士課程においては「金城学院大学学則」第15条、第16条、第17条において規定しており、他の大学等において修得した単位については60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修による単位としてこれを認定することとなっている。とくに外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位の認定基準については、大学教務委員会において認定基準を定めている（資料4-63）。

また、外部の公的試験などの学修の成果をもって単位認定の対象とするものについては、「金城学院大学履修規程」（資料3-18）第10条にこれを規定し、「別記3」においてそ

## 第4章 教育課程・学習成果

の細目を示している。こうした単位認定できる外部の公的試験については、『履修要覧大学編』「別表」（資料3-19【ウェブ】、22頁）に掲載している。

既修得単位については、各学部教務委員会において原案が作成され、これが当該学部の教授会において「各種単位認定」の議事のなかで審議・承認されることで認定される（資料4-64、第3条第5号）（資料4-65、第3条第5号）（資料4-66、第3条第5号）（資料4-67、第3条第5号）（資料4-68、第3条第5号）。こうしたプロセスをとることで、単位認定の適切性を確認している（資料4-69-1）（資料4-69-2）（資料4-69-3）（資料4-69-4）（資料4-69-5）。

なお博士課程における既修得単位の認定に関しては、「金城学院大学大学院学則」（資料1-5【ウェブ】）第15条にその定めがある。具体的には、他の大学院や国際連合大学における既修得単位を、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得した単位としてみなすことができるようになっている。しかしながらこうした事例は非常に少なく、2019年度の各研究科委員会において審議の対象となったことはない（資料4-69-6）（資料4-69-7）。

成績評価の客観性や厳格性を担保するため、本学では、『履修要覧』に成績評価と単位認定についての項目を設け、その内容を学生および教職員等に周知している（資料3-19【ウェブ】、18頁）（資料4-11【ウェブ】、11頁）。また、学生が成績に疑義がある場合は、履修支援センターを通して、成績の確認を授業担当者に求めることができるようになっている（資料4-70）。

また共通教育の外国語科目においては、同一科目を複数の教員で担当することもあり、これらの成績評価を検証し、科目ごとの偏りが適正であるかを確認している（資料4-71）。こうした評価分布を検証することで、英語教育科目と外国語教育科目における成績評価の適切さが担保されている。また、薬学部においては、2019年度に、「ディプロマポリシーのルーブリック評価表」（資料4-72）、「問題解決型学習の共通ルーブリック評価表」（資料4-73）、「医療倫理・ヒューマニズム教育のルーブリック評価表」（資料4-74）等を作成し、統一ルーブリック評価表を利用して、学習成果を評価する取り組みを行っている。しかしながら、こうした成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置については、全学的には確立できていないのが実状である。

学士課程における卒業要件については、「金城学院大学学則」（資料1-5【ウェブ】）第14条および「別表3」（資料1-4、23頁）に、また博士課程における修了要件については、「金城学院大学大学院学則」（資料1-5）の第20条（前期課程）または第21条（後期課

## 第4章 教育課程・学習成果

程)において明示されている。また、これらについてはいずれの課程においても『履修要覧』に掲載され学生に周知されている(資料3-19【ウェブ】、4頁)(資料4-11【ウェブ】、39頁)(資料4-11【ウェブ】、77頁)。

本学における成績評価および単位認定に関わる全学的なルールの設定とその運用は、もっぱら大学教務委員会においてこれを執り行っている(資料4-32)。同委員会は、合同教授会における全学的な選挙によって選出される教務部長と各学部教授会における選挙によって選出される各学部の教務委員長(以上教員)および学生支援部履修支援センター課長(職員)によって構成され、本学各学部共通の教務に関する重要事項を審議するとともに、教務運営全般を統括している。

こうした同委員会の活動については、毎年度、「活動計画(教学関係)」および「活動報告(教学関係)」を編成会議に提出し、点検・評価を経て、改善向上に結びつけることとなっている(資料2-14)(資料4-56)。ただしこうした体制は2020年度に始まったものであり、それまでは、毎年度の活動計画・活動報告は大学自己評価委員会(資料2-2)に提出されることとなっていた。大学自己評価委員会は、その内容を委員相互でクロスレビューすることで適切に活動していることを確認してきた(資料2-34【ウェブ】、6頁)。

学位授与を適切に行うための措置としては以下のような体制となっている。

本学の学士課程では、すべての学科で卒業研究・卒業論文・卒業制作・卒業演奏・卒業作品のいずれかが設定がなされているが、その多くにおいて必修とはしていない。卒業論文の評価に際しては、薬学部薬学科のように、「卒業論文作成マニュアル」および「卒業論文評価方法マニュアル」を定め、明確な基準を設けて学生に卒業論文を執筆させ、また教員がこれを評価する体制を整えている学科もある(資料4-75)(資料4-76)。しかし、その他の学科の多くでは、DPに沿って卒業論文を審査しているものの、その基準については明示されていない。現在、全学科において、卒業論文や卒業制作、その他卒業に関わる科目に関して、その学修成果を評価するためのルーブリックを作成中である。これは「卒業に関わる科目のルーブリック」と呼称され、2022年度に運用することを目指しており、各学科のFD活動において検討している(資料4-77)。

なお博士課程における学位論文審査基準については、各研究科で前期課程・後期課程それぞれにこれを作成し、ウェブサイトにおいて公表しているものの、学生に対して直接これを示してこなかったため、2021年度より新年度のオリエンテーションにおいてこれを案内することとしている(資料4-78【ウェブ】)(資料4-78-2)。こうした審査基準に基づ

## 第4章 教育課程・学習成果

き、たとえば文学研究科博士課程・前期課程の修士論文審査報告書においては、①先行研究、②論理性、③独創性、④文章表現・書式体裁、⑤倫理上の問題の5基準におけるA～Dの評価を踏まえ、総合的に評価し、学位授与にかかる最終試験の可否を決定している（資料4-79）。

本学における学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するため、学士課程では次のような手続を経ることで、卒業認定の客観性および厳格性を確保している。①学部教務委員長と学科教務委員により構成される学部教務委員会において、卒業に必要な最低修得単位数を修得したと認められる学生について、その取得した単位数・科目を確認し、「卒業者名簿（案）」を作成する。②学部教務委員長は、教授会に「卒業者名簿（案）」を提案し、これが承認されることで卒業認定がなされる。③学部長は、この結果を学長に報告し、学長の承認を経て、「金城学院大学学位規程」（資料4-80）に定められた学位が対象となる学生に授与される（資料4-64、第3条第5号）（資料4-65、第3条第5号）（資料4-66、第3条第5号）（資料4-67、第3条第5号）（資料4-68、第3条第5号）。この教授会を本学では「卒業判定教授会」と呼称し、おおむね毎年2月28日に実施している（資料4-81）。ただし、薬学部については、薬剤師国家試験を受験するに先立って卒業認定をする必要があるため、例年2月中旬に卒業判定教授会を実施している。

また博士課程では、「金城学院大学大学院学位規程」（資料4-82）に定められている次のような手続を経ることで、修了認定の客観性および厳格性を確保している。①学位論文等の審査が行われる。②審査結果については、修士課程では専攻主任が当該研究科委員会に報告し、また博士課程では、学位審査委員会が当該研究科委員会に報告する。③当該研究科委員会は、この報告に基づいて可否を審議し、決定する。④当該研究科長は、この結果を学長に報告し、学長の承認を経て、「金城学院大学大学院学位規程」に規定された学位を授与する。

こうした学位審査および修了認定の客観性と厳格性の確保をもって、本学では学位が授与されることとなっており、その責任体制と手続は以下のようなものとなっている。すなわち学士の学位については教授会において（資料4-64、第3条第5号）（資料4-65、第3条第5号）（資料4-66、第3条第5号）（資料4-67、第3条第5号）（資料4-68、第3条第5号）（資料4-83）、修士および博士の学位については研究科委員会において審議し、その卒業ないしは修了について判定している（資料1-5、第56条の2第1～2号）（資料4-84）

（資料4-85）。こうした卒業判定・修了判定の結果は学長に報告され、これに基づき学長

## 第4章 教育課程・学習成果

が学位授与を決定することとなっている（資料4-86）。このように、本学では、学位授与に係る責任体制および手続が整えられており、また学長が最終決定者であることが明示されている。

これら学位授与に関わる全学的なルールの設定に関しては、学士課程においては、もっぱら大学教務委員会から提案された事項が、教務委員長を通して各学部で諮られ、大学教務委員会で審議・承認される（資料4-32、第9条第2項）。また博士課程においては、もっぱら各研究科委員会の審議を経て承認される。なおその内容が、3つのポリシーなどに関わる内容であれば、学長を議長とする教育課程編成会議において審議・承認される（資料2-12、第5条）。またその内容が、学則変更などに関する内容であれば、学士課程では学長を議長とする大学評議会（資料4-34、第7条第1号）において、博士課程では同じく学長を委員長とする大学院委員会（資料4-87、第7条第1号）において審議・承認される。またその内容が、学則変更などに関する内容であれば、全学的な規程の改廃に際しては、これらの承認に基づき、常任理事会の議決を経て、これがなされる。こうした手続によって、学位授与に関わる全学的なルールの設定については、全学的に確認が行われているものの、教学マネジメントを担う編成会議は、3つのポリシーの策定に関与するに留まっている。

このように本学では、成績評価や単位認定、そして学位授与に関するルールや手続を適切に設定・運用し、学生に対し、単位を認定するとともにその学位の授与を行っている。

**点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。**

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査



### ・卒業生、就職先への意見聴取

学士課程においては、各学科の DP の達成と学修成果は、学生の卒業単位によって測定している。とくに DP における各項目が、いずれの科目によって達成されるのかをカリキュラム・マップによって確認できるようになっている。現在、学生がみずからの履修状況に合わせて、カリキュラム・マップに設定された DP の項目ごとのポイントが自動計算できるように 2021 年夏の完成を目指して現在システムを整備中である（資料 4-88）。

このほかにも各学科では、その分野を特徴づけるような科目を設定し、学生の学修成果を適切に把握できるようにしている。たとえば、文学部音楽芸術学科では、その専門科目のほとんどを音楽芸術に直接関わるものとして設定しており、とりわけ基幹科目である「ピアノ奏法」（資料 4-89【ウェブ】）・「声楽」（資料 4-90【ウェブ】）・「管楽器奏法」（資料 4-91【ウェブ】）においては、毎年度末にその学修成果を全教員で共有し、それをもとに翌年度の学科主催の演奏会への学生の選出を行うなどの取り組みを行っている。また、音楽資格に関わる科目として「ヤマハグレード取得講座」（資料 4-92【ウェブ】）を設置し、その取得成果を数値目標として年度ごとに報告するほか、大学案内を通じて対外的にも公表している（資料 4-93、82 頁）。なお当該科目においては取得グレードに応じた成績評価を行っている。

博士課程においては、前後期ともに、その学位論文または特定課題の審査基準（資料 4-78-1【ウェブ】）を定めている。各専攻では、これに基づき審査を行い、その結果を研究科委員会において報告し、可否が判断されるようになっている。

こうした各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定するとともに、本学では、DP に明示した学生の学習成果を把握・評価するための全学的な方法をアセスメント・ポリシーにおいて定めている。このアセスメント・ポリシーは、2019 年度に学士課程へ入学した学生を対象にその運用が始まったものであり、そこには以下のような各種データ（①～⑩）の指標が掲げられている。

表 4-1 金城学院大学アセスメント・ポリシー（2019）（資料 2-60【ウェブ】、2 頁）

	入学時・入学直後	在学期間中	卒業時	卒業後
全学レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種入学試験</li> <li>①入学生アンケート</li> <li>②CASEC(入学時)</li> <li>③外部試験(1回目)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員充足率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学生生活アンケート</li> <li>②CASEC(1・2年次)</li> <li>③外部試験(2回目)</li> <li>④学生自己評価 各期ごとの DP 対応ルーブリック(全学集計)</li> <li>⑤GPAの変化(全学集計)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①卒業時アンケート</li> <li>④学生自己評価 各期ごとの DP 対応ルーブリック(全学集計)</li> <li>⑤卒業時の GPA(全学集計)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業率</li> <li>・就職率/進学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業アンケート</li> <li>・卒業者アンケート</li> </ul>
学科レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種入学試験</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員充足率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④学生自己評価 各期ごとの DP 対応ルーブリック(学科集計)</li> <li>⑤GPAの変化(学科集計)</li> <li>⑦進級判定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休退学率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④学生自己評価 各期ごとの DP 対応ルーブリック(学科集計)</li> <li>⑤卒業時の GPA(学科集計)</li> <li>⑥卒業要件取得単位数</li> <li>⑦国家試験合格率</li> <li>⑦各種資格免許取得率</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業率</li> <li>・就職率/進学率</li> </ul>	
授業レベル		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧授業評価アンケート</li> <li>⑨個々の科目の成績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩卒業に関わる科目のルーブリック評価</li> </ul>	

このうち、「②CASEC」、「③外部試験（PROG）」はアセスメント・テストに相当し、これを複数回受験させることで、学生における学修成果の経年変化を測定することができるようになっている。これに加え、「④学生自己評価 各期ごとの DP 対応ルーブリック」「⑩卒業に関わる科目のルーブリック評価」は、ルーブリックを活用した測定であり、④は 2019 年度にその整備を終え、現在運用中である（資料 2-60【ウェブ】、3 頁）。⑩については、2022 年度の運用に向けて、各学科において検討を進めているところである（資料 4-77）。

また、「①入学生アンケート・学生生活アンケート・卒業時アンケート」（資料 4-94）（資料 4-95）（資料 4-96）や「⑧授業評価アンケート」（資料 4-97）は学生の学修態度等にかかるアンケートであり、「⑦各種資格免許取得率・国家試験合格率・進級判定」（資料 4-98）とともに学習成果の測定を目的とした学生調査として利用が可能となっている。また、「企業アンケート」「卒業者アンケート」など、卒業生、就職先への意見聴取も実施することが計画されている。

このほか、「⑤GPA」「⑥卒業要件取得単位数」「⑨個々の科目の成績」なども学生の学習成果を把握および評価する方法として有効である。

## 第4章 教育課程・学習成果

学習成果を把握し、また評価する方法は、こうした全学的な取り組みだけではなく、その専門性を踏まえて独自に実施している学科もある。たとえば、生活環境学部生活マネジメント学科では、全学で導入されている「学生自己評価 各期ごとの DP 対応ルーブリック」に加えて、学科独自の「学期目標と達成評価シート」（資料 4-99）を採用し、アドバイザーとの半期ごとの個人面談の際に用いている。ここには、「学業成績」と「資格取得」という目標項目を設けて、達成状況を確認する工夫がなされている（資料 4-100）。このほかにも、管理栄養士等にかかる学修成果を把握するため、3～4 年生の間に模擬試験を 13 回実施する生活環境学部食環境栄養学科のような取り組みも行われている（資料 4-101）。

このように本学では、DP に明示した学生の学習成果を把握および評価するための指標を設定し、またその方法の開発に努めている。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、2019 年度よりアセスメント・ポリシーの運用を開始し、これに基づき IR 室（資料 2-27）を中心に収集したデータを踏まえ、全学的な点検・評価を定期的実施する体制を整えている。具体的には、アセスメント・テストや授業評価アンケートの結果を IR 室において分析し、これを通して把握した学生における学修成果の状況を全学的に共有し、授業内容や授業方法、さらにはカリキュラムのあり方を検討していくこととなっている（資料 2-15）。たとえば、COVID-19 の感染拡大下にあった 2020 年 12 月に、学生の学習と生活状況の把握を目的として緊急的に実施された「コロナ禍における学習と学生生活アンケート」の結果は、全学的な質保証を推進する組織としての内部質保証推進会議を通して全学的に共有されている（資料 2-37）。とくに 2020 年度入学生のストレス度が有意に高く、また教員とのコミュニケーションが学生のストレス度を低減させていることを踏まえ、新年度においては、こうした点に配慮し、各教員が学生とのコミュニケーションに配慮しつつ授業運営を行っていくよう指示された。

## 第4章 教育課程・学習成果

なおアセスメント・ポリシーの内容については、学生向けリーフレットを作成し、これを全学的に周知していることにより、学生の自己評価把握や、学修指導の改善・向上につながっている（資料2-60【ウェブ】、2頁）。また学生個々人のアセスメント・テストとしてのPROGの結果や「学生自己評価 各期ごとのDP対応ルーブリック」については、学生情報管理ツールである「K-カルテ」（資料4-51、9頁）に集積され、アドバイザーが学生指導を行う際に利用できるシステムを構築中である。

こうした取り組みは、もっぱら2020年度以降に運用が始まったものであるが、これ以前においても、学科・専攻ごとに、毎年「教育効果数値目標」を設定し、その実績と結果の検証ならびに次年度の目標を策定するという取り組みを続けている（資料2-32）。これを通して、各学科・専攻では、そのカリキュラムや学生指導のあり方を改善してきたところである。

このように本学では、教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行うシステムを整えているものの、2020年度に運用が始まった教学マネジメント体制のPDCAサイクルは一巡しきっておらず、いまだ一部の成果にとどまっていると言ふべきであろう。

### （2）長所・特色

本学では、「①福音主義キリスト教にもとづく女子教育」「②全人的な一貫教育」そして「③国際理解の教育」という「学院教育の三本柱」に象徴される建学の精神に則り、共通教育および専門教育による教育課程を編成している。とりわけ共通教育においては、この「三本柱」をテーマとした「キリスト教」「女性」「国際理解」という科目によって構成される「金城アイデンティティ科目」を設け、本学における建学の精神を学ぶ機会を設けている。また、専門教育においても、こうした建学の精神を踏まえ、多くの学科において、福音主義キリスト教との出会いから得た多様性や多文化共生への理解を、そのDP（3. 態度・志向性）に掲げ、その実質化のためのCPとこれに基づいたカリキュラムの編成を行っている。このように本学では、その建学の精神を実現すべく全学的な体制を整えている。

個々の学科について目を移すと、積極的な学修成果の公開と共有の取り組みにおいて、特筆すべきものがある。たとえば薬学部薬学科においては、学位論文としての卒業論文の

## 第4章 教育課程・学習成果

執筆・評価に際しての詳細な手引きを用意するとともに、その成果をポスター発表する場を設けるなど、学修成果の公開・共有に積極的に取り組んでいる（資料4-102）。

2020年度の教学運営を大きく制限したCOVID-19への対応は、学長を本部長とする新型コロナウイルス緊急対策本部のもと、比較的機敏に進めることができた。これは、授業実施方針の策定を大学教務委員会が、また遠隔授業にかかる技術的問題をマルチメディアセンターが担い、またこれらからの指示を、各学部の遠隔授業調整委員会が各学科に伝達するという体制を速やかに立ち上げることができた結果である。こうした即応体制が確立したために、本学では、6月という比較的早い段階から対面授業を部分的にであれ実施することができた。

### （3）問題点

本学ではCAP制を採用し、履修登録単位数の上限を定めることで、適切な履修計画のもとで、学修時間を確保することを図っている。しかしながら、履修登録できる単位数の上限に含まれない科目として、各種資格にかかる授業科目が含まれている。この点については、現状を調査した上で、単位制度の趣旨を踏まえた見直しを行っていくべきであろう（資料3-19【ウェブ】、7頁）。

また、学位授与に関わる全学的な規程等の整備に際しては、大学評議会のような場で全学的な確認が行われている。しかし、本来、本学における教学マネジメントを担う全学内部質保証組織である教育課程編成会議は、もっぱらDP策定に際して関与するに留まっている。今後は、教育課程編成会議の機能を明確にし、大学教務委員会との役割分担を進めていくことで、教学マネジメントのさらなる実質化を図る必要があるだろう。

### （4）全体のまとめ

本学では、2019年度までに教育課程編成会議を中心とする教学マネジメント体制を整備したが、その運用は始まったばかりであり、いまだ満足できる成果を挙げることができていない。とりわけ2020年度はCOVID-19感染拡大下で次々と生じる諸問題への対応のため、教学マネジメント体制の運用にかかる十分な学内的議論を得ることが難しかった。しかしながら、そうしたなかにあっても、2019年度より始まったアセスメント・ポリシーに定められた学修成果を把握・評価するための諸指標については、IR室を中心に、そのデータが着実に収集・分析され、そのフィードバックを活用する取り組みが続けられている。

## 第4章 教育課程・学習成果

現在、各学科においては、アセスメント・ポリシーに記された指標の一つである「卒業に関わる科目のルーブリック評価」の策定を進めている。これは、DPに掲げられた能力・学力の修得を判断・評価するための指標として用いることを目的としたものであり、卒業論文や卒業制作、あるいは卒業年次に必修とされているような科目を対象に、学修成果を把握・評価しようというものである。これは、アセスメント・ポリシーが初めて運用された2019年度入学生が卒業する2022年度に運用することを目指している。

このように、本学における教育課程・学修成果にかかる取り組みは、いまだ現在進行形の箇所が多く見られるものの、適切に進められているものと判断するものである。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学における「入学者選抜の方針」(アドミッション・ポリシー、以下「AP」)は、大学全体および学科・専攻のおのおのにおいて定められている「卒業認定・学位授与の方針」

(ディプロマ・ポリシー、以下「DP」)および「教育課程編成の方針」(カリキュラム・ポリシー、以下「CP」)と整合するよう設定されている。また、学科・コース(以下「学科」)や専攻のカリキュラム変更の際には、DP・CPとともにAPの見直しを行っている。

これら大学・学科・専攻におけるAPは、本学のウェブページにおいて公開されている(資料5-1【ウェブ】)(資料4-4【ウェブ】)(資料4-5【ウェブ】)。また受験生には、『金城学院大学入学試験要項』(資料5-2、39～40頁)にこれを全文掲載している。なお、博士課程の募集パンフレットには3つのポリシーが掲載されていないが(資料5-3-1)(資料5-3-2)(資料5-3-3)、2022年度入試における入学案内等では、これらを公開しているウェブサイトのアドレスおよびQRコードを掲載し、受験生がこれらを容易に閲覧できるようになっている(資料5-3-4)。

また、各学科・専攻は、そのAPにおいて、みずからの専門教育に適した学力や学ぶ意欲を有した求める学生像を明示するとともに、『入学試験要項』において、入学希望者に求める水準等の判定方法を記載している。

たとえば、「日本語や日本文化に関する専門的知識・技能」を修得することをDPに掲げている文学部日本語日本文化学科では、高等学校相当の全般的な基礎学力に加え、「国語、地理・歴史の十分な学力」を有し、「幅広い教養と高い専門性の修得をめざしている」ことを求めている(資料5-4)。こうした学力の水準等を判定するために、同学科では、一般入試やセンター試験利用入試などで、「古文」を含めた「国語」を必須とし、入試種別によって、これに加え外国語や地歴等を課している(資料5-2、17～34頁)。また博士課程における各専攻においても、同様にそのAPに定めた入学試験を課している。たと

## 第5章 学生の受け入れ

例えば入学者に「国文学・国語学・日本語教育の3つの専門領域の課題を追求し、理解を深め、社会に向けて発信できる」（資料5-5）ことを求めている文学研究科国文学専攻（博士課程・前期課程）の一般入試では、「国文学・国語学・日本語教育」の3科目から2科目を選択する筆記試験とともに、その資質を直接問う口述試験が課されている（資料5-6、9頁）。こうしたかたちで、本学では、各学科・専攻において、入試教科・科目の必須・選択区分、出題範囲設定や配点により入学希望者に求める水準等の判定方法を規定している。

このように、本学では、入学前の学習歴や学力水準および能力等の求める学生像をAPにおいて定め、またその水準を判定する方法を適切に設定し、これらの内容をウェブサイトや募集要項等を通して公表している。

**点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。**

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学では、教科・科目の必須・選択区分、出題範囲や配点の設定により、おのこの学科や専攻のAPに整合した入学者選抜方法を採用している。また、入学者選抜制度の新設や改廃、科目数の見直し、科目の見直しを適時行っており、現在、以下のような入学者選抜制度を設けている。



表 5-1 入学者選抜制度一覧

課程	区分	入試方式
学士課程	【学校推薦型選抜】	一般公募制推薦入試適性検査型[併願制]／小論文型[併願制]／芸術型[併願制]／適性検査・面接型[専願制]／資格・面接型[専願制] 指定校制推薦 金城学院高等学校高大接続型推薦
		一般入試（前期）2科目型／3科目型／複数日評価型 ／英語外部試験利用型
	【一般選抜】	一般入試（後期）
		共通テスト利用入試（前期・後期）
		共通テストプラス方式入試
	【編入学】	指定校推薦編入学（3年次）
		一般編入学試験（3年次）
		社会人編入学試験（3年次）
		薬学部一般編入学試験（4年次）
	【上記以外の選抜】	社会人入試
		外国人留学生入試
		海外帰国子女入試
	博士課程	前期課程
社会人入試		
外国人留学生入試		
一般入試（外国語試験免除型）		
在学生特別入試		
卒業生特別入試		
後期課程		一般入試
		社会人入試
		外国人留学生入試
		在学生特別入試
		卒業生特別入試（人間生活学専攻のみ）

なお、金城学院高等学校高大接続型選抜においては、金城学院高等学校との調整のもと、学科ごとの受け入れ上限を定めることで、他の選抜制度とのバランスがとれるよう適切に設定されている（大学基礎データ表3）。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報は、各種入試パンフレットやウェブで公開している（資料5-7、30～31頁）（資料5-8【ウェブ】）（資料5-9【ウェブ】）（資料5-10

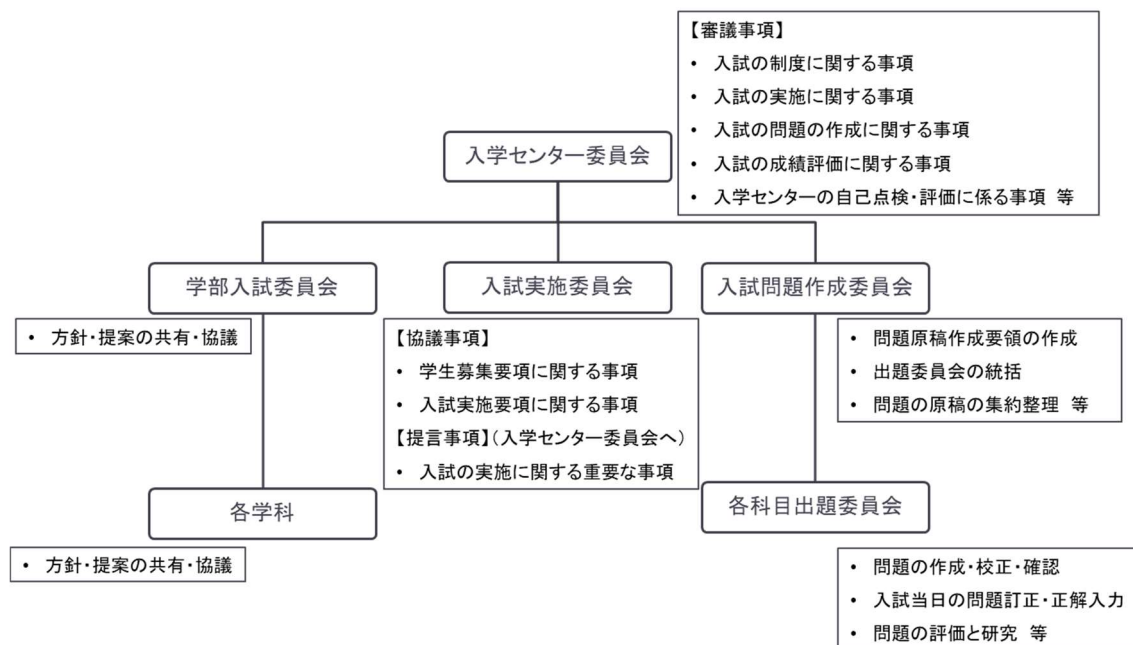
## 第5章 学生の受け入れ

【ウェブ】)。またこれと同時に、生活環境学部食環境栄養学科では管理栄養士の、薬学部薬学科では薬剤師の資格取得のために必要な実験や実習および国家試験対策等の費用について、その金額を明記している。このほか、国際情報学部国際情報学科では、海外研修費用や学部推奨ノートパソコン購入の費用が、人間科学部現代子ども教育学科では、幼稚園・小学校教諭1種免許取得にかかる教職課程履修等の費用についても公開されている。また、人間発達学専攻においては、臨床心理士受験資格等の取得に際しては、別途課程履修費が必要になる旨を、前年度実績とともに明記している（資料5-6、25頁）。

学士課程における入学者選抜の実施は、金城学院大学入学センター委員会（以下「入学センター委員会」）の責任の下において行われる体制となっている（資料5-11）（資料5-12）。入学センター委員会は、委員長である学長をはじめ、副学長、学部長、学長補佐、学部入試委員長（以上教員）、また入試広報部長、入試広報部入試広報担当課長および係長（以上職員）によって構成される全学的組織である。ここでは、入試の制度・実施・問題作成・成績評価に関する事項について全学的な観点から審議し、各学部等に指示している。なお、入学センター委員会内には、主に学生募集要項・入試実施要項に関する事項を協議する大学入試実施委員会と、入試問題を厳正かつ適正に作成することを目的とする大学入試問題作成委員会の二つの常設委員会を設置することで、入学者選抜を適切に実施するための体制を整備している（資料5-13）（資料5-14）。

また入学者選抜は各学部の責任のもと行われている。各学部の入学者選抜実施のための体制として、その教授会における選挙を経て選出された学部入試委員長が、当該学部に所属する学科より選出された学科入試委員とともに学部入試委員会を組織している。学部入試委員会と入学センター委員会とで連携をとり、入学者を選抜している（資料5-15）（資料5-16）（資料5-17）（資料5-18）（資料5-19）。

図 5-1 本学における入学者選抜の実施体制



学士課程における入学者選抜が、入学センター委員会を中心に実施されているのに対し、博士課程（前期課程・後期課程）におけるそれは、各研究科の責任のもと実施されている。文学研究科では、その属する各専攻の入試委員が中心となって（資料 5-20）、また人間生活学研究科では、専攻主任のうちの 1 名が入試担当となって入学者選抜に関する方針を定めている（資料 5-21）。ここで定められた試験日程や募集要項等の方針は、研究科長を議長とする専攻主任会議を経て研究科委員会において承認される（資料 5-22）（資料 5-23）。また問題作成・採点については、各専攻が責任をもって実施することとなっている。

こうした体制のもと、本学では以下のようなプロセスを通して、公正な入学者選抜を実施している（ここでは、年度内でもっとも早く実施される 2021 年度推薦入学選考（指定校制・一般公募制）を例として示している）。

- ① 学長室（資料 2-17）において、入学試験結果に基づき、本学における定員管理・求める学力等の観点から学科ごとの合格者案を作成する。これを本学では「学長案」と呼称している（資料 5-24）。
- ② 学長案の作成と同時に、各学科に対しても、学部入試委員長を通して入学試験結果が提示されており、これに基づき各学科ではその合格者案が作成される。これを本学では、「学科案」と呼称している。

## 第5章 学生の受け入れ

- ③ 学科案は、学部入試委員長を通して入学センター委員会で報告され、学長案との調整がなされる。とくに各学部の学部長および入試委員長は、みずからの所属する学部・学科のみならず、全学的視点からも、その妥当性を検討し、意見を述べる。こうした審議の結果、合格者案が作成される。これを本学では、「入学センター委員会案」と呼称している（資料 5-25）。
- ④ 入学センター委員会案は、学部入試委員長を通して、各学科に提示される。各学科ではこれを踏まえて、改めて各学部・学科入試委員会等で合格者案が作成される。これを本学では、「学科合格者数案」と呼称している。
- ⑤ 学科合格者数案は、各学科の入試委員または主任を通して所属する学部の教授会において提示される。教授会は、入学センター委員会案を踏まえ、これを審議し、合格者を決定する（資料 5-26）。本学ではこの教授会を「合格者判定教授会」と呼称し、試験実施日程によっては、定例教授会とは別の日程で実施することもある（資料 5-27）。
- ⑥ 合格者判定教授会での結果は、学部長によって学長に報告されるとともに、学部長会（学長・副学長・学部長・研究科長・学長補佐・事務局長・事務局次長・大学事務部長によって組織）（資料 5-28）における説明を通して、その判定にかかる経緯を全学的に共有する。

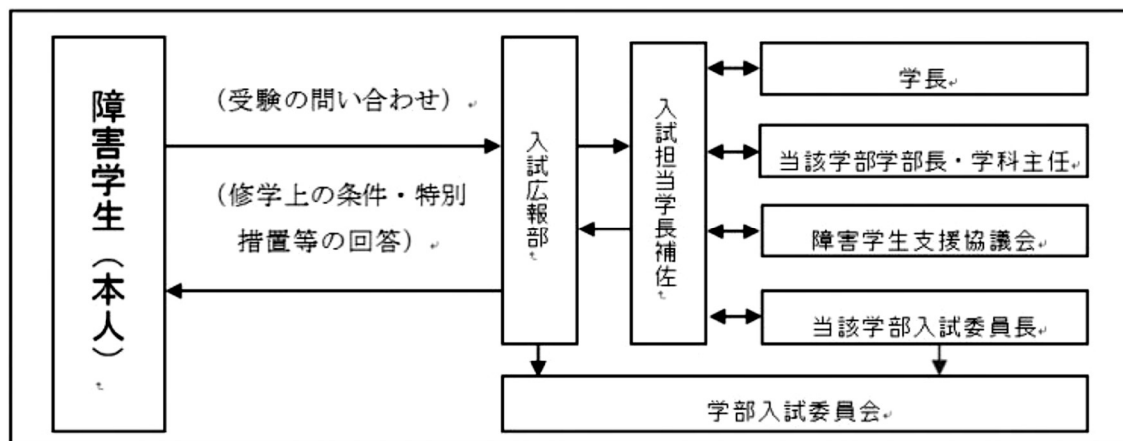
また、本学における博士課程の入学者選抜は、以下のようなプロセスで行うことを基本としている。

- ① 各専攻は合格者原案を、入試における成績の検討に基づき作成する。
- ② 各専攻の属する研究科委員会は、合格者原案を審議し、合格者を決定する（資料 5-29）。
- ③ 合格者を審議した研究科委員会での結果は、研究科長によって学長に報告されるとともに、学部と同じく学部長会における説明を通して、その判定にかかる経緯を全学的に共有する

本学では、こうした複数段階の審議・確認を経ることで、公正、厳正な合格判定を行っているが、これに加え、公平な入学者選抜を執り行うため、病気やけがを負う受験生には、別室受験会場を設けている（資料 5-2、3 頁）。また、障がいを持つ受験希望者に対しては、「障害を持つ学生の入学・修学に関するガイドライン」における下図のようなプロ

セスを踏まえ、合理的な配慮に基づき入試における特別措置を行い、これを支援している（資料 5-30）。

図 5-2 本学における合理的な配慮のプロセス



なお、障がいを持つ受験希望者に対しては、受験時における特別措置の検討だけでなく、入学後の修学や学生生活において必要となるサポートについても事前に双方で確認している。

また 2021 年度入試にあたっては、受験生に対し、COVID-19 の感染拡大への対応・対策が求められた。そのため、文部科学省「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項」および大学入試センター「新型コロナウイルス感染症予防対策等について」等を踏まえ、入試実施における感染予防対策、特例追試受験生を含む受験生への配慮などの対応について検討し、入学センター委員会で決定した（資料 5-31）（資料 5-32）（資料 5-33）。決定の内容は、本学の「受験生応援サイト」（資料 5-34）にて公表するとともに、『入学試験要項』（資料 5-2、4 頁）にも掲載した。

以上のように本学では、AP に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学を希望する者への合理的な配慮に基づいた公平な入学者選抜を実施している。

**点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）

- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学では、入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理のために、毎年度4月の入学センター委員会において、学長方針を確認し、これを全学的に共有している。各学科では、この学長方針に基づき、前年度入学者選抜結果・統計資料などを踏まえ、前年度入試の検証と当年度入試への対応をまとめ、入試種別ごとの入学者数案を策定し、学部入試委員長を通して入学センター委員会に報告する。入学センター委員会は、各学科の入学者数案について検討し、全学的な調整を踏まえ、これを承認する（資料 5-35）（資料 5-36）（資料 5-37）。

学部および研究科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均値ならびに収容定員に対する在籍学生数比率は、下表の通りである（大学基礎データ表2）。

表 5-2 入学定員に対する入学者数比率の平均・収容定員に対する在籍学生数比率

課程	学部	収容定員に対する 2020年度在籍学生数比率	入学定員に対する 過去5年間の入学者数 比率の平均
学士課程	文学部	1.07	1.07
	生活環境学部	1.07	1.07
	国際情報学部	1.05	1.06
	人間科学部	1.00	1.03
	薬学部	1.03	1.01
	全体平均	1.04	1.05
博士課程 前期課程	文学研究科 国文学専攻	0.40	0.36
	文学研究科 英文学専攻	0.20	0.36
	文学研究科 社会学専攻	0.60	0.48
	人間生活学研究科 消費者科学専攻	0.31	0.15
	人間生活学研究科 人間発達学専攻	1.38	1.18
博士	文学研究科 国文学専攻	1.00	0.60

## 第5章 学生の受け入れ

課程 後期 課程	文学研究科 英文学専攻	0.17	0.00
	文学研究科 社会学専攻	0.67	0.30
	人間生活学研究科 人間生活学専攻	0.33	0.20

学士課程における入学定員に対する入学者数比率については、入試種別ごとの入学者予測のブレなどにより、各年度の入学定員に対する入学者数比率には若干のばらつきがあるものの、過去5年間における全学平均は1.05倍を維持しており、適正に保たれている。

食環境栄養学科を除き3年次編入学生（薬学科は4年次）を受け入れている。定員の設定がある学科は、国際情報学部国際情報学科グローバルスタディーズコース5名、同メディアスタディーズコース5名、人間科学部現代子ども教育学科5名、同多元心理学科5名、同コミュニティ福祉学科5名であり、他は若干名としている。しかし、2015年度以降の編入学者数については最大で12名、最小は5名、6年間の平均は8.5名と低い定員充足率に留まっている。

収容定員に対する在籍学生数の過剰や未充足などが生じないように、4年間（薬学部は6年間）の定員超過率に常に気を配りながら、毎年の入学者確保を進めている。とりわけ入学者数の大幅な超過による教育効果の低下を招かないように留意している。

仮に収容定員に対して在籍学生数が過剰になった場合は、独自の基準を設けて授業開講コマを増やして対応し、教育効果の低下を招かないように措置している（資料5-38）。また中途退学などにより定員未充足状態に陥ることが無いよう、アドバイザー制度を採用し、個人面談などにより、個々の学生を見守っている（資料1-7【ウェブ】、16頁）。こうしたこともあり、過去3年間（2017～2019年度）の学士課程における退学率は、0.93%と低く抑えられている（資料5-39【ウェブ】）（大学基礎データ表6）。

博士課程では、前期・後期両課程ともに、定員を充足する専攻はあるものの、多くの専攻では定員を満たしていない（資料5-40【ウェブ】）（大学基礎データ表3）。現在、「大学院フェスタ（文学研究科進学説明会）」（資料5-41）のような取り組みを通して、内部進学者の勧奨に努めたことにより一定の入学者を得ているが、必ずしも十分な結果ではない。今後は、これまでの取り組みを検証し、必要な方策を検討する必要があるだろう。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性については、毎年度6月の入学センター委員会で、前年度入試の検証と当年度入試の対応案を審議対象として全学的・定期的に点検・評価を行っている（資料5-37）。これに先立ち、各学科に対しては、毎年度4月の入学センター委員会で、各学部の入試委員長を通して前年度入学者選抜結果・統計資料を配布し、前年度入試の検証に役立てている。

こうした検証を踏まえた改善・向上の取り組みは、学科単位で提案されるもののほかに、入学センター委員会から提案される全学的なものもある。たとえば、前者については、生活環境学部環境デザイン学科では、学校推薦型選抜入試における一般公募制推薦入試（小論文型）を2021年度入試より廃止し、削減した募集人数は一般入試（前期）3科目型に移行したことが挙げられる（資料5-42）。これは入学者の入試区分について、同学科が検証した結果、学校推薦型選抜入試入学者が一般選抜型入試入学者との不均衡が生じていることが明らかとなったことから、判断されたものである。またこうした廃止対象となった入試区分の選定に際しては、入試区分ごとの卒業時GPAといった客観的な根拠が用いられた。このような判断に基づき、同学科は、所属する学部の入試委員長および学部長を通して、入学センター委員会の委員長たる学長に対し小論文型の廃止を提案し、学長は入学センター委員会での審議を経てこれを承認したのである。

こうした学科単位での改善・向上の取り組みに対し、入学センター委員会による取り組みは、全学共通の制度を設定することが中心となっている。たとえば高大接続改革に応じた入学者選抜を実施すべく、その趣旨を踏まえながら、金城学院高等学校高大接続型推薦入試における面接試験への口頭試問の導入と推薦書の活用を検討し、2021年度入学者選抜において導入したことはその一例である（資料5-43【ウェブ】、7頁）（資料5-44）。この事例では、まず入試広報部において、高大接続改革で求められている入試実施体制について検討し、これに基づいた新たな入学者選抜の方法が、入学センター委員である入試広報部長から提案され、学長は入学センター委員会での審議を経てこれを承認している。

また博士課程における学生の受け入れの適切性については、毎年度の入学者が確定したのち、各研究科においてこれを点検・評価している。たとえば文学研究科では、研究科長



## 第5章 学生の受け入れ

および3専攻の入試委員が主としてこれを担っている。そこでの検証結果は、研究科長を議長とする専攻主任会議を経て、研究科委員会において共有される。こうした検討のなかで、2017年度からは、文学研究科博士課程前期課程（社会学専攻）および人間生活学研究科博士課程前期課程において、一般入試に「外国語試験免除型」が設けられた。これは、英語検定試験における成績が一定の要件を満たしている場合、外国語試験が免除されるものであり、基礎的な資格を有している志願者の入学を促すための取り組みでもある（資料5-6、4頁）。

このように、本学では学生の受け入れの適切性について適切な根拠に基づき定期的に点検・評価を行っており、またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを適切に行っている。

### （2）長所・特色

本学における入学者選抜は、様々な方式によって実施することで、APに基づいた多様な学生の確保に努めている。そのなかでも「一般入試（前期）[複数日評価型]」は、一般入試を複数日受験した学生が、そのなかでの高得点2科目を合計して合否判定を受けることのできるものとなっている。しかも同入試には検定料が設定されておらず、受験生に広く門戸を開き、チャレンジが可能になる制度だと言えよう（資料5-2、21頁）。このほかにも、取得した資格や高校での活動実績を評価する「一般公募制推薦入試[資格・面接型]」（資料5-2、14頁）や英検やGTECなどの外部試験を活用した「一般入試（前期）[英語外部試験利用型]」（資料5-2、20頁）のように、受験生のこれまでの取り組みを積極的に評価する入学者選抜制度を整えている。

また本学では、合格者の決定に際しては、学長案をもってトップダウン式にこれを行うのではなく、各学科において検討して作成された学科案との調整をふまえ、その上で学科合格者数案を審議し、学長が最終的に決定している。このことは、学科の自立性を活かしつつ、同時に全学的視点に基づいた入学者選抜制度を実現していると言えよう。

### （3）問題点

個々の科目に関する実験・実習費などは、シラバス（資料5-45【ウェブ】）や履修要覧に記載されているものの、受験生向け情報にはその記載が無い。平均的な履修モデルと

もに、その履修に必要となる特別な費用負担について受験生に向けて情報提供することを検討すべきである。

編入定員に対する編入学生数比率が低いことは問題である。たとえば、前回の第二期認証評価において、「編入定員に対する編入学生数比率が低いため、改善が望まれる」（資料 5-46【ウェブ】、227 頁）との指摘を受けた人間科学部現代子ども学科は、みずからが教育職養成課程であることを明示するために「現代子ども教育学科」と学科名を改め、またカリキュラム変更等の努力を重ねてきたが、なお十分な結果を出すことができていない。今後は、広報活動などを強化し出願者の増加を図るとともに、定員設定についても抜本的に検討すべきであろう。

なお、学士課程における入学者選抜制度が入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備し、定員設定などを含めて高いレベルで整備されているのに対し、博士課程においては、必ずしも十分であるとは言えない。この点も検討すべき課題である。

### （4）全体のまとめ

APについては、これまで学科ごとにその表現がまちまちであったため、2018 年度に「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の「学力の3要素」を柱とする全学的に統一した記述に改定し、2019 年度入学生より適用されている（資料 5-47【ウェブ】）（資料 5-48【ウェブ】）。なお、2020 年度入試より、入試関連資料などを通して受験生に向けて、各学科において求める学生像についても公表するなど、本学における建学の精神や教育研究上の目的を踏まえた学生募集を進めている。

本学では、公正な入学者選抜を行うための体制を整備しており、学士課程においては適正な学生受け入れを行っていると言えよう。また、入学者選抜制度についての点検・評価も、定期的組織的に行っている。今後も引き続き、高大接続改革、少子化や COVID-19 への対応など社会の変化に対応した改善・向上を行っていくべきであろう。

博士課程では、前期・後期両課程ともに、定員を充足する専攻はあるものの、多くの専攻では定員を満たしていないことは改善が必要な点であると言える（大学基礎データ表 3）。これまでの取り組みを検証し、該当する専攻において必要な方策を検討する必要があるだろう。

## 第5章 学生の受け入れ

以上のように、本学における学生の受け入れについては、いまだいくつかの課題が残されてはいるものの、学士課程については、適切にこれが展開されていると評価するとともに、博士課程前期課程・後期課程については、学生募集や定員充足等に検討すべき課題があり、さらなる改善が必要であると判断するものである。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学においては、「金城学院の建学の精神である福音主義キリスト教に基づく女子教育の理念と、大学・学部・学科の設置理念・目的を十分に理解し、積極的に実践できる人物」を求める教員像として設定しており、すべての教員公募の際において、これを求める教員像の第一に掲げている（資料6-1）。また、「金城学院大学 VISION 2030」（2018）で示された目指すべき教育研究の在り方に基づいて、2020年度に各学位課程（学科および専攻）において、その専門分野に関する能力や教育に対する姿勢等について策定されている（資料6-2）（資料6-3）（資料6-4）。

各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針については、「金城学院大学教員組織編成方針」（資料6-5）に示されている。各学科・専攻では、その教育研究の目的に合わせ、大学設置基準に則り適正な教員数を定めた「各学科の教員基準」（資料6-6）や資格課程等で必要な教員数を踏まえ適切な教員組織の編制を行っている。

こうした教員組織の編制責任は学長にあり、学士課程における共通教育、専門教育や博士課程における教育が適切に行われるように教員配置が計画され、教員の定年退職などの長期的な見通しのもとで人事計画を行っている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学は、5学部12学科および2研究科5専攻に共通教育等に関わるセンターや研究所等によって構成されており、2020年5月1日現在の専任教員数の概要は、以下の表6-1、表6-2および表6-3の通りである。こうした内容は、ウェブページにおいて公開している（資料6-7【ウェブ】）。

表 6-1 学部ごとの専任教員数（2020年5月1日現在）

	文学部	生活環境学部	国際情報学部	人間科学部	薬学部	計
教員数	44	36	24	39	46	189

表 6-2 研究科ごとの専任教員数（2020年5月1日現在）※

	文学研究科 博士課程前期課程	文学研究科博士 課程後期課程	人間生活学研究 科博士課程前期 課程	人間生活学研究 科博士課程後期 課程	計
教員数	20	15	27	8	70

表 6-3 センター・研究所等ごとの専任教員数（2020年5月1日現在）

	言語センター	キリスト教文化 研究所	心理臨床相談室	消費生活科学 研究所	計
教員数	2	1	1	8	12

※研究科の専任教員は学部専任教員が兼担している。

本学における学部・研究科は、各々大学設置基準または大学院設置基準等の必要専任教員数を満たすように編制されることが定められている（資料6-6）。しかしながら2020年度当初には、教員の退職等などのためにこれが満たされていない学科・専攻が複数存在した（大学基礎データ表1）。このうち、設置基準上における教員数の不足が生じていた生活環境学部環境デザイン学科では2020年8月1日に、また教職課程上における教員数の不足が生じていた人間科学部現代子ども教育学科では同年9月1日に、これが是正されている。このほか、文学研究科社会学専攻（後期課程）においては、設置基準における教員

## 第6章 教員・教員組織

数の不足が生じており、2021年度初頭までには解消できるよう、現在対応しているところである。

各学位課程の目的に即した教員配置は、専門教育および共通教育のおのおので適切に行われている。とくに専門教育科目においては、各学科・専攻のディプロマ・ポリシーに記載された目的を実現すべく、領域やコースが設定され、これらに適切な教員配置がなされている。また、共通教育においては、「共通教育科目担当コマ数計算表」（資料6-8）に基づき、各学科専任教員が担当すべき共通教育の科目数が決められている。これは、学科所属の専任教員数に応じて各学科が共通教育科目を担当するものであり、これにより共通教育を全学的に支える体制となっている。

専門教育を担当する各学科や共通教育における外国語科目を担当する言語センターにおいては、その特色あるカリキュラムを運営するため、特別契約教員・短期契約外国語教員・助教を配置している（資料6-9）（資料6-10）（資料6-11）（資料6-12）。このほか、専門教育・共通教育ともに、必要に応じて非常勤講師を任用し、教育課程を適切に運営するための教員組織を補完する体制となっている（資料6-13）。

こうした教員組織の編制において、本学では、国際性や男女比への配慮は行っていない。専任教員の男女比は112:89と44.3%（全201人中89人）が女性であり、この点は、2019年度の全国大学の平均が25.3%であることを考えると極めて高いものであると言える（資料6-14【ウェブ】）。なお、外国籍は6.5%（全201人中13人）となっている。また必修科目や選択必修科目といった、本学における教育上主要と認められる授業科目に配置されている専任教員（教授または准教授、および常勤専任講師）の割合は、必修科目では55.6%、また選択必修科目では45.0%となっており、いずれも適切に配置されている（大学基礎データ表4）。

各学科における後任人事の際には、学科の将来的展望や計画に基づき、年齢や職位を検討することが求められている。学長は、現在の学科における年齢構成にアンバランスがあると判断した場合、その人事案の修正を求め、学科はこれに基づいて再検討しなければならない。このように、新規採用人事において、特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮がなされている。ただし、研究科については、学部専任教員による兼担となっているため、その専門性を優先し、年齢構成については十分に配慮されていない。なお、研究科の担当教員の兼担に際しては、各研究科の教員資格審査規程において、博士の学位を有するものといった研究科担当教員の資格を明確に定めている（資料

## 第6章 教員・教員組織

6-15) (資料 6-16)。また資格審査の提案は、各専攻の前期課程および後期課程の授業計画および学位論文指導上必要ある場合になされ、適切な教員配置が図られている (資料 6-17) (資料 6-18)。

専任教員の授業担当コマ数は、12 コマ (半期換算) を基準とし、また役職者については、その職に応じてコマを減じることと定められており、授業担当負担への適切な配慮が図られている (資料 6-19)。なお、基準時間を超えて授業を担当したときは、「臨時増担当」が支給されることとなっている (資料 6-20、第 18 条)。このように、本学では適切な教員組織編制のための措置を実施しているところである。

本学における専門教育は、各学科・専攻が中心となって担っているのに対し、教養教育は、共通教育委員会を中心として運営している。同委員会は、本学の教学運営を担当する教務部長が委員長となって組織され、ここで共通教育における企画立案と教務運営を統括している (資料 4-17)。また、共通教育委員会の下には、以下のように 7 つの委員会が設けられており、各々そのカリキュラム編成を担っている (資料 6-21) (資料 6-22) (資料 6-23) (資料 6-24) (資料 6-25) (資料 6-26) (資料 6-27) (資料 6-28) (資料 6-29)。

表 6-4 共通教育委員会内各委員会と主たる担当科目 (2020 年 5 月 1 日現在)

委員会名	主たる担当科目
アイデンティティ・教養科目委員会	建学の精神・理念を学ぶ科目・教養科目等
情報教育科目委員会	情報教育科目
S & E 教育科目委員会	S & E (Sports & Exercise) 教育科目
キャリア開発教育科目委員会	キャリア開発教育科目
教職課程委員会	教職課程科目
言語センター委員会	英語教育科目・外国語教育科目
国際交流センター委員会	受入れ外国人留学生への日本語や日本事情の科目

教養教育の運営体制については、2017 年度に共通教育科目改定諮問委員会が設置され、そのカリキュラムおよび運営体制について検討がなされた (資料 2-61)。ここでの議論と報告とを基に、「アイデンティティ・教養科目」のように建学の精神や理念を学ぶ科目などが整備され、またこれらを所管する各委員会の体制も大きく改められた。この新たな共通教育カリキュラムは 2019 年度より始まっている。

このように、本学では、教員組織の編制に関する方針に基づいて専任教員数を定め、適切な教員組織の編制とともに教養教育の運営体制を整えている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教授、准教授および講師の職位に関する募集、採用、昇任等については、各々の学部において「専任教員等任用候補者審査規程」（資料 6-30）（資料 6-31）（資料 6-32）（資料 6-33）（資料 6-34）および「専任教員昇任候補者審査規程」（資料 6-35）（資料 6-36）（資料 6-37）（資料 6-38）（資料 6-39）を設けている。また、その際の基準については各学部で定めた「専任教員等資格審査基準細則」（資料 6-40）（資料 6-41）（資料 6-42）（資料 6-43）（資料 6-44）に規定されている。こうした規程を各学部で有することで、資格審査において、各々の学部や学科の専門性を適切に反映できるようになっている。また、助教の任用については「金城学院大学助教任用規程」（資料 6-12）において定められており、その資格については、所属する学部または部署において求められる専門性や役割に基づき定められている。たとえば薬学部薬学科においては、博士・修士および薬学部 6 年制課程の学士いずれかの学位を有する者または「財団法人日本薬剤師研修センターまたは一般社団法人日本医療薬学会等が認定する薬剤師」の資格を有することが求められている（資料 6-45）。

昇任に関する手続については、①専任教員より毎年 10 月に提出される教育業績報告書を基に、②学部長を委員長とする学部人事委員会において適格者を確認し、③学部長はこれを受けて、候補者ごとに資格審査委員会を設置する。④資格審査委員会は、大学設置基準および学部の「専任教員等資格審査基準細則」に基づいて教育・研究業績を審査し、資格を認定し、その結果を学部長に報告する。⑤学部長は、人事委員会および資格審査委員会の報告に基づき、候補者の昇任を提案し、採決する。⑥学部長は、決定された候補者について、学長を通じて理事長に推薦する。⑦理事長は常任理事会の議を経て、それを承認することとなっている（資料 6-46）（資料 6-47）（資料 6-48）（資料 6-49）（資料 6-50）。こうしたプロセスを経て昇任に関する手続は適切に実施されている（資料 6-51）。

なお募集と採用に関する手続については、以下のようなプロセスとなっている。全体的な流れは全学的に統一されているので、ここでは文学部を例に挙げて説明する。

〈人事枠の確認〉



①当該学科で「後任人事枠確認書」を作成し、これが文学部長に提出される。②文学部長はこれを文学部教授会で審議し、その承認をもって、③学長を議長とする学部長会に報告する。④学長はこれを常任理事会に提出し、その承認を得る（資料 6-52）。以上のプロセスを本学では「人事枠の確認」と呼んでいる。

### 〈採用候補者の決定〉

この人事枠の確認を経た上で、①当該学科は、3名程度まで候補者を選考し（公募の場合）、選考経過等を明示した報告書を、文学部長が委員長となる文学部人事委員会に提出する（資料 6-46）。②文学部人事委員長である文学部長は、この報告書に基づき選考経過を学部長会において協議する。③また文学部人事委員会は、選考経過の適正について確認し、学部として問題がなければ、学科に対し、引き続き最終候補者を選考するよう指示する。④当該学科は、最終的に候補者1名を選考する。この際、面接選考時等には学部長も同席する。⑤当該学科は、選考理由等を明示した報告書を文学部人事委員会に提出する。⑥文学部長は、人事委員会の承認をもって、資格審査委員会を設置する。

### 〈資格審査と採用の決定〉

①文学部長によって招集された資格審査委員会では、採用候補者の年齢、研究業績、教育歴等をふまえ、職階を認定し、文学部長に報告する。②文学部長は、この報告をもって教授会に候補者の任用を提案する。これを第一読会とする。③文学部長は、教授会における第二読会を経て、採用についての採決をとる（資料 6-53）。④この承認を経て、文学部長は、学長に対し、「提案書」「履歴」「教育・研究業績書」を提出する。⑤学長はこれらを常任理事会に提出し、⑥常任理事会は、これを審議し、その承認を経て採用が決定される。こうしたプロセスを経て、募集に関する手続は適切に実施されている。

このように本学では、教員の職位ごとに募集・採用・昇任等に関する基準および手続を設定するとともに、その規程を整備しており、これら規程に沿った教員の募集・採用・昇任等を適切に行っている。

**点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、大学を取り巻く環境や直面する課題などについて、これを全学的に共有する場として、大学FD委員会を中心にFD交流集会やFD・SD交流集会を開催している（資料6-54）。2019年度には、アセスメント・ポリシーの策定や運用に関するFD交流集会や内部質保証を実施する新たな全学的な組織・体制についてのFD・SD交流集会などを通して、本学における教育改革の方針を全学レベルで周知している（資料5-43【ウェブ】、5頁）。

なお、2020年度に開催予定であったFD・SD交流集会については、COVID-19の感染拡大への対応・対策のためウェブ開催によってこれに代えるなど、状況に応じた適切な実施を展開している。ちなみに、このときの教員の参加率は72%と例年並みであったが、助教は90%（平均59%）、事務職員は50%（平均23%）と参加率の上昇がみられた（資料6-55-1）（資料6-55-2）。これはウェブにより開催した結果、より参加が容易になった結果であるとも考えられる。今後のFD交流集会やFD・SD交流集会を開催する方法についてさらに検討していきたい。

また、大学FD委員会は、毎年度、全学共通のテーマを提示し、各学科はこれに基づき「教育に関する学科別協議会」（資料6-56）を開催することとなっている。同協議会では、共通テーマとともに、学科が現在直面する課題について、学科を構成する教員全員で協議し、結論や方向性を打出し、これを大学FD委員会に報告することとなっている（資料6-57）（資料4-77）。同協議会の開催にあたっては、活発な議論ができるように、FD推進費用として予算計上し、補助金を支出することが規定されている（資料6-58）。本学では、こうした学科レベルでの取り組みを行える場を設けることで、教員が全学的な課題に取り組める体制を整えている。

このほか、学部ごとに学部全体における課題の解決や共有のため、FD交流集会が開催されているが、大学FD委員会はその内容について必ずしも積極的には関わっていない。全学と学科を結ぶ学部におけるFD活動の在り方について、今後検討すべきであろう。

なお、全学FD交流集会や全学FD・SD交流集会は、「全学交流ダイアログ」（資料6-59-1）（資料6-59-2）と名付けられた全学的会合の場で実施されている。「全学交流ダイアログ」は、新任教職員紹介や前年度実施した入試検証、および合同教授会等の総称であり、年間5～6回ほど開催される。またここでは、各学科や教員における活動や新たな取り組みなどについて紹介する場なども設けられている（資料6-60）。また、全教員の教育活動、研究活動、社会活動等については、毎年10月に提出される教育業績報告書に基づいたデー

データベースにおいて確認することができるようになっている（資料 6-61【ウェブ】）。こうした取り組みを通して、学科や教員の活動に関する情報が共有されているが、その評価ならびにその結果を十分に活用するまでには至っていない。

このように、本学ではFD活動を多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげているが、全学—学部—学科の連携という点で、必ずしも組織的な実施が展開できていない。今後は、従来の大学FD委員会の在り方を含めて、体制を検討する必要がある。

**点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、人事枠の確認に際し、学科・学部および全学的な教員構成、またカリキュラム等を勘案し、大学設置基準や大学院設置基準を満たしているかを点検・評価している（資料 6-6）（資料 6-52）。そして、こうした点検・評価を踏まえて、学科は、教員数の不足といった問題の解消やカリキュラム改変による改善案に基づき、専門分野や担当科目の変更等を提案し、教員組織の適切性について改善・向上を図っている。

また個々の教員の教育研究活動に対する点検・評価については、毎年度10月に提出される教育業績報告書を基に、研究費の支給や昇任等の資格審査の際に適切・適正に行っている（資料 6-62）。しかしながら、こうした点検・評価が、教員全体における教育研究活動の改善・向上には、直接的に結びついておらず、一部の教員の研究成果を共有するに留まっているのが実状である。もとより、教員セミナーを年2回開催し、教員相互の研究意識向上と促進に努めている薬学部薬学科のような事例（資料 6-63【ウェブ】、97頁）もあるが、必ずしも全学的な取り組みとはなっていない。

このように本学では、教員組織の適切性について、人事枠の確認の際に点検・評価を行い、またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。ただしこうした取り組みは、教員組織の編制に関する適切性に留まっており、これを組織する教員自体の適切性についての改善・向上にまでは及んでいない点は、今後の課題である。

### (2) 長所・特色

本学では、建学の精神や大学・学部・学科の設置教育の理念・目的を十分に理解し、積極的に実践できる人物を求める教員像に設定し、また教員組織の編制においても、各学科・専攻の教育も目的とカリキュラムの実現ができる教員を配置してきた。とくに、専任教員の性別構成においては、44.3%が女性とその割合は全国的にも高く、このことは女子高等教育を掲げる本学にふさわしい特徴とも言える（資料6-14【ウェブ】）。

### (3) 問題点

本学では、人事枠の確認を通して、学科や専攻における教員編制に支障が無いことを示す体制となっている（資料6-6）（資料6-52）。しかしながら2020年度当初には、教員の退職等などのためにこれが満たされていない学科が複数存在した。これらの違反状態については、同年度前期中に解消されたものの、教員編制上、極めて大きな問題であったと言える。こうした違反状態が再発しないよう、急な教員の退職に際しても、迅速に教員編制を維持できるよう、人事枠の確認におけるプロセスを再検討する必要がある。

### (4) 全体のまとめ

各学科・専攻は、みずからの教育研究上の理念・目的を実現すべく、求める教員像を定め、また全学的な教員組織編制方針に基づき、その教員組織を適切に構成している。また、学科における教員配置や年齢構成などについては、新規採用人事に際して、これを検討し、その改善・向上を図っている。

2020年度に発生した教員編制上の違反状態は、本学全体における問題として捉えなければならぬ。今後は人事枠の確認に際しては、単に前任者の担当科目や資格の確認だけでなく、学科のカリキュラム全体を通じた、より丁寧な対応を行う必要がある。

以上のことから、教員組織の編制方針、求める教員像の設定および教員採用・昇任の体制、また教員の資質向上の取り組み等についてはおおむね適切になされているが、実際の教員採用においては、そのプロセスをより明確にするなどのさらなる改善の取り組みが必要であると判断するものである。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の学生支援に関する方針については、「金城学院大学学生支援方針」（資料7-1）に定めており、規程集において学内教職員間で共有されている。

この方針は、福音主義キリスト教の精神にもとづき、学識と品性を併せ持ち、「地の塩」「世の光」となって社会に尽くす女性を育成するという本学における理念・目的に則り、一人ひとりの学生が安定かつ豊かな学生生活を送り学修に専念できるよう定められたものであって、入学から卒業までの一貫した支援を以下の方針のもと、全教職員が連携して進めるものとなっている。具体的には「修学支援」「学生生活支援」「キャリア形成支援」および「支援組織の連携と学生参加」という4分野における支援の体制を規定し、これらを通じた学生生活全般を支える基本的な方針が明示されている。

このように本学では、大学の理念・目的に基づき、福音主義キリスト教の精神に基づく高等教育を求める女性という入学者の傾向等を踏まえ、学生支援に関する方針を定め、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう努めている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応

・退学希望者の状況把握と対応

・奨学金その他の経済的支援の整備

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

・キャリア教育の実施

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、「金城学院大学学生支援方針」に基づき、全教員がアドバイザー（資料1-7【ウェブ】、16頁）として担当のアドバイザーの修学・学生生活・進路やキャリア形成また課外活動等について相談を受け、個別指導を行う体制を整えている（資料4-51）。これを本学では「アドバイザー制度」と呼称している。とりわけ、年に2回の定期個人面談と、オフィスアワーを利用した面談による指導を実施することが定められており、指導に要する学生の個人情報、学生ポータルシステムである「K-PORT」（資料7-2）内に設けられた教員限定の機能である「K-カルテ」（資料7-3）（資料4-51、9頁）にまとめられ、学生指導に利用されている。

また、3年ごとに実施している「学習と学生生活アンケート」（資料4-95）については、2018年度からはIR室がデータの取りまとめを行うことで、これらの結果を学生支援の参考にする体制の整備が進められている。また学生の学修成果を教員が確認し、指導に生かす体制を目指して、アドバイザー教員が「K-PORT」上で、学生の学修成果を閲覧できるように準備している。

本学における学生の修学に関する支援に関しては、種々の取り組みが行われているが、その中心となるのが、アドバイザー制度とオフィスアワー制度（資料1-7【ウェブ】、16

## 第7章 学生支援

頁)である。この二つの制度によって学生は、アドバイザーである各学科の専任教員に、みずからの学修や履修の在り方などについて相談するだけでなく、オフィスアワーを利用することで、アドバイザー以外の専任教員への質問・相談等ができるようになっている。

全学的には、こうしたアドバイザー制度とオフィスアワー制度を通して、学生の能力に応じた補習教育、補充教育が適宜行われているが、独自で課外に勉強会や模擬試験を実施している学科もある。たとえば生活環境学部生活マネジメント学科では、「ファイナンシャルプランナー養成コース」が「FP〔ファイナンシャルプランナー〕勉強会」を、「教員・公務員養成コース」が「公務員教養体験模試」を実施するなど、各コースの特徴に合った勉強会を行っている(資料7-4)。しかし、こうした補習教育や補充教育については、全学的な取り組みには展開できておらず、学科や教員の担当科目によって偏りがある。今後はこうしたケアの必要性自体について、全学的に検討すべきであろう。

本学では正課外教育として、授業外における外国語修得や多文化理解を進める機会を提供している。具体的には、国際交流センターのもと学生ボランティア団体である国際交流サポーターズ(通称 KING-Kinjo International Girls・KING)を中心に、留学生と日本人学生がともにそれぞれの文化を体験し交流できるイベントやプログラムが提供されている(資料7-5【ウェブ】)(資料7-6【ウェブ】)。また、学科においてもその専門教育を踏まえた形での正課外教育を実施している。例えば文学部音楽芸術学科においては、学科主催の演奏会や、セントラル愛知交響楽団等との共催によるコンサートなどを実施している(資料7-7【ウェブ】)。また、生活環境学部食環境栄養学科では、管理栄養士の学びに関係する正課外の取り組みに積極的に参加しており、学会発表や商品開発などの取り組みを積極的に進めている(資料7-8-1【ウェブ】)(資料7-8-2【ウェブ】)(資料7-8-3【ウェブ】)(資料7-8-4【ウェブ】)。

交換留学生や提携大学からの受入留学生に対しては、国際交流センターを中心に修学支援を行っている(資料6-29)。これら留学生の日本語修得や日常生活の支援のため、アドバイザー教員や日本人学生のランゲージ・パートナーが配置されている(資料7-9【ウェブ】)。また、日本人学生ボランティアとして、留学生寮での共同生活を通してサポートするレジデント・アシスタントの制度を設けている(資料7-5【ウェブ】)。

交換・受入留学生の受講に関しては、留学生科目だけでなく、留学生の志向に基づき、多くの専門教育科目を受けることができるようになっている。とくに、留学生向けインタ

## 第7章 学生支援

ーンシップや小中学校への留学生の授業派遣など、社会連携・社会貢献への参加を通じて、日本の社会・文化を深く学ぶことができる体制を整えている（資料 7-10）。このほか、学生生活支援センターにおいて、留学生の学生生活支援および私費留学生に対する修学支援の体制を整えている（資料 7-11）（資料 7-12）（資料 7-13）。ただし、これらの支援の多くは、交換・受入留学生を対象としたものであり、外国人留学生入試などで入学した正規の留学生に対する支援は十分でないため、全学的な情報共有を図っているところである。

本学では、障がいのある学生に対する修学支援についても取り組んでいる。具体的には、「障害を持つ学生の入学・修学に関するガイドライン」に基づき、入学前から卒業に至るまで組織的に修学支援を行っている（資料 5-30）（資料 7-14）。個々の学生支援はアドバイザー教員を基軸に授業配慮や生活支援の手配が行われ、合理的配慮を提供している（資料 7-15）。具体的には、保健センターが窓口となり、当該学生のアドバイザー・副学長・事務局が学生の状況について情報共有をした上で、障害学生支援協議会で協議し、適切な修学支援を行う体制となっている。

こうした種々の学修支援とともに、本学では成績不振の学生の状況把握と指導についても体制を整えている。この際もアドバイザー制度が基本となっている。すなわちアドバイザー教員がアドバイザーである学生の修学状況を把握するシステムである K-カルテによって、GPA に基づいた成績不振学生の情報を把握し、学生と個人面談を行い指導する体制となっている（資料 4-51、14 頁）。このように本学では、全学的に成績不振学生を把握し、アドバイザー制度を活用して、学生指導につなげているのである。学期毎の成績不振学生に対しては、その学期中にアドバイザーが面談することとなっているが、学生との連絡が付かないなどの理由で、十分な指導が行えない場合があるのが課題となっている。

留年学生または休学・退学を希望する学生の状況把握と対応もまたアドバイザーによって担われている。こうした学生に関しては、学科ではアドバイザーが、専攻では指導教員または副指導教員が随時面談等で対応し、学科・専攻会議等の場において情報共有をしている（資料 4-51、5 頁）。また休学および退学については、当該学生の所属する学部教授会または研究科委員会の議を経て、学長がこれを承認している（資料 1-3【ウェブ】、第 39～40 条、第 49 条）（資料 1-5【ウェブ】、第 29 条、第 31 条、第 37 条の 2）。

このほか、アドバイザーや指導教員は、学生の奨学金や学費の分納・延納の手続といった経済的支援に関する各種手続の仲立ちも行っている。本学では、経済的事情により修学



## 第7章 学生支援

が困難になった学生に対し、日本学生支援機構奨学金などの外部奨学金の他に、本学独自の奨学金制度として、給付型の金城学院緊急奨学金（資料 7-16）（資料 7-17）、金城学院大学父母会奨学金（資料 7-18）、金城学院大学利子補給奨学金（資料 7-19）、貸与型の金城学院大学貸与奨学金（資料 7-20）、みどり野会（同窓会）奨学金（資料 7-21）などを整えており、学生の状況に即した経済的支援を行えるようになっている。このような奨学金等の経済的支援に関する情報は、ウェブページ等を通じて学生に提供され、アドバイザーが学生と面談する際にも用いられている（資料 7-22【ウェブ】）。

このほか、文学部英語英米文化学科においては、2018 年度より、学科の 1～4 年生を対象とした全額サポートの留学奨学金制度を創設し実施している。対象学生は、一人 400 万円の奨学金を受け、オーストラリアのウエスタンシドニー大学で通訳・翻訳関連のプログラムを受講できるようになっている（資料 7-23）（資料 7-24）。

また博士課程においては、在学生独自の奨学制度（金城学院大学大学院特別奨学金）により経済的な支援がなされている（資料 7-25）。さらに学生が学会発表の際に、旅費交通費を助成する制度があり、活発な研究活動を支援している（資料 7-26）。

こうした従来から行われてきた支援に加え、2020 年度は、COVID-19 の感染拡大により増加した生活困窮学生への支援も積極的に行った。具体的には、日本学生支援機構の奨学金（資料 7-27【ウェブ】）に加え、これまで申請期日を前期・後期の年二回に定めていた金城学院緊急奨学金の申請を随時受付に変更して対応した（資料 7-16、第 3 条第 2 項）

（資料 7-28）。また、本学同窓会に対して新たな支援金の拠出を依頼し、これを受けることができています（資料 7-29【ウェブ】）。このほかにも、これまで実施してこなかった遠隔授業を受講するために必要となる環境整備について支援すべく、学生一人あたり 50,000 円を支給している（資料 7-30【ウェブ】）（資料 7-31【ウェブ】）。

授業の受講に際して必要となる費用（以下「実験実習費」）などの内容については、「履修費等取扱要項」に毎年定めている（資料 7-32）。また実験実習費の内容については、各学科における検討を経て、学部教授会において承認を受けてこれを定め、シラバス等において学生に明示している。

たとえば 2019 年度に、専門教育科目である「指揮法」において、新たに伴奏者の配置が必要であると判断した文学部音楽芸術学科は、その演奏料を実験実習費として設定することを学部教授会に求め、同教授会はこれに基づき審議・了承した（資料 7-33）。この

## 第7章 学生支援

実験実習費の徴収については、シラバスの「実験実習費」の欄に明記されている（資料7-34）。

このように本学では、幅広い学生支援を行っているが、その基本はアドバイザー制度である。学生は、どの教員が自分のアドバイザーであるかは、各学部の履修要覧別冊（資料7-35、11頁）（資料7-36、11頁）（資料7-37、9頁）（資料7-38、11頁）（資料7-39、11頁）において、また各教員のオフィスアワーについては各学科において学生に対し案内するなど、学生の相談に応じる体制を整備している。

なお、ハラスメントなど、学生にとってアドバイザーが直接関与することが難しい相談については、各学部に「ハラスメント相談員」を配置することで、相談者の被害や訴えに対応している。さらにハラスメントに関する人権委員会を設置し、被害や訴えに応じて調停委員会・調査委員会を立ち上げて解決にあたる体制を整えている（資料7-40）。本学では、「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」を定め、これを学生ハンドブック『プランタン』（資料1-7【ウェブ】、20頁）と大学ウェブページに掲載し（資料7-41【ウェブ】）、全学新入生オリエンテーション・大学院新入生オリエンテーションにおいて概要を説明している。

このほか、学生の心身の健康や保健衛生および安全への配慮といったアドバイザー個人のレベルでは対応が難しいものについては、大学事務部学生支援部保健センター（資料7-42、第18条第16項）および学生相談室運営委員会（資料7-43）が主としてこれを担っている。

保健センターは、学内教職員や地域と連携しながら、救急処置、健康相談、健康診断、感染症対策、その他の保健に関する措置を適切に行っている（資料7-44【ウェブ】）（資料7-45）。また、健康診断の際、保健面談を対面で全学生に行い、必要な支援に速やかに対応できるようにきめ細かな対応をしている。

学生相談室運営委員会では、学生相談室から相談室の利用状況（利用人数、相談内容等）、学生相談室体制（カウンセラーの配置）（資料7-46）などの報告を受け、学生の心身の健康向上のための支援に努めている（資料7-47）。また、2019年度には学生相談室のカウンセラーを増員し相談受け付け時間を増加させるなどの対応を図った。こうした体制については、本学ウェブページ等で学生に周知している（資料7-48【ウェブ】）。

これらに加え、警備員室の設置や警備員の構内および通学路における配置を通して、学生の安全を確保している（資料1-7【ウェブ】、2頁）。また、災害時の学生の安否確認シス

## 第7章 学生支援

テムを整え、各期に実施する防災訓練においてシステムの確認を行っている（資料 1-7【ウェブ】、3 頁）。

このように本学では、きめ細かい学生支援の体制を整え、これを実施しているところであるが、学生の進路に関しても適切に支援を展開している。

たとえばキャリア教育では、必修科目を含んだキャリア開発教育科目を 1 年次から始め、3 年次のインターンシップへとつなげるように科目を配置している。また 2019 年度には、多くの女性が遭遇するライフステージごとの心理的危機と身体的課題への対応などを学ぶ「女性みらい」（資料 4-37【ウェブ】）を新設している。こうした女子大学としての特色を帯びたキャリア教育のプログラムは、キャリア開発教育科目委員会が中心となって全学的に策定・実施している（資料 6-24）。

また専門教育において、独自の取り組みを行っている学科もある。たとえば文学部日本語日本文化学科では、早い時期からキャリア意識を持たせるために、1 年次開講科目として「日文キャリア」を設けている（資料 7-49【ウェブ】）。これは、様々な業種で活躍する学科 OG を招き、実際の職業内容、就業形態や、それぞれのキャリア獲得過程の話を聞くことで、明確なキャリア形成のイメージを抱かせることを狙ったものである。

また生活環境学部環境デザイン学科では、1 年次に「入門演習」（資料 4-20【ウェブ】）、2 年次に「基礎演習」（資料 7-50【ウェブ】）の科目を設け、3 年次には「キャリア懇談会」（資料 7-51）を開催することで、早期からの確にキャリアを意識するように支援している。「入門演習」では、企業から講師を招いて大学の学びと社会について、「基礎演習」では学びたい専門分野と卒業後のキャリアについて、「キャリア懇談会」では業種別の仕事像について考え、段階的に具体的なキャリア形成を意識できるようにしている。

こうした在学中のキャリア教育を踏まえ、卒業後の就職に向けた支援も実施している。具体的には、大学事務部学生支援部にキャリア支援センターを設置し、8 名（常勤 5 名・非常勤 3 名）のスタッフで学生の就職支援を行っている（資料 7-42、第 18 条第 11 項

（資料 4-95、27）。とりわけ学生個人に合わせた個別指導に注力しており（資料 7-52【ウェブ】）、また OG によるキャリアカウンセラー、就職活動を終えた学生もそれぞれの経験を活かした後輩に対する就職支援を行っている（資料 7-53【ウェブ】）（資料 7-54）。このほかにも、キャリア支援センターでは、資格取得や就職対策など、学生のキャリア形成のために「キャリア・アップ講座」を開催・運営している（資料 7-55【ウェブ】）。

## 第7章 学生支援

またこのキャリア支援センターでは、就職活動に必要な知識や技術を学ぶことができるよう、定期的なガイダンスをはじめ、約60を超えるプログラムを体系的に実施するとともに、書類選考・面接選考など各段階での採用試験対策も行っている（資料7-56【ウェブ】）。

一方、博士課程では、その専門的な学識をより高める機会を設けることで、キャリア形成に結びつけている。すなわち学内での「学位論文・特定課題発表会」（資料7-57【ウェブ】）や「学位論文発表会」（資料7-58【ウェブ】）を開催による学生の成果報告の場の設定、また指導教員・副指導教員が関連学会等の紹介による学会発表の奨励などである。また、後期課程在籍者の論文発表の場として『金城学院大学大学院文学研究科論集』（資料7-59【ウェブ】）および『金城学院大学大学院人間生活学研究科論集』（資料7-60【ウェブ】）が刊行されている。また、学外での学会発表のために必要となる交通費・宿泊費を補助するために大学院学生学会発表旅費交通費助成の制度が整えられている（資料7-26）。

このほか、本学では、学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援も執り行われている。具体的には、大学学生会および59団体のクラブ・サークルが組織するサークル協議会の活動・運営を学生生活支援センターが支援しており、すべてのクラブ・サークルに部室を用意している（資料7-61）（資料1-7【ウェブ】、15頁）。なおこれらの課外活動における活動費に対し、大学父母会がこれを支援している。また課外活動で優秀な成績をあげた個人・団体を表彰（学長賞・学部長賞）し、さらなる活動を促すよう支援している（資料7-62）。また、2017年度には、夏期合宿費補助制度を新設し、同年度には17団体へ補助費を支給するなど、クラブ・サークル活動の活性化を図っている（資料7-63）。

以上のような制度として整えられた学生支援のほかに、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施すべく、全学生に対し3年ごとに「学習と学生生活アンケート」（資料4-95）を行っている。なお後述するように、直近では2020年12月に、COVID-19の感染拡大下における学生生活の状況を把握すべく、「コロナ禍における学習と学生生活アンケート」としてこれを実施し、その結果を全学的に共有し学生支援に役立てている（資料2-37）。

このように本学では、適切に整備された学生支援体制を通して、学生の修学や正課外活動、また学生生活や進路選択等への支援を実施している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性に関する全学的な点検・評価については、3年ごとに「学習と学生生活アンケート」（資料4-95）を実施している。この調査結果を通して、各部門や事務部等においては、学生生活の実態と意識を把握するとともに、教育における諸課題の解決や学生を支援する取り組みの適切性を検証し、必要に応じて改善・向上を行っている。

なお2020年度には、COVID-19の感染拡大下における学生生活の状況を把握すべく、学生生活の満足度やストレスチェックを測定するため、当初2021年度に実施する予定であった同アンケートの内容を一部改変し、「コロナ禍における学習と学生生活アンケート」として前倒して実施している。このアンケートはIR室が分析し、その結果は内部質保証推進会議を通じて学内に共有され、学生支援の改善・向上に活用されている（資料2-37）。

たとえば、2020年度入学生が他の学年と比べて全体的な満足感が有意に低いことや、教員とのコミュニケーションが生活上の不安を和らげストレスチェックの合計点を下げていることが明らかとなり、アドバイザーを始めとした教員から2020年度入学生に対する積極的な支援が必要であることが、内部質保証推進会議を通して、全学的に共有されるに至っている（資料7-64）。

また全学的な学生支援を主として担っている大学学生生活委員会は、毎年度、自己点検・評価として当年度の「活動計画」に基づいた「活動報告」を作成している（資料5-43【ウェブ】、8頁）。この内容は、内部質保証推進会議（2019年度以前は大学自己評価委員会）において検討され、これに基づく改善・向上の指示とその結果の確認がなされる体制となっている。

学科・専攻においては、「活動報告（教学関係）」の「DPにもとづく教育効果数値目標」（2019年度以前は「教育効果数値目標」）に基づき、学生の進路に関する支援の適切性について、毎年度、自己点検・評価し、次年度の計画を立案している（資料4-57、4～24頁）。この内容は、教育課程編成会議（2019年度以前は大学自己評価委員会）において検討され、改善の指示およびその改善結果の確認がなされる体制となっている（資料2-14、第5条第5号）。

## 第7章 学生支援

こうした体制のなかで、たとえば大学学生生活委員会は、学生マナーの向上が必要であることを踏まえ、学生生活支援センターを通して、マナー啓発のために冊子『KINJO MANNER BOOK』（資料 7-65）を作成し、学生への配布を行った。これとあわせて、最寄りの駅から大学までの通学路における警備員を適宜配置することで、かつて多数寄せられた近隣の通学路および学生が最も多く利用する名鉄瀬戸線電車内に関する苦情は一桁台を維持しており、学生マナーの改善がみられるようになっている。

このように本学では、学生支援の適切性について定期的あるいは緊急的に点検・評価を行う体制と整え、またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているところである。

### （2）長所・特色

〈学生支援の体制〉 本学では、学生支援をより丁寧に行えるよう、学科専任教員によるアドバイザー制度を導入し、修学支援、生活支援、進路支援など多面的な支援を行える体制を整えている。導入当初（2012年度）には、「窓口や相談相手」としてのアドバイザーに対して、「利用したり接触したことがないのでわからない」と回答した学生が35.2%も存在したが、制度の定着につれて認知度も向上し、2018年度には17.4%と約半分にまで縮小し、利用している学生における肯定的評価も96.2%にまで至っている（資料 4-95、39頁）。こうした評価向上の背景には、アドバイザーによる学生面談やオフィスアワーの設定、また学生指導に必要な個人情報を管理するデータベースである「K-カルテ」の活用やその機能の充実などがあると考えられる。また、学生を身心面で支援する学生相談室の対応については、利用者の95.6%の学生が肯定的評価をしており、その支援が適切であることを示している（資料 4-95、32頁）。

〈地域における就職支援の強化〉 学生には東海三県（愛知・岐阜・三重）への就職を希望する傾向が強いが、これまで三重県や岐阜県の就職支援は愛知県に比べ手薄であった。そこで、三重県や岐阜県と就職支援に関する協定を締結し、該当地域における就職活動の支援を強化している（資料 7-66）。これにより、学生に対する企業情報や各種イベントの案内や合同企業説明会の開催、またIターンやUターン就職に関する情報交換などが活発になった。

〈博士課程学生に対する就学支援〉 本学大学院では、将来の研究者となる女性に対し、その様々なライフステージに合わせて修学できるような体制を整えている。具体的には、

## 第7章 学生支援

「金城学院大学大学院長期履修学生規程」を定め、職業・出産・育児・介護、その他学業に専念できない事情等がある場合、長期履修学生として規定の修業年限を超えて在籍し、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを可能としている（資料7-67）。

### （3）問題点

「学習と学生生活アンケート」は、本学における学生支援の現状把握に大きく寄与している。しかしこれまで質問様式を基本的には改めてはならず、その内容の精査が必要である。IR室を中心に2020年度に実施したCOVID-19への対応に関する緊急アンケートの結果を踏まえつつ、質問項目の入れ替えなどを進め、より適切な現状把握とその活用を図っていきたい。

本学における学生支援に関する取り組みは、大学学生生活委員会を中心に、各学部・学科そして教員の各レベルで行っている。しかしながら、その対象はもっぱら学士課程学生が中心となっているのが実際である。今後は、博士課程学生を対象とする学生支援、とりわけキャリア教育を中心とした体制整備についての検討を進める必要がある。

### （4）全体のまとめ

本学の学生支援は、各学科におけるアドバイザー制度を基礎として、入学から卒業に至るまでの一貫した支援体制となっている。学生支援に関する全学的な計画は、大学学生生活委員会においてまとめられ、学生生活支援センターや各学部の学生生活委員会を中心にこれが実施されている。また各学科においては、学科学生生活委員が主体となって、全学的な取り組みを踏まえつつ、その独自の学生支援を展開している。

学生の生活や志向また大学に対するニーズは、時代によって変化している。学生支援の質の向上には、こうした変化について様々な調査や情報収集を通して把握し、学生の実態やニーズを踏まえた取り組みを充実させていく必要があると言える。今後は、2019年度に設置されたIR室を中心に、こうしたデータの集積と解析をさらに進めていきたい。

以上のことから本学における学生支援には、いまだいくつかの課題が残されてはいるものの、学生に寄り添った支援の体制が整えられており、適切に展開されていると判断するものである。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するため、2012年度から、「多様な交流を促す空間の創出」「安心して使い易く、質の高い教育・研究環境の整備」そして「自然と共生する環境配慮型キャンパスの整備」などのコンセプトを掲げ、「金城学院キャンパスマスタープラン」(以下「KMP21」と呼称)(資料8-1【ウェブ】)(資料8-2)を展開してきた。これは、「多様な交流を促す空間の創出」「安心して使い易く、質の高い教育・研究環境の整備」「自然と共生する環境配慮型キャンパスの整備」という『金城学院中期計画(2009年度～2014年度)』(資料8-3【ウェブ】、1頁)に沿って立案されたキャンパス整備計画であり、その実施状況については、随時ウェブサイト等において示してきた(資料8-1【ウェブ】)。

KMP21は、全体を3つのフェーズに分け、段階的に展開してきたものであり、2020年度をもって完了することとなっている。KMP21において建設を予定していた最後の新校舎であるE1号館が2020年8月に完成し(資料8-4【ウェブ】)、これに引き続き老朽化したW5号館の取り壊し作業が進行中となっている。

こうした8年にわたるKMP21において整備された施設のうち、福音主義キリスト教という本学の基礎となる精神を象徴するものが、長く校長を務め、在職のまま召天したエラ・ヒューストン宣教師(在職1893～1912【ウェブ】)を記念したエラ・ヒューストン記念礼拝堂である(資料8-5)。これは、キャンパスの中心であるセンターコートに建設された礼拝堂であり、ここで多くの学生が神に祈り、自分自身と向き合い、仲間と集う場となることが期待されている。

KMP21終了後も、「金城学院大学 VISION 2030」において示したように、教育・研究の面において、より快適な大学キャンパス環境を実現するための整備を続けていく予定であり、現在具体的な計画を立案中である(資料1-22【ウェブ】、9頁)。

このように本学では、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等の環境や条件を整備するための方針を定め、これを明示する体制を整えている。



点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

KMP21による本学校舎の新築および改築が完了したことにともない、教育研究等環境に関する方針に基づいたネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等の機器は、全学的に整備された（資料1-1、128頁）。現在、KMP21に基づき整備されたすべての校舎において学内Wi-Fiが利用できるようになっている（資料8-6）。また2018年度より、教育や学術研究の利便性向上を目的として、国際的に構築・提供されている無線LANシステムであるeduroamに参加し、学内においてもその利用が可能な体制を整えている（資料8-7【ウェブ】）。

また、キャンパス内には、学生が利用可能なPCスペースを12ヶ所（教室8ヶ所、自習室3ヶ所、学生用ラウンジ1ヶ所）設け、計583台のPCを運用しており（資料8-8）、このほか電子黒板・複合機（資料4-54、35～38頁）やCALLシステム（資料1-7【ウェブ】、34頁）などを設置している。このほか、2017年度からは、Microsoft Office 包括ライセンス契約を締結し、学生が最新版のMicrosoft Officeを利用できる環境を整え、またOne Driveを用いたデータ共有を可能としている。このほか、GoogleとG Suite for Education契約を結び、メールやデータ共有、テレビ会議サービスを可能としている。

こうした多様なサービスを用意していたため、本学では、2020年度におけるCOVID-19の感染拡大下での遠隔授業は比較的円滑に実施することができた。2020年12月に実施された教員向けのアンケート調査では、リアルタイム双方向性授業を実施した教員は74.4%、音声付きスライド資料動画を実施したのは81.4%（複数解答可）に及んでおり、多くの教員が質の高い遠隔授業を目指して取り組んだことが分かっている（資料2-36）。

もとより、こうした遠隔授業の円滑な実施は、整備されたインターネット・サービスだけでなしえるものではない。これらのサービスを適切に利用できるよう、マルチメディア

## 第8章 教育研究等環境

センターを中心に、教員・学生に対して「manaba」をベースに講習会や各種案内を提供したことが大きい（資料 4-61）。また 2020 年度前期については、対面授業の一部再開後（2020 年 6 月より）にリアルタイム双方向型授業を受講する学生のため、大学とは別系統のネットワークを導入した教室を用意するなど、通信環境の維持・整備に努めた（資料 4-55）。

こうしたネットワークを含めた施設・設備等については、2004 年に策定された先手管理手法に基づいた年次計画をベースに、毎年度プライオリティーを見直しながら有効に実施し、適切な維持管理を行っている（資料 8-9）。また施設・設備等の安全および衛生を確保するため、「金城学院労働衛生管理規程」に基づき（資料 8-10）、「大学・幼稚園事業場労働衛生事業場委員会」（資料 8-11）を設置している。

同委員会では、学内の空調・光量等の管理作業環境測定や職場巡視を定期的に行うなど、環境の適切性を科学的根拠に基づき評価している（資料 8-12）。この検査結果については、大学事務部学生支援部保健センター（資料 7-42、第 18 条第 16 項）において集約し、学校環境衛生管理基準に沿って産業医が確認し、労働衛生事業場委員会においてこれを承認しており、不適切な環境がある場合は、早期に対応するとともに、再発の防止を図っている（資料 8-13）。

なお 2020 年度には、こうした取り組みに加え、COVID-19 の感染拡大への対応・対策が求められた。本学における感染防止対策は、もっぱら大学事務部学生支援部保健センター（資料 7-42、第 18 条第 16 項）が、その医療的知見や文部科学省から示される最新のガイドラインを踏まえ、本学の置かれた環境に合わせてこれを実施した。とりわけ 2020 年 6 月の対面授業再開以降、同センターを中心に、以下のような対応・対策が行われている（資料 8-14【ウェブ】）。

**【接触感染防止対策】** 手指消毒薬の配置。ドアノブ・机・マイク等共用物の消毒。

**【飛沫感染防止対策】** 換気システムの使用・窓の開放。昼食時の密防止巡回。

**【体調不良者管理】** 体調不良者の登校禁止・追跡調査。

**【感染拡大期対応】** 移動自粛の勧奨。施設使用の感染対策届出制実施。

**【全般的な対策】** 注意喚起の学内掲示・放送ならびにウェブページへの掲載。体温および行動記録の保管の指示。

こうした取り組みの結果、本学では、陽性者が判明した場合でも、学内における感染拡大の発生を抑止することができたのである。

## 第8章 教育研究等環境

このほか、バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備も進めている。具体的には、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(資料 8-15【ウェブ】)を踏まえ、KMP21の展開を通して、キャンパスおよび校舎におけるバリアフリー等の環境整備を進めてきた。2021年3月に、本部棟東側連絡通路にエレベーターが設置され、校舎間における回遊性をもった移動が可能となり、本学キャンパスのバリアフリー化が一層進展するに至っている(資料 8-16)。

KMP21を通して新設された校舎においては、N1号館にラーニングコモンズ(資料 8-17【ウェブ】)を設置するとともに、各処に自習可能なラウンジ等を積極的に設置し(資料 8-1【ウェブ】)、学生の自主的な学習を促進するための環境整備を行っている。また、Learning Management System(学習管理システム・LMS)である「manaba」を運用し、学生がみずからの学びの振り返りができるようにしている。また、マルチメディアセンターでは、タイピング練習ツールである「e-typing pro」や教職課程に関する動画や資料を集めた「教職課程専用ページ」を提供しており、学生の自主的な学びを支援している(資料 8-18【ウェブ】)。

こうしたデジタル・リテラシーを高める教育とともに、本学では必修の共通教育科目である「情報リテラシー」(資料 4-19【ウェブ】)において、学生が情報倫理について学ぶ場を設けている。また、入学時のオリエンテーション時に「マルチメディアセンター講習会」を実施し、情報倫理に関する指導を行っている(資料 8-19)。このほか、SNSの不注意な利用によりトラブルに巻き込まれることを防ぐために、『KINJO MANNER BOOK』

(資料 7-65)の配布などを通じた注意喚起を行っている。また、教職員については「金城学院個人情報保護規程」(資料 8-20【ウェブ】、第3条第2項)および「金城学院大学研究倫理指針」(資料 8-21【ウェブ】)に基づき、大学FD委員会のもと、研究倫理教育およびコンプライアンス教育を毎年実施しており、その受講率は、全学平均で93%、専任教員においては98%(特別休暇等の教員を除く)に及んでいる(資料 8-22)(資料 2-51【ウェブ】)(資料 6-54)(資料 6-57)。また職員に対しては、事前予告のないかたちでの標的型攻撃メール対応訓練を行い、情報セキュリティに対する意識を高める試みを実施している(資料 8-23)

このように本学では、KMP21に基づき教育研究活動に必要な施設および設備を整備しており、ICT等の適切な活用とともに、バリアフリーなど利用者の快適性に配慮したキャンパス環境が整えられている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学における大学蔵書（2019年度末時点）は、図書 535,582 冊、視聴覚資料 10,213 点、雑誌（冊子）9,112 タイトル、雑誌（電子ジャーナル）22,112 タイトルとなっている（資料 8-24）。これらの蔵書の構築にあたっては、関連規程に基づき図書館委員会で各学部・研究科等への図書費配分額を決定すると共に、図書館の裁量で使用できる共通費を設けることで、本学の教育および研究に必要な蔵書数と蔵書構成を形成している（資料 8-25）（資料 8-26）（資料 8-27）。

電子ジャーナルについては、2019年度末時点で、2014年度末比9倍と、その整備が進んでいる。またデータベースの内容は、新聞・辞書等の基本的なものから専門性の高い学術データベースまで、国内・国外のデータベースを幅広く導入しており、現在20種類が利用可能である（資料 8-28【ウェブ】）（資料 8-29【ウェブ】）。ただし、電子書籍のタイトル数については、大学図書館総平均値（8,825）に対して、1,650と少ないため、電子書籍のいっそうの充実を急ぐ必要がある（資料 8-30【ウェブ】）。なお、これら電子的サービスに関しては、アクセスが学内に限定されているものが含まれている。

館内では、個人利用の閲覧スペースのほか、グループ学習を促進するために多目的室2室計104席、グループ閲覧室2室計28席、グループ学習コーナー20席を設置している。また、専門的な資料等の選書については、各学部・研究科に対して、図書館に収蔵すべき資料を購入する費用を割り当て、所属教員による専門的な見地から選書等を行っている（資料 8-31【ウェブ】）。このほか、共通教育に関する分野や本学の学部・学科の構成上から手薄となっている分野については、図書館に留保されている共通費で資料を収集している。

## 第8章 教育研究等環境

国内・国外の学術情報の相互提供システムの構築に関しては、国立情報学研究所（NII）による目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）への参加のほか（資料 8-32【ウェブ】）（資料 8-33【ウェブ】）、国立国会図書館デジタルコレクションにおける図書館送信資料への利用登録（資料 8-34【ウェブ】）、Online Computer Library Center（OCLC）などのネットワークに参加している。とくに OCLC が提供する WorldCat Discovery Services を導入することで、海外を中心に、オープンアクセスを含めた学術情報を横断的に検索できる仕組みを構築している（資料 8-35【ウェブ】）。また、私立大学図書館協会、東海地区大学図書館協議会、東海地区図書館協議会等に加盟し、国公私立の大学図書館だけでなく、公共図書館や専門機関との連携・協力体制も整えている（資料 8-36【ウェブ】）（資料 8-37【ウェブ】）。

学術情報へのアクセスは、学内ネットワークからの利用を基本としている（資料 8-28【ウェブ】）。しかしながら、2020 年度に COVID-19 の感染拡大防止のために図書館が全面的な利用停止となったことを契機として、専任教員に対し VPN サービスを開始した。これにより、学外からでも学内にいるときに近い形で安全に活用できるようになった。

また、オープンソースの学術情報のなかで特に役立つサイトについては、図書館ウェブサイトトップ画面から「リンク集」としてアクセスできるように整え、リンク先サイトについては常に見直しを行っている（資料 8-38【ウェブ】）。

なお、学外からの学術情報へのアクセスには、国立情報学研究所において提供されている「学認」（GakuNin：学術認証フェデレーション）への加入が望ましいとも考えられるが、維持管理等の費用面との兼ね合いから、他の選択肢を含めて導入の是非を検討している。

図書館における閲覧座席数は 566 席と学士課程の学生収容定員（4,910 名）に対して 11.5%を確保し、入館者数が増加する時期でも十分なスペースを確保している（大学基礎データ表 1～表 2）。開館時間は、授業期間中の平日は 8 時 30 分から 20 時、土曜日および授業期間外は 9 時から 16 時 30 分までとなっており、授業との兼ね合いを勘案して最大限に設定している（資料 8-39【ウェブ】）。また館内の Wi-Fi 環境は、書庫部分を除く図書館全体の半分程度をカバーしている（資料 8-6）。

このような提供体制となっている本学図書館は、専任職員 5 名、委託職員 10 名をもって運営されている。うち、夜間カウンター担当の委託職員 1 名以外は司書資格を保有して

## 第8章 教育研究等環境

おり、専任職員1名は情報処理技術者であり（資料8-40、3頁）、カウンター業務から目録データ作成まで図書館職員として総合的なスキルを有する職員が配置されている。

なお2020年度は、COVID-19の感染拡大により本学図書館は、全面的な利用停止となった。このため、オンライン上で利用できるガイダンス、オリエンテーション等のコンテンツを作成し、図書館ウェブページで公開した（資料8-39【ウェブ】）。また、2020年度前期においては、一部データベースの学外アクセスを可能にし、来学できない教職員・学生の利用に供した（資料8-41）。またこのほかにも、学生に対するメール・レファレンスに加え、大学の費用負担による郵送貸出を実施するなど、来学が困難な学生に対し、最大限のサービスを提供している（資料8-42）。

このように本学図書館では、図書資料やその利用環境および各種の学術情報サービスを提供するための体制を整備している。また、これらを機能させるための専門的な知識を有する者を適切に配置している。

**点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。**

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学では、「金城学院大学 VISION 2030」において、「過去からの蓄積を継承し、それに新しい知見を付け加えることによって、社会の要請に応えられるような研究」という基本路線を提示している（資料1-21）。また、今後の計画については、『金城学院中期計画（2020年度～2024年度）』において、

- ① 科研費等の競争的外部資金における申請・分担参加の奨励
- ② 学内助成や特別研究期間制度の整備と利用の促進
- ③ 女性みらい研究センターを中心とした地域社会支援プログラムの開発・研究

の3項目を示している（資料1-22【ウェブ】、3頁）。

## 第8章 教育研究等環境

この中期計画の②にも関わる制度として、本学では、「金城学院大学特別研究期間制度規程」（資料 8-43）に基づき、サバティカル制度を運用している。具体的には専任教員が5年以上の勤務年数につき半期の、12年以上の勤務年数につき1年の特別研究期間を申請できるような制度を整えている。

また2017年度より、本学の教育をさらに充実、向上させるための教育改革の取り組みに対し、必要経費を助成することを目的として、教育改革助成費制度を運用している（資料 8-44）。この教育改革助成費は、専任教員個人または専任教員から構成されるグループで申請することができるようになっている。助成対象期間は2年以内とし、学部長会での協議を経て、学長が選考している。

このほか「特別研究助成費」（資料 8-46-1）（資料 8-46-2）の交付をはじめ、大学父母会の助成による「父母会海外・国内研修助成費」（資料 8-45-1）や「父母会特別研究助成費」（資料 8-45-2）などを通して、教員の研究活動を支援している。また「研究支援金の配分に関する申し合わせ」（資料 8-47）に基づき、競争的資金を獲得した教員に研究支援金を配分するなど、研究費を適切に支給している。

中期計画の①に関わる外部資金獲得のための支援については、本学における外部資金の中心となる科研費に関する学内公募説明会を通して、申請書の作成支援を行っている（資料 8-48）。また研究支援のためのウェブサイトを設け（資料 8-49【ウェブ】）、学内および学外の研究助成に関する情報発信を行うなどの取り組みを行っている（資料 8-50）（資料 8-51）。

専任教員の研究活動を支援するため、研究室については、KMP21に基づいた校舎等の整備によって、専任教員1名に対して1スパン（1名1室）を基本とした研究スペースの確保・標準化が整えられている。また専任教員には、授業担当コマ数の基本を年間12コマとすることで、研究時間が確保できる体制を整えている（資料 6-19）。

教員の教育研究活動を支援すべく「金城学院大学ティーチングアシスタント規程」に基づき、マルチメディアセンターや言語センター、また国際交流センターのように、本学学生に対する教育的業務の補助を必要とする部署に適切な人員をティーチング・アシスタントとして配置している。ただし、リサーチ・アシスタントについては、制度としてこれを設けていない。

このように本学では、サバティカル制度や教育改革助成費制度など教育研究活動を支援する体制を適切に整備し、教員における教育研究活動の促進を図っている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、「金城学院大学研究倫理指針」（資料 8-21【ウェブ】）によって、研究倫理の確立のための基本的な方針が定められている。また、実際に研究不正が発見された場合の対応についても、「金城学院大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」（資料 8-52【ウェブ】）および「金城学院大学研究資料等の保存に関する規程」（資料 8-53【ウェブ】）に定めている。

教員に対しては、毎年度「研究倫理教育及びコンプライアンス教育」を実施している（資料 2-51【ウェブ】）（資料 8-22）。また、学士課程学生に対しては、研究倫理教育にかかるリーフレット（資料 8-54）を、博士課程学生に対しては、研究倫理教育およびコンプライアンス教育にかかるリーフレット（資料 8-55【ウェブ】）を配布し、その周知を図っている。

研究活動における不正行為防止への取り組みについては、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者として、学部長・研究科長および研究所長が研究倫理責任者となる体制のもと実施されている。また、公的研究費の管理・運営については、学長を最高管理責任者、大学事務部長を統括管理責任者として、学部長および総務部長がコンプライアンス推進責任者となる体制のもと実施されている（資料 2-51【ウェブ】）。

このほか、動物実験にかかる研究倫理の審査を担当する機関として、金城学院大学動物実験委員会が設けられ（資料 8-56）、「金城学院大学動物実験指針」（資料 8-57【ウェブ】）に基づいて、実験が行われる体制となっている。

このように本学では、研究倫理や研究活動の不正防止に関する取り組みとして、規程や体制の整備、またコンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施を適切に行っている。



点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、3年ごとに実施している「学習と学生生活アンケート」（資料4-95）によって、キャンパス環境や学生生活に関する満足度や要望を調査し、また授業環境については、「授業評価アンケート」（資料4-43）に基づいて、その設備等についての在り方を調査している。これまでこうした調査結果は、学内各部署において共有され、その自己点検・評価に役立てられ、またその改善・向上に用いられてきた。たとえば、体育施設運営委員会が、近年の猛暑に対する学生からの訴えを踏まえ、体育館における熱中症予防のために、アリーナへの空調設備の設置を求め、これを実現したことなどは、その一例である（資料8-58）。

しかしこれらアンケートなどの調査については、各部門において個別に参考とするにとどまり、全学的な視点からの点検・評価は十分に行われてこなかった。こうした問題点を補うべく、2020年度以降は、これら調査・収集したデータをIR室が集約・分析し、その報告を内部質保証推進会議や教育課程編成会議などの全学的組織を通して共有・活用できる体制が整えられている（資料2-27）。

## （2）長所・特色

53万冊を超える蔵書を擁する図書館は、本学が所在する東海・北陸地区の女子大では第1位の冊数を誇っており（資料1-25【ウェブ】、38頁）、まさに本学における教育研究の象徴的存在であると言ってよい。これは全国的に大学図書館の資料費が削減される傾向があるなかで、資料費を5%以上増額（2019年度実績、対2014年度比）させるなどの取り組みの結果でもある（資料8-24）。

また図書館では、大学で実施される「学習と学生生活アンケート」に加え、独自のアンケート（資料8-59）で利用者のニーズの把握を行うとともに、文部科学省による「学術情報基盤実態調査」を踏まえ、同規模（5～8学部）の大学図書館との比較を通して、本学の状況を客観的に評価し改善点を洗い出し、科学技術・学術審議会の大学図書館の整備に関する資料を参照しながら、図書館の改善・向上に向けた取り組みを行っている。こうした取り組みの積み重ねの結果、「学習と学生生活アンケート」では、図書館の窓口対応、資

料の充実度、検索サービス充実度ともに高い満足度を得ることができている（資料 4-95、67 頁）。

このほか KMP21 により整備された校舎では Wi-Fi 環境が整えられ、これによってすべての講義・研究棟において、ICT を活用した教育研究活動が可能となった。今後はこうした整備を付置施設等にまで拡大し、より便利な通信環境の確立を図りたい。

### （3）問題点

情報倫理教育に関しては、学生に対するものとしてはマルチメディアセンターを中心に、全学的なカリキュラムの下にこれを実施しているものの、教職員に対しては、新任者オリエンテーションでの個人情報保護についての案内や研究倫理教育およびコンプライアンス教育のなかで触れるにとどまっている。情報倫理を主題とした教職員対象の講習会等の開催について検討すべきである。

本学は、長い歴史を有することもあり、その蔵書数については誇るべきところがある。しかし他方で今日の教育研究上で求められているところの電子書籍については 1,650 冊（2019 年度）（資料 8-24）と、大学図書館総平均値の 8,825 冊（資料 8-30【ウェブ】）に比べ、そのタイトル数は決して多いものとは言えない。今後は、こうした資料について、いっそうの充実を急ぐ必要がある。

### （4）全体のまとめ

本学の教育研究等環境に関しては、本学院全体のキャンパスマスタープランである KMP21 に基づき、2012 年度以来その整備を続け、2020 年度現在、これが完了する段階となっている。今後は「金城学院大学 VISION 2030」における基本方針、また「金城学院中期計画」を踏まえ、さらなる整備を行っていくこととなっている。

また今後は、COVID-19 の動向に応じたさらなる取り組みが必要となると考えられる。こうした新たな状況に即応した形での教育研究等環境の改善・向上に努める必要がある。そのためにも通信環境の適切な維持と整備を進め、また LMS である「manaba」などの情報サービスをいっそう活用するとともに、これらを使用する学生・教職員の情報倫理教育をさらに徹底させるべきであろう。

以上のことから、KMP21 を通した施設・設備などのハードウェアについては整備されており、また情報サービスや情報倫理教育といったソフトウェアの側面については、いまだ

## 第8章 教育研究等環境

課題が残されているものの、一定の対応がなされており、本学における教育研究等環境に関する取り組みは展開されていると判断するものである。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、「福音主義キリスト教に基づく女子教育」という建学の精神に基づき、社会連携・社会貢献に関する方針を、「金城学院大学産学官連携ポリシー」として定め、ウェブサイト上において公表している（資料9-1【ウェブ】）。ここでは、「教育と研究の活性化を通じ普遍的な知を創造し、社会に貢献すること」が謳われ、「社会に開かれた大学」を目指すことが明示されている。

また、2019年度に大学設立70周年を迎えるにあたって、その前年度に策定した「金城学院大学 VISION 2030」においても、「Ⅲ. 地域社会との共生のビジョン」として、「地域の中で、地域とともに、地域のための教育・研究を推進し、地域社会の抱える困難を解決するための活動を行う」ことが、本学の社会的責務であると規定されている（資料1-21）。

こうした方針を踏まえ、『金城学院中期計画（2020年度～2024年度）』において、「女性みらい研究センターを中心とした地域社会支援プログラムの開発・研究」（資料1-22【ウェブ】、3頁）や、「研究成果の社会への還元」「生涯学習」「産学官連携、地域連携」（資料1-22【ウェブ】、8頁）などの大学アクションプランを掲げ、今後5年間における方針を明示している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、協定校である同志社女子大学をはじめ、愛知学長懇話会加盟大学、および「大学コンソーシアムせと」（瀬戸市と近隣の高等教育機関による協働組織）（資料9-2【ウェブ】）加盟大学間で包括協定を締結し、単位互換や社会貢献活動等の大学間連携を

実施している（資料 9-3【ウェブ】）。地域社会の発展に寄与すべく、名古屋市守山区・尾張旭市と連携協定に関する協定書を取り交わしている（資料 9-4）。また、中部国際空港株式会社との協定を結ぶなど産学連携にも注力している（資料 9-5）。

本学では、こうした学外組織との連携体制のもと、各学科・専攻や教員が、その教育研究活動を社会連携・社会貢献へと結びつけている。たとえば「大学コンソーシアムせと」との協同において、本学広告研究会が瀬戸市商店街の PR ポスター「瀬戸の素敵なカフェ」（資料 9-6【ウェブ】）を制作したほか、ゼミ単位で「大学生によるまちづくり活動応援補助金事業」や「新しい文化創造プロジェクト」、「大学コンソーシアムせと PR プロジェクト」に参加するなどの活動を続けている（資料 9-7【ウェブ】）（資料 9-8【ウェブ】）（資料 9-9【ウェブ】）。

このほか本学心理臨床相談室では、「大学コンソーシアムせと」の枠組みのなか、瀬戸市内の小中学校での特別支援教育における巡回指導に協力し、その助言を行っている。また同相談室は、尾張旭市との連携協定に基づき、博士課程学生の実習を通して同市の小学校における特別支援教育の支援を進めるなど、教育研究活動を地域に還元する取り組みも行っている（資料 9-10-1）（資料 9-10-2）（資料 9-10-3）。

また、中部国際空港株式会社との協定に基づき、「金城セントレアサポーターズ」が組織され、訪日外国人向け英語ガイドの冊子製作（資料 9-11【ウェブ】）や、「女子大生が体験した LCC と韓国の魅力展」（資料 9-12【ウェブ】）を開催するなど、産学連携による活動を展開している（資料 9-13【ウェブ】）。

こうした学外組織との連携による活動のほかに、本学組織を主体とする以下のような社会貢献活動も行われている。

〈女性みらい研究センター〉 2018 年に設置された本学女性みらい研究センターは（資料 3-11）、本学の建学の精神に基づき、次の時代を生きる女性のために、多彩な学習プログラム、専門家によるキャリア相談、交流イベントなどの研究・学習活動を通じて、様々な年代の女性のみらい作りを応援することを目的として活動している。

具体的には、名古屋市の後援による「女性活躍フォーラム」を開催し、地元企業と連携して企業における女性活躍推進の現状と課題について、学習と交流の機会を提供しており、多くの地域住民の参加を得ている（資料 9-14【ウェブ】）。また、名古屋市との共同開催による女性カレッジ事業において、女性の健康やライフデザインに関する講座を毎年開催している（資料 9-15【ウェブ】）。このほか、愛知県との連携により、女性活躍啓発冊子

『おもしろがって、楽しもう 自分らしい管理職へ!』を作成している(資料9-16【ウェブ】)。これらのイベントは社会人女性向けに開催されたが、学生が参加できるものもあり、幅広い年代の女性がともに学習したり交流したりする機会となっている。

〈KIDS センター〉 2015年に設置された本学 KIDS センター(資料3-9)では、遊びの広場の利用を中心として、子育てセミナーや親子教室、子育て相談等の多彩なプログラムで、地域の方々の子育てを支援している(資料9-17【ウェブ】)(資料9-18)。ここでは、各学科における保育・臨床心理等に関わる専門科目(資料9-19【ウェブ】)(資料9-20【ウェブ】)や共通教育科目「KIDS センタープロジェクト」(資料9-21【ウェブ】)などにおける実習施設、博士課程の公認心理師養成プログラムにおける連携施設としての役割を担っており、保育士・幼稚園教諭・公認心理師などの専門職を目指す学生にとっても、実践的な学びの場となっている。このほか、ボランティアとして KIDS 学生サポーターを受け入れ、自主的な学びの機会を提供している。

〈エクステンション・プログラム〉 本学エクステンション・プログラム(資料9-22)では、本学院同窓会組織であるみどり野会と協力し、卒業生や名古屋市およびその周辺に居住する一般市民に対し、キリスト教に関連する講座や語学講座などの学びの機会を提供している(資料9-23【ウェブ】)。2014年度以降の1クラス当たり受講人数は平均13.5人を維持しており、適切な運営状態にある(資料9-24)。

〈金城学院ファッション工房〉 生活環境学部環境デザイン学科所属の教員や在学生・卒業生等を中心として、高齢者や障がい者に対し、おしゃれで着心地のよい衣服の提案や製作等の支援を行っている(資料9-25【ウェブ】)。服の製作・リフォームにかかる相談会(資料9-26【ウェブ】)やファッションショー(資料9-27【ウェブ】)など、市民との積極的な交流を重ねている。

このほか本学では、学科のレベルにおいても、その専門性を生かした形で、地域との交流を図っている事例が多数存在する。たとえば文学部音楽芸術学科では、名古屋市文化振興事業団やセントラル愛知交響楽団との連携事業として、守山区・半田市等で地域住民のためのコンサートを開催している(資料7-7【ウェブ】)。また生活環境学部食環境栄養学科では、管理栄養士養成課程の特性を生かした地域交流を推進しており、2019年度には、「瀬戸市健康まつり」を瀬戸市と共催するなどの活動を行っている(資料9-28)。

研究所・センター等の附置機関においても地域交流事業を展開している。たとえば心理臨床相談室では、子育てに関わる人々(親、保育・幼稚園関係者、子育て支援関係者)を

## 第9章 社会連携・社会貢献

対象に、子育て支援講演会・相談会を開催し、子育てに関する知見とともに心理的援助の機会を提供している（資料 9-29【ウェブ】）。また、地域の医療機関や教育機関等との相互交流・連携など、積極的に地域交流を図っている（資料 9-30）。

本学における全学的な国際交流事業は、国際交流センターがもっぱらこれを担っている（資料 6-29）。同センターの運営のもと、現在、本学は 9 カ国 24 大学との交流協定を締結している（資料 9-31【ウェブ】）。これら海外協定大学を中心に、留学生の送出し・受入れ、語学研修を行うとともに、企業と連携しての受入留学生インターンシップである「Kinjo O-MO-TE-NA-SHI Study Program」（資料 7-10）のようなかたちで教育研究成果の社会還元を行っている（資料 9-32）。なお、「Kinjo O-MO-TE-NA-SHI Study Program」では、すべてのプログラムを終了後、授業単位として 2 単位が付与されることとなっている（資料 9-33【ウェブ】）。

本学では、様々なかたちで社会連携・社会貢献に関する取り組みを展開しているが、COVID-19 の感染拡大への対応・対策のため、2020 年度当初においては、その活動の多くを一時停止した。しかし、心理臨床相談室のように支援の必要性が高い利用者もいる施設については、電話面接等の感染を防止できる方法によって、早い時期から活動を再開させている。また、5 月以降、順次各施設で感染予防対策を強化し、徐々に対面でのサービス提供を拡大させている（資料 9-34）（資料 9-35【ウェブ】）。しかしながら、エクステンション・プログラムなど、不特定の学外者が利用するサービスに関しては、感染防止の観点から 2020 年度は実施を中止した。感染防止策を行ったうえで、2021 年度より再開することを計画している（資料 9-36）。

このように、2020 年度現在、実施できていないものもあるが、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、また教育研究成果を適切に社会に還元していると判断するものである。

**点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献を主として担っているセンター等においては、学長の指示のもと、その内部に設置された運営委員会等（資料 3-11、第 8 条）（資料 3-9、第 6 条）（資料 9-

22、第4条)により、活動内容に関する自己点検・評価が行われてきた(資料5-43【ウェブ】、4頁)。また、これらセンター等が開催するイベントでは、適宜アンケートを実施し、改善・向上の資料としている。なお、女性みらい研究センターにおいては、『女性みらい研究センター研究・活動報告』を刊行することを通して、その取り組みについて公開している(資料9-37)(資料9-38)。

また、国際交流事業を主として担っている国際交流センターにおいては、国際交流センター委員会により、毎年度、自己点検・評価が行われ、その活動報告が内部質保証推進組織等の全学的組織に提出され、またこれに基づき次年度の活動計画が策定・実施されている(資料6-28)(資料5-43【ウェブ】、11頁)。こうした点検・評価を踏まえて、受入留学生向け教育プログラムの拡充や、受入・送出留学生向けの経済的支援の充実などが図られている。とくに、2019年度には、JASSO(独立行政法人日本学生支援機構)の海外留学支援制度においては、「海外留学を通じた女性キャリア形成プログラム」として送出留学生向けの奨学金(年間1,223万円)が採択されるなど、大きな成果を挙げている(資料9-39【ウェブ】、12頁)。

このほか、各学科・専攻等における活動については、教員個人を中心として行われているため、全学的な点検・評価ができていない。各学部・研究科等における自己評価委員会が、社会連携・社会貢献活動を活動目標に挙げた年度に限り、年間を通じた活動についての点検・評価が行われるにとどまっている(資料5-43【ウェブ】、15頁)(資料5-43【ウェブ】、17頁)。

### (2) 長所・特色

本学の社会連携・社会貢献は、福音主義キリスト教に基づく女子教育という建学の精神を踏まえたものとして展開している。とりわけ社会連携・社会貢献を主として担っているセンター等では、地域の女性が社会で活躍することに資する講演会や講座を開催し、また子育て支援講演会や相談会等を通じた支援を行っている(資料9-40【ウェブ】)(資料9-41【ウェブ】)(資料9-42【ウェブ】)(資料9-43【ウェブ】)。このほかにも、エクステンション・プログラムやキリスト教文化研究所では、福音主義キリスト教の精神を広く社会に伝え、本学で培われた学識を地域に還元すべく、市民講座や講演会、演奏会などを開催している(資料9-44【ウェブ】)(資料9-45【ウェブ】)。これらセンター等に加え、学科・専攻



などでも、本学近隣の自治体との地域連携事業や、地元企業との産学連携事業等を活発に展開している。

またこうした教育研究成果を社会に還元する際の諸制度も整えられている。具体的には、対外的に優秀な活動を行った学生を表彰する制度（資料 7-62）や研究発表する博士課程学生の旅費の補助（資料 7-26）といった学生における活動の支援とともに、学科や教員における教育の質の向上を目的とした教育改革への助成（資料 8-44）や学会の開催に対する補助（資料 9-46）、さらに本学の教育研究活動において作成された学術成果物を公開するための機関リポジトリ（資料 9-47）（資料 2-52【ウェブ】）や学生が学習の成果を公表するための「学習成果公表等助成」などを設けている（資料 9-48【ウェブ】）（資料 9-49【ウェブ】）。

### （3）問題点

本学における社会連携・社会貢献の取り組みは活発に行われている一方で、その活動自体は、個々の部門や教員等を中心に実施されているため、全学的に統括された活動になっていないのが実際である。とりわけ学科・専攻等における社会連携・社会貢献活動は、もっぱら教員個人に負うとことが大きく、それゆえ全学的な点検・評価ができていない。今後は、これらの活動を統括し、支援するような体制を整え、全学的な点検・評価を行う必要がある。

### （4）全体のまとめ

本学における社会連携・社会貢献の取り組みの多くは、地域に根ざした女子大学という本学の特質を踏まえたものとなっており、またその内容も教育研究活動における専門性を生かしたものであると言えよう。また、「大学コンソーシアムせと」をはじめとする連携協定を締結し、地域社会や地元企業とともに活動を積極的に展開してきた。

しかしながら、これらの活動全体を統括する体制が十分に整備されていないため、教員個人の資質に依拠した、散発的な活動になっている面があることも否定できない。こうした課題はあるものの、各センターや学科・専攻等での取り組みは活発であり、本学の理念・目的を踏まえながら、教育研究の成果を適切に社会に還元していると判断するものである。

## 第10章 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、社会の変化が著しく、また不確実な現代において、その教育の役割をしっかりと捉えつつ、時代の要請に応えるべく、大学設立70年を迎えるにあたり、その前年となる2018年に、「金城学院大学 VISION 2030」を策定した（資料1-21）。これは、金城学院の建学の精神、スクールモットー、そして本学の教育スローガンを再確認したうえで、教育、研究、地域社会との共生、環境整備の4分野における「ビジョン」を示したものであり、第21回総合戦略協議会において全学的に共有した（資料10-1）。このように大学運営に関する方針の明示がなされている。

また、『金城学院中期計画（2020年度～2024年度）』において示された諸項目のうち、「教育研究の推進と学習支援」「地域社会との共生」「環境整備」の3項目について、大学におけるアクションプランを策定した。これは、学院創立130周年を機に公開・共有され、ウェブサイトでも公開された。また、年ごとの事業計画の策定時には、中期計画の実現に向けた取り組みを具体的に組み入れることによって、大学運営に関する方針の周知がなされている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

本学における学長の選任は、「金城学院大学学長選考規程」および「金城学院大学学長選考規程施行細則」に基づき行われることとなっている。具体的には、各学部教授会から選出された1名および大学事務部の選挙人から選出された職員1名によって組織される選挙管理委員会が、選挙人（本学の専任教員および大学事務部の課長以上の専任職員）による学長候補者としての推薦を受け、その資格審査を経て3名以上の候補者を選出する。なお、この候補者資格には、福音主義のキリスト者であることが規定されており、本学の建学の精神を体現できるものであることが求められている。

これらの候補者に対する選挙人の投票において、投票総数の過半数を得票した者を当選者とし、その内容を学長は学院理事会に報告する（資料10-2-1）（資料10-2-2）。また学長の権限は、「金城学院職務権限及権限委任に関する規程」において「学長は、大学を代表し、大学業務をつかさどり、所属職員を統督する」（資料10-3、第13条）と規定され、金城学院大学学則」および「金城学院大学大学院学則」に、その具体的な権限が定められている（資料1-3【ウェブ】、第58条第2項）（資料1-5【ウェブ】）。

役職者の選任については、「金城学院大学役職者選挙に関する申し合わせ」（資料10-4）をふまえて各規程に基づき選挙され、その権限は「金城学院職務権限及び権限委任に関する規程」（資料10-3、第14～15条）「金城学院大学学則」（資料1-3【ウェブ】、第58条の2第2号および第3号）および「金城学院大学大学院学則」（資料1-5【ウェブ】、第52条の2第2～3号）に定められている。これらの役職を選任するための選挙は、おのおのの選挙規程に基づいて実施されている。

具体的には、副学長については「金城学院大学副学長選挙規程」（資料10-5）に基づき選挙され、その権限は「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」とともに「学長に事故ある場合、その職務を代理する」とも規定されている。また学部長・研究科長については、その選挙規程に基づき選挙され（資料5-15）（資料5-16）、（資料5-17）（資料5-18）（資料5-19）（資料10-6）（資料10-7）、またその権限は、「学部又は研究科を代表し、学長から委任された学部又は研究科に関する業務をつかさどる」とも規定されている。

学長による意思決定およびそれに基づく執行等にかかる体制については、以下のように整備されている。

学長は本学における諸課題を検討するため、副学長、学長補佐、大学事務部長を構成員とする学長室会（資料 2-17）を週 1 回開催し、またこれに学部長、研究科長、事務局長を加えた学部長会（資料 5-28）を月 1 回開催し、これを協議している。

学長はこれらの議を経て、大学または大学院の運営に関わる事項については大学評議会（資料 4-34）または大学院委員会（資料 4-87）に、内部質保証に関わる事項については内部質保証推進会議（資料 2-13）に、そして教学マネジメントに関わる事項については教育課程編成会議（資料 2-14）に対して議案を提示し審議し、意思決定を行っている。これらの会議体は、いずれも学長が議長として招集し、またその決定について責任を負うこととなっている。

こうした全学的な会議体のほかに、各学部には教授会規程に基づく各学部教授会が設けられている。これは学部長が議長として教授会を招集するものである。教授会では、学則や学部諸規則の制定や改廃をはじめ教育課程、教員人事、学籍に関する事項等、もっぱら学部に関わる事項を審議することが定められており、その役割の明確化がなされている（資料 1-3【ウェブ】、第 60 条）（資料 4-64）（資料 4-65）（資料 4-66）（資料 4-67）（資料 4-68）。

こうした教授会と学長による意思決定との関係については、2015 年の学校教育法等の改正を踏まえて学則の変更を行い、これを明確化した。具体的には、学生の入学、卒業および学位の授与について、学長が決定する際に、各学部教授会はその意見を提示するものと定められ（資料 1-3【ウェブ】、第 60 条の 2）、また退学、休学や賞罰、除籍などの学生の身分に関わる決済については、教授会の議を経て学長がこれを行うものと定められている（資料 1-3【ウェブ】、第 48 条）。

このように教学組織としての金城学院大学が、学長のもと、教育研究にかかる権限と責任を担う一方、金城学院理事会が、本学を含む学校法人金城学院における最高意思決定機関としての機能を有している（資料 1-26【ウェブ】、第 16 条）。理事会で組織される常任理事会には、教学組織の長である学長も加わっており、学院全体の経営にかかる意思決定にも関わるかたちとなっている（資料 10-8-1【ウェブ】）（資料 10-8-2）。

学生からの意見に対しては、学生支援部学生生活支援センターが学生代表組織である「学生会」やサークル活動の代表組織である「サークル協議会」と定期的な意見交換の場を持ち、要望等を受付けている（資料 10-9）。

教職員の意見については、教員からの意見は所属する学科や学部がまず対応し、全学的な対応が必要な要望については、学部長を通じて学部長会等で共有されるとともに学長が対応について検討する体制となっている（資料 5-28）。また事務職員からの意見については、所属部署の課長がまず対応し、必要な場合は事務部課長会で共有されるとともに、大学事務部長を通じて学長が対応について検討する体制となっている。

学長は、本学における防災管理全般を統括し、防災管理の最終責任者でもある。本学では、学長のもと、「金城学院大学防災管理規程」（資料 10-10）に基づき、防災管理に関する必要事項について「金城学院大学防災計画」（資料 10-11）を定め、防災管理委員会の計画のもと、災害備蓄品を準備し、また年 2 回の防災訓練（資料 10-12）（資料 10-13）を行うなど、危機管理対策を適切に実施している。また、学生に対しては、「大地震対応マニュアル」（資料 10-14【ウェブ】）を作成し、これを配布している。このほか、国際交流センターにおいては、学生の海外留学や教員の海外渡航に際しての危機管理を目的とした研修を実施するなど、学外での危機管理についてもその対策を適切に実施している（資料 10-15）。

このように本学では、学長をはじめとする役職や組織を整備するとともに、その権限等を明示し、これらの規程や制度を踏まえて、危機管理を含めた適切な大学運営を行っている。

#### 点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

法人としての金城学院では、例年、10月開催の常任理事会において次年度の予算編成方針が決定される（資料 1-26【ウェブ】、第 21 条）（資料 10-16）。理事会から通達された方針を受けて、本学各部門で検討された次年度の予算案が集約され、学長に提出される。学長は、これら提出された予算案に基づき、学長室において予算協議を行う。予算協議では、次年度の事業計画、投資案件などについて、学長室内で十分な議論を重ね、本学の予

算案をまとめ、理事長に提案することとなっている。すべての予算は、理事長室での予算協議を経て、財務部にてとりまとめられる。その上で、3月開催の理事会、評議員会において、予算が承認される。

新会計年度になると、予算は速やかに各部門に配布され、予算執行が行われる。予算執行は厳格に行われており、特に、100万円以上の単年予算および新規経常予算の執行については、実施、引合、契約のそれぞれの手続において決裁を必要とする。出金および入金処理については、会計伝票により、厳重を期するため相互チェックを実施している（資料10-17）（資料10-18）（資料10-19）。ただし、現時点では予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みが設定されておらず、今後の課題となっている。

このように本学では、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みについては整備されていないものの、その予算執行プロセスの明確性および透明性については、適切に行われ、内部統制等も有効に機能している。

**点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づき、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学では、学院事務組織として、総務部、財務部、入試広報部、学生支援部、教育研究支援部、中学校・高等学校事務部の6つの部を設置することで、業務内容の多様化、専門化に対応した職員体制を整備している（資料7-42）。

総務部には総務担当、IR担当、地域・産学官連携担当と人事担当、財務部には財務担当、管財担当とシステム担当を置いており、それぞれ法人と大学の業務を兼務することとなっている。また学生支援部には履修支援センター担当、学生生活支援センター担当、キャリア支援センター担当のほかキリスト教センター事務室、国際交流センター事務室、マルチメディアセンター事務室、言語センター事務室、保健センター、体育館事務室を置いている。このほか教育研究支援部には、学部ごとの事務室、心理臨床相談室事務室、図書館事務室を置いており、学部事務室が研究科事務室を兼務する体制となっている。

これらの事務分掌について関係部署を指導監督し、本部機構と所管業務を円滑に行うため事務局長が置かれており、また6つの部の連絡調整と事務組織の運営に関する事項を協議するため、隔週で部課長会を開催し、職員間で情報共有が図られているなど、職員体制は適切に整備されている。

なお、COVID-19の感染拡大の対応・対策を迅速に進めるべく、2020年2月に学長をトップとする教職協同の「新型コロナウイルス対応チーム」(資料10-20)(資料10-21)が立ち上げられている。3月には、これを「新型コロナウイルス緊急対策本部」(資料4-58)へと改組した。当初、これは学長、副学長、学長補佐、学生部長(以上教員)、大学事務部長、総務部長、学生支援部長、学生支援部保健センター課長(以上職員)によって構成されていたが、のち教務部長、マルチメディアセンター長(以上教員)および入試広報部長、教育研究支援部次長、IR担当係長(以上職員)を加え、その体制を整えた。こうした体制によって、感染拡大の急変など緊急の案件に関して即応でき、大学運営における影響を最小化できるように努めているところである。

前述のとおり事務組織は日常的な教学運営の一翼を担うべく機能別に組織されている。また大学運営に関するすべての会議体には、所掌する事務職員が陪席することとなっており、これに加え、内部質保証推進会議(資料2-13、第4条第14号)、教育課程編成会議(資料2-14、第4条第8号～11号)や委員会組織(資料4-17、第3条第9号)などでは関係する事務部門の職員が構成員として加わり、意思決定に参画しているなど、本学における教職協働は適切に機能している。(資料7-42)

こうした事務組織の人員配置については、毎年度に業務内容の検証をふまえた上で、組織力の向上と人材育成を目的として定期的に異動を実施している。また教職員の採用については「金城学院就業規則」(資料10-22、第4～8条)にその手続きが定められており、事務職員の採用もこの手続きに基づいて行われている。

大学職員の意欲・資質の向上を図るための制度としては、ルーブリックを用いた評価制度を導入している(資料10-23)。日々の業務において発揮される部下の行動特性を上司が評価し、その評価に基づいて業務上の行動及び行動を通して知る思考や意識の方向性を、上司がアセスメントシートを用いて面談(部下による自己評価との比較など)で講評している。その評価結果に基づき強化すべき評価項目に沿ったフォロー研修(外部研修、e-learning、レポートなど)を行うとともに、次年度のOJT(On the Job Training)、業務担当替えなどに活用している。

このように、本学院および本学の運営にかかる組織の構成と人員配置に関する諸規程は適切に整備・運用されている。また、教学運営等における教職協働も進められており、事務組織は適切に機能している。

**点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学職員にかかるSDについては、学院全体において、専任事務職員を対象とした研修助成制度が整えられている（資料10-24-1）（資料10-24-2）。このほか、ハラスメント防止に関する研修（資料10-25）（資料8-22）をはじめ、教職員合同のFD・SD交流集会在開催されるなど（資料5-43【ウェブ】、5頁）（資料6-55-2）、定期的・組織的に実施されている。今後は、2019年度末に改組された教育課程編成会議において、SDの組織的かつ体系的な実施を行うこととなっており、今後さらにその整備を進めていく予定である（資料2-14、第3条第2項第6号）。

なお、2020年度に開催予定であったSD関連の研修等については、COVID-19の感染拡大への対応・対策のため日程の変更や資料配付によってこれに代えるなど、状況に応じた適切な実施を展開している（資料10-26）。

このように本学では、大学運営を適切かつ効果的に行うべく、事務職員や教員の意欲や資質の向上を目的として、FDおよびSDを組織的に実施している。

**点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学院の中期計画においては、その到達目標を明確に設定し、その実現に向けて事業を推進することで、適切な管理運営している。また中期計画ごとに中間報告および事業報告を公開するとともに、毎年度、中期計画に基づいた事業計画を策定し、年度末には事業報



告としてその進捗を確認するなど、定期的な点検・評価が行われている（資料10-27【ウェブ】）。

決算処理については、外部の監査法人に依頼し、明確かつ厳重な基準による監査を受けるとともに、財産状況については、「学校法人金城学院寄附行為」（資料1-26【ウェブ】、第15条）の定めるところにより、監事の監査を受けている（資料2-56【ウェブ】）（資料10-28-1）（資料10-28-2）。また業務監査については、学院の内部監査室が行っている（資料10-29）。具体的には、毎年監査対象業務のテーマを設定し、監査室と監査室が指名する監査人が監査を実施している。このように、本学における監査プロセスは適切に行われている。

毎年度の事業報告や中期計画事業報告は、理事会・評議員会で審議されている（資料10-30）。事業報告として取りまとめた点検評価結果に基づき、次年度事業計画や次期中期計画（資料1-22【ウェブ】）を作成しており、改善・向上に向けた取り組みを適切に行っている。

このように本学では、学院中期計画に基づき、適切なプロセスによる監査を通じた定期的な点検・評価を通して、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

## (2) 長所・特色

東南海地震による被害が危惧される地域に所在する本学においては、とりわけ防災活動については留意してきた。学内に設けた指定避難所については、その案内を各所に掲示し、ウェブサイトにおいても示している（資料10-31【ウェブ】）。また大学独自の安否確認システムを用意し、学生の現状把握ができるような体制を整えている（資料10-32）。このほか、社会連携・社会貢献活動の一環として、名古屋市と津波災害発生時における沿岸住民の避難受け入れ協定を結ぶなど、地域にある大学としての役割を担っている（資料10-33）。

このほか国際理解を建学の精神の一つとしている本学としては、海外留学での危機管理、とりわけ女子学生におけるそれについて留意している。こうした問題に対処するため、定期的に研修会を開催している。

### (3) 問題点

中期計画については、その進捗を毎年確認しているものの、中期計画全体を踏まえた検証・総括が十分にはできていない。この点をふまえ、2020年度より始まった中期計画(2020～2024)では、到達目標を設定し、その達成に対し必要な年数を明示することとした。

予算配分や予算の執行状況等に関する情報は、現在のところ、関係する部署のみが把握するに留まっており、各部署における状況を全学的に把握する体制が整えられていない。

### (4) 全体のまとめ

本学における中長期的な方針については、「金城学院大学 VISION 2030」に掲げられ、また『金城学院中期計画(2020年度～2024年度)』においてその具体的なアクションプランが定められており、大学の年次事業計画に落とし込み、現在、これを実施しているところである。

大学運営における組織整備や学長をトップとする意思決定の体制は適切に構築されており、そこにおける各々の職務の権限や役割等についても適切に設定されている。また予算編成・執行に関しては、予算執行プロセスの明確さおよび透明性を保ちながら適切に行われている。

以上のように、本学では、掲げられた将来像や中期計画に基づき、大学運営に関する組織整備や予算執行プロセス等は適切に行われていると判断するものである。

## (2) 財務

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

大学の将来を見据えた中・長期の計画としては、「金城学院キャンパスマスタープラン」(KMP21)(資料8-1【ウェブ】)等がある。こうした大型プロジェクトに対応して、その立案段階で、学院全体の中・長期財政計画の見直しを策定している。具体的には、学納金収入計画および人件費支出計画において、その内容を精査している(資料10-34)(資料10-35)(資料10-36)。

財務関係比率に関する目標としては、教育活動資金収支差額比率の目標値を20%に設定しており、これを健全経営の最重要指標としている。これは、日本私立学校振興・共済事業団の自己診断チェックリストの健全経営の数値を参考に設定したものであり、教育活動資金収支差額比率に関しては、評価表の絶対評価8点以上を目安にしている(資料10-36)。

このように本学では教育研究活動の安定的な実施のため、教育活動資金収支差額比率20%を財務関係比率に関する目標として、その中・長期財政計画を適切に策定している。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤については、ここ数年、校舎の更新を積極的に推進してきたため、今後数年は、盤

石なものとは言えない状況にある。しかしながら入学者が中・長期計画通り確保されれば、安定的な財政基盤へ回帰していくと想定している。(資料 10-37)。

本学では、教育研究に関する予算編成は、活動計画に基づき実施されることとなっている。編成の際には、学院から提示された予算編成の基本方針におけるベンチマーク等の財政規律に基づき、活動計画の内容を採択する方法によって、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。(資料 10-38)

外部資金の獲得については、積極的かつ継続的に実施しているものの、近年頭打ちである。科研費、受託・共同研究費は総務担当が窓口となっており、増額に向けてのアクションプランを鋭意検討しているところである(資料 10-39)(資料 10-40【ウェブ】)。とくに、寄付金については、金城学院創立 130 周年を記念した事業(2018 年 7 月～2021 年 3 月)が行われており、修学奨学金や女性みらい研究センター支援など 5 つの用途を設けて広く寄付を募っている(資料 10-41【ウェブ】)。このほか、「金城学院の教育活動に対する支援と、様々な社会環境の変化に対する適切な助言を行うことによって、金城学院の維持・発展に寄与すること」を目的として、金城学院維持協力会(2020 年 12 月 1 日時点：法人会員 76 社、個人会員 8 名)が設けられ、その支援を受けている(資料 10-42)(資料 10-43【ウェブ】)。

このように本学における現在の財務基盤は必ずしも必要かつ十分なものを確立しているとは言えない状況にあるが、しかしながら中・長期計画に基づく入学者確保が実現できれば、安定的な財政基盤への回帰が可能となる見通しとなっている。またこうした状況において、財政確保や外部資金の獲得を図るために、金城学院維持協力会などの取り組みも進められている。

### (2) 長所・特色

学納金収入計画は入学定員充足率 105%で設定、人件費支出計画も改組予定などを踏まえたものとなっている。そのため、収入見込および人件費支出の見込額を予想できていることから中・長期計画は、しっかりとした予算のガイドラインとなっている。

財務関係比率は、目標値と日本私立学校振興・共済事業団の自己チェックリストの数値を比較しつつ、本学院の置かれている立ち位置を理解し、今後の経営方針を検討する材料としている。

(3) 問題点

KMP21 等による積極的な校舎の更新のため、今後数年は、財政基盤は必ずしも盤石なものとは言えない。とりわけ COVID-19 の感染拡大のような不測の事態が発生すると、より厳しい財政運営を強いられざるをえない。こうしたリスクに備えて継続的に経費削減施策を立案・実施していく必要があるだろう。

(4) 全体のまとめ

本学院では、KMP21 や中期計画に基づき、収支状況の把握と今後の見通しについて検証を行っているが、現在計画されている看護学部の設置後、その完成年度を迎えるまでは学年進行による支出超過が続き、看護学部単体として累積赤字を解消できるのは10年以上先となる。2020年度は、新学部設置のため、入学定員を抑えたことにより大学の入学生数は例年比で約100名少なく、学納金が約1億円少ない状態である。この影響が今後3年間続くため、2021年度以降、入学者数確保、経費削減を鋭意実行していく予定である。

## 終章

本報告書の作成にあたっては、本学 IR 室を中心とした認証評価チームが、「点検・評価項目」や「評価の視点」に基づいた「自己点検・評価シート」を作成し、その項目を学部・学科や研究科・専攻、あるいは委員会やセンター等の各部門における活動内容をふまえて割り振った。各部門では、その自部門に割り振られた項目が記されたシートに基づいて自己評価を行い、あわせて根拠資料を準備していった。

こうして提出された「自己点検・評価シート」は、全体で A3 版 300 頁を超える大部なものとなった。これらについて、内部質保証推進会議のなかに設けられた副学長を中心とする小委員会が精査し、疑義がある場合は当該部門に追加説明や修正を求めた。こうした作業を経て整えられた「自己点検・評価シート」は内部質保証推進会議において承認され、これに基づき、評価担当学長補佐が報告書の草稿を作成したのである。

この草稿については、各部門に対し、その関係する章について確認を行い、修正・増補が加えられた。そしてこれを、各学部・研究科ならびに諸委員会の代表者等によって構成される大学評議会に諮り、章ごとに担当者を定め、様々な視点から記述内容等の検討を行った。とりわけ、学部長・研究科長においては、その属する学科・専攻に関する記述の妥当性についても確認することとした。またこれにあわせて、認証評価チームが必要となる根拠資料の精査を進め、これを整理した。こうしたいくつもの段階を踏んで作り上げられた最終稿が、内部質保証推進会議に提出され、その承認を得、完成に至ったのである。

本報告書を作成した 2020 年度は、日本のみならず世界が COVID-19 の感染拡大によって大きく影響を受けた年であった。本学においても、その対応のために、多くの人的・物的資源を割く必要があり、そのことは、今次の自己点検・評価作業に大きな遅滞をもたらした。こうした困難のもとにあって、全学的な取り組みによって確認・作成された本報告書は、本学のもつ団結力と底力を象徴するものであると言えるだろう。

今回の第 3 期大学評価を受審するにあたっての諸作業を通して、新たな内部質保証の体制を出発させ、またあわせていくつかの課題をも確認することができた。今後は、この新体制のもと、発見された諸課題を解決し、PDCA サイクルをふまえた改善・向上によって、本学における教育研究のさらなる展開を図っていきたいと考えるものである。